

330.59-N6856-T



\*1200700576166\*

# 報年濟經本日

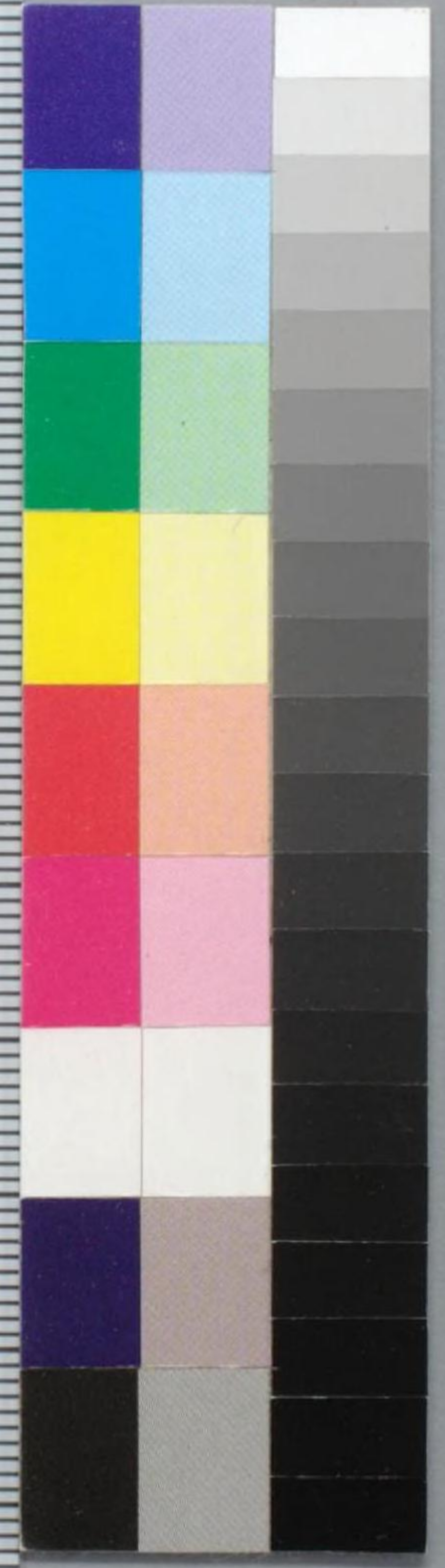
輯一第年三十和昭


(るよに料資のでま月二年三十一一月二十年二十)

輯一十三第

---

編社報新濟經洋東





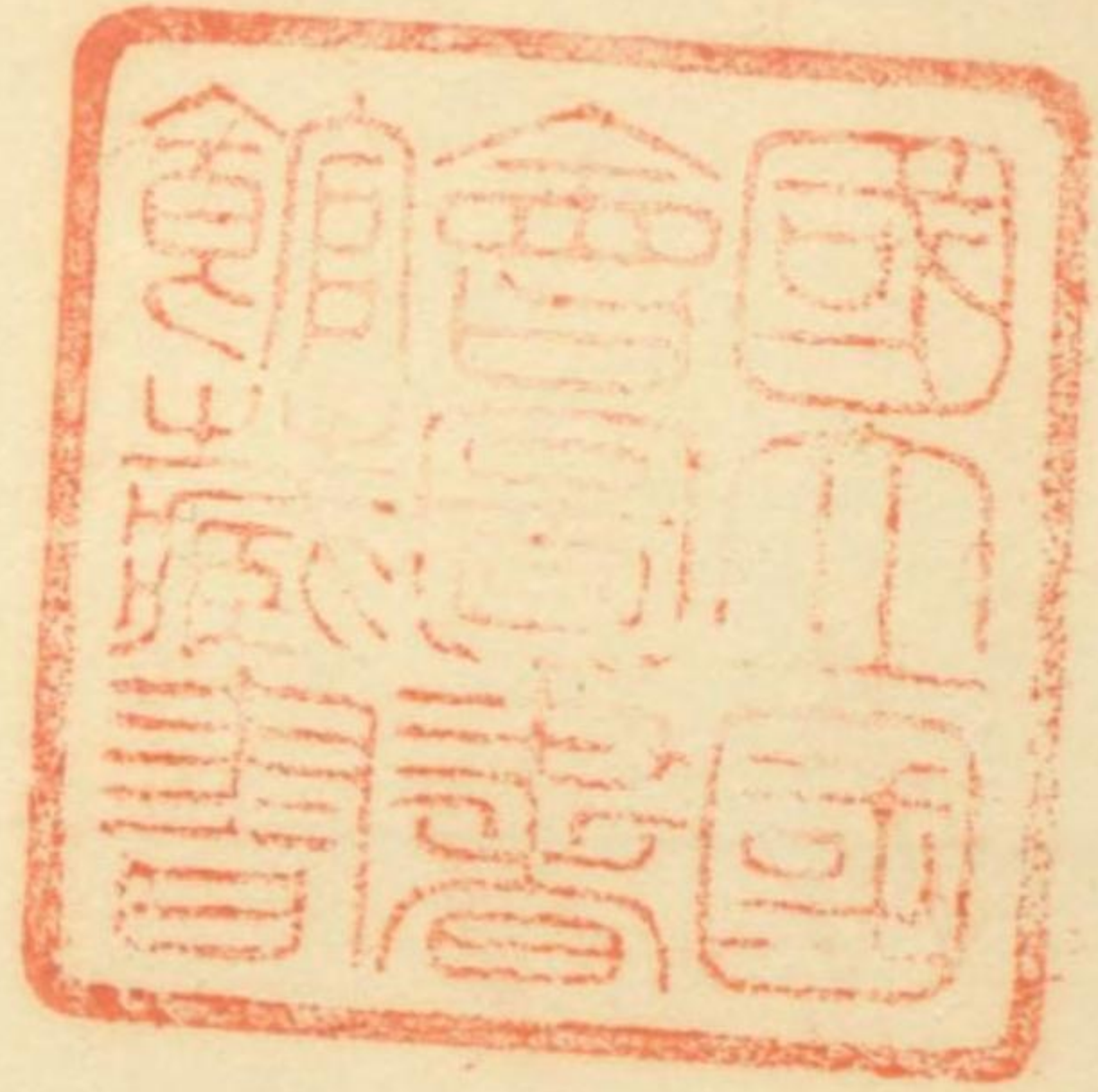
東洋經濟新報社編

日本經濟年報 第三十一輯

—昭和十三年第一輯—

東洋經濟新報社

330  
24



1121

### 序

一、今次事變が長期戦となる恐れのある事は、我々の夙に明かにした處でもあり、又昨年末頃より各方面でも云はれて來た處でもあるが、それにも拘はらず一月十六日の政府重大聲明は、その時期を劃然とした點に於て兎に角注目すべき事件であつた。事實、日本經濟はこゝを境に、財政、金融、貿易、産業、労働各面に稀有の轉換を遂げた。從來我々が想起だにしなかつた種々の經濟現象が相繼いで起り、未曾有の統制政策が相繼いで布かれ行かうとしてゐる。この時期に當面して我々の先づなさねばならぬ事は、この轉換の實相把握とその見透しの確立とである。本書第一部『長期戦への轉入と日本經濟』はこの目的の下に書かれたものである。

一、申す迄も無く時局は重大である。が、就中、軍需資材の充實を他方に國民生活の安定を計りつゝ遂行して行かねばならぬと云ふ點に、その最も大きな困難がある。然るに資本を基調とする今日の經濟に於てはあらゆる矛盾は價格面に敏感に現はれる。政府の異常な努力にも拘はらず高物價問題は右述の困難の集中的表現として既にその姿を現はし、國民生活を不斷に脅威してゐる。この高物價問題の見透し、その有效な對策——これが第二部『戦時下の物價問題』のテーマである。

一、日支事變の見透しが模糊としてゐる際、最も注目すべきは北支、中支の經濟建設である、これが若し成功の暁には現地農民の共產主義絶縁・國民黨治下農民の動搖・資源獲得による日本經濟の強化と云ふ三つの効果が期待されるからである。但しこの反對の場合には日本經濟は世界不況のさ中に更に大きな負擔を負はねばならない。上叙の意味から第三部には『中華新政權の樹立』を掲げた。たゞ經濟建設の問題は都合により遺憾ながら次輯以後に譲つた。

一、附録『續戰時經濟法令集』は前輯『法令集』の豫期以上の好評に鑑み、「輸出入品等措置法」の關係省令を中心に編纂、添附した。戰時經濟を眞に制約するものはこれら省令である。御注意を乞ふ。

一、本年報の特色は讀者諸彦が編輯者と一體になつて編輯に参加して下さる事である。卷末の愛讀者カードはこの讀者の批判・助言・希望を編輯者に傳へるために添附せるもので、切に御利用を願ふ。

昭和十三年三月十四日

東洋經濟新報社

# 日本經濟年報第三十一輯 目次

## 第一部 長期戦への轉入と日本經濟

——各經濟部面の分析と見透——

序、國民政府を相手とせず……………一

第一節 長期抗戦への新體制……………四

一、事變費追加五十億圓……………四

(A) 追加事變費と増税 (B) 公債消化は何うなる

二、新たなる國際收支均衡策……………二二

(A) 一志二片の堅持 (B) 提出された輸出振興策

三、統制は第二段階に入る……………一五

(A) 配給統制へ (B) 切符制へ移行

四、繰り越された難點……………一八

第二節 貿易の前途と貿易統制の進展……………三三

目次

第三節 戦時體制に向ふ産業界

- 一、入超激増せる昨年の貿易……………三
- (A) 入超増大とそこに現れた特徴 (B) 地域別國別の検討 (C) 見透しは如何
- 二、貿易統制の強化……………三
- (A) 爲替管理の強化 (B) 輸入制限品目の増加 (C) 矛盾は激化を免れぬ
- 一、軍需工業動員法の施行と資金調整法の積極化……………四〇
- (A) 工場管理の一部開始 (B) 資金調整法標準表の改正と資金調査規則制定
- 二、輸出入品等措置法の活動……………四三
- (A) 措置法擴大す (B) 措置法配給統制に進む
- 三、統制更に急速に強化せん……………四九
- (A) 輸出入品等措置法の改正と陸上交通事業調整 (B) 相繼ぐ緊急事業増産促進案
- (C) 消費調整及び促進諸政策の影響
- 四、支那事變特別税の影響……………五五

第四節 原棉飢饉下の日本綿業

- 一、原棉輸入は如何に制限されたか……………六一
- (A) 爲替管理強化と「第一次原棉輸入計畫」 (B) 日支事變勃發と「第二次原棉輸入計畫」 (C) 原棉輸入制限が先づ齎した諸矛盾……………六七
- 二、統制の前進—綿業調整案……………六七
- (A) 綿業調整案の登場 (B) 最高公定標準價格の意味するもの (C) 破綻は續出する……………七〇
- 三、矛盾の深刻化と綿業調整協議會の成立……………八〇
- (A) 再批判は提起される (B) 措置法改正案と綿業調整協議會の成立 (C) 解決至難な配給統制と輸出振興問題 (D) 日本綿業はどうなる……………八七

第五節 労働市場の跛行と軍需工場の労働強化

- 一、憂慮される労働市場の跛行性……………九〇
- 二、労働争議に現れた注目すべき傾向……………九三
- 三、労働強化の實相とその意味するもの……………九六
- (A) 最小限度の時間延長を表する日銀統計 (B) 飛躍的労働時間延長の實例 (C) 工場違反件数に見る労働強化の反映 (D) 大戦當時の英國の貴重なる體驗 (E) 英國信管工の示唆するもの (F) 最高労働時間を立法化せよ……………一〇〇

第六節 農地調整法とわが國農地政策の本質

- 一、今回の農地調整法は何をを目指すか……………一〇九

- (A) 二つの側面—(B) 規準のない小作關係の調整—(C) 自作農創設維持事業の強化
- 二、自作農創設維持施設の沿革と今次修正の意味……………二六
- (A) 其の沿革と社會的意味—(B) 從來の實績と將來の見透—(C) 徹底した手段が必  
要

三、何を爲すべきか……………二五

(A) 先づ問題となる點—(B) 農地根本政策の必要

第七節 日滿戰時經濟の一體化を急ぐ滿洲國……………三三

一、新關稅法公布とその意味……………三三

(A) 何故改正は要求されたか—(B) 輸出入稅率に具現された成果—(C) 新關稅法に  
よる稅收入豫想

二、滿洲國財政方針の一大轉換……………三七

(A) 積極主義に編成された新豫算—(B) 一般會計歲入に具現された成果—(C) 一般  
會計歲入に具現された成果—(D) 本年度豫算の特徴をなす特別會計

三、産業五ヶ年計畫の修正……………四三

(A) 五ヶ年計畫第一年度の實績—(B) 修正の概要—(C) 大豆生産政策の轉換

第八節 長期抗戰を圍む世界政治……………五一

—動きつゝある軍擴競争と反ソ的世界體制—

一、果しなき軍擴への刺戟……………五一

(A) 英米佛建艦通告の後に來るもの—(B) 英米伊の軍擴規模

二、構成されつゝある反ソ的諸姿態……………五八

(A) 反共に包含された植民地要求—(B) ヒトラ—計畫—(C) 複雑多岐な對立諸關係とそれ  
を貫くもの

第九節 長期戰下の政治社會情勢……………七三

一、異常なりし三事件……………七四

(A) 學者群の檢舉—(B) 防共護國團の政黨本部占據—(C) 社大黨首毆打事件

二、急進的ニ法案の提出……………七六

(A) 國家總動員法案—(B) 電力國家管理案の紛糾

三、獨逸の支那事變への仲介……………七八

四、長期戰に臨む二つの態度……………八三

第二部 戰時下の物價問題……………八七

序、一日の食糧二厘増し……………八七

第一節 最近物價上昇の特殊性……………八九

一、物價上昇第三期……………一八九

二、第一期及び第二期上昇の要因……………一九一

    (A) 第一期上昇の要因—(B) 第二期上昇の要因

三、現物價上昇の要因……………一九五

第二節 物價は何故上るか……………二〇五

- (A) 生産費上嵩の影響—(B) 政府購買の無方針から生ずる影響—(C) 不熟練労働者使備に基く生産費増大—(D) 保険料、利子、税金等の影響—(E) 輸入制限の影響—(F) インフレーションの影響

第三節 物價はどこまで上る……………二二三

- 一、物價は無限に上昇し得る……………二二三
- (A) 無限上昇の論理—(B) 無限上昇の實踐
- 二、物價上昇は日本にとり有利か不利か……………二二六
- (A) 抽象的に考へれば—(B) 現在の日本としては如何か
- 三、物價對策の緊急性と其效果……………二三二
- (A) 物價上昇抑制の方法—(B) 物價は如何にして抑制されるか
- 結語 求めらるべき途……………二三三

## 第三部 中華新政權の樹立とその意義……………二三五

第一節 北支新政權の樹立とその意義……………二三六

- 一、新政權樹立の必然性……………二三六
- 二、整備を急ぐ北支新政府の内容……………二三八
- (A) 新政權の性質—(B) 新政權の機構—(C) 新政權の諸政策

第二節 胎動する中支政權……………二四七

- 一、陣痛はつゞく……………二四七
- (A) 南京自治委會成立まで—(B) 中支政權樹立の日近し
- 二、中支政權樹立の諸要因……………二五一

第三節 北中南支經濟の相關性と列國の經濟對立……………二五三

- 一、北中南支經濟の相關性……………二五三
- 二、支那市場の四列強……………二五六
- 三、對支投資の現況……………二五八
- むすび……………二六〇



附 録

一、重要經濟統計表……………一

一、續戰時經濟法令集……………三

一、昭和十二年第四四半期日誌……………七

一、第三十輯(昭和十二年第四輯)索引……………天

日本經濟年報

昭和十三年  
第一輯 (第三十一輯)

(昭和十二年十二月より十三年二月迄の資料)

## 第一部 長期戦への轉入と日本經濟

——各經濟部面の分析と見透——

### 國民政府を對手とせず

南京が陥落して丁度一ヶ月、戦鬪行爲の一順で稍々落着きが感ぜられた一月十六日、政府は次の如き聲明書を發表した。

『帝國政府は南京攻略後尙ほ支那國民政府の反省に最後の機會を與ふるため今日に及べり。然るに國民政府は帝國の眞意を解せず、漫りに抗戦を策し、内民人塗炭の苦みを察せず、外東亞全局の和平を顧みる所なし。仍て帝國政府は、爾後國民政府を對手とせず、帝國と眞に提携するに足る新興支那政權の成立發展を期し、是と兩國々交を調整して更生支那の建設に協力せんとす。元より帝國が支那の領土及び主權竝に在支列國の權益を尊重するの方針には毫もかはる所なし。今や東亞和平に對する帝國の責任愈々重し。政府は國民が此の重大なる任務遂行のため、一層の發奮を冀望して止まず』

戦線が中部支那に擴大するに及んで、日支の戦ひが簡單に治まると云ふ見込みは既に懸け得ない事

態に迄なつてゐた。それは前輯本欄でも引用してをいた、重慶遷都に際しての國民政府の聲明によつても窺ふことが出来る。しかし乍らかうした情勢にあつた一方、一部には南京攻略の直前に、或は陥落を一轉機として、國民政府との間に何等かの交渉が行はれるのではないかと云ふ觀測も行はれてゐた。そして此の觀測が決して根據のないものでなかつたことが、去る一月二十三日衆議院本會議に於ける廣田外相の演説で明かにされた。外相の説明によれば、トラウトマン獨逸駐支大使の斡旋に應じて、(一)國府の容共、抗日滿政策の放棄、(二)一定非武装地帯の設定、(三)日滿支三國間の經濟協定締結、(四)帝國に對する國府の賠償金支拂、の四ヶ條を和平交渉の前提條件として國府側に提示したのであつた。然るに國府側からは一片の回答さへも得られず、こゝに我が政府は遂に前記の如き、「爾後國民政府を對手とせず」との聲明を發せねばならなくなつた次第である。

「和平困難」は、かくしていまや「和平不可能」と云ふ言葉を以て置き換へられねばならない。一縷のつながりさへも絶たれて了つた譯である。その反面に於て、北支には舊臘十三日に『中華民國臨時政府』と云ふ名稱の下に新政權が呱呱の聲を擧げるに至り、王克敏氏を行政部長として漸く陣容を整へやうとしてゐる。現に新政權の手に北支の關稅は接收せられたほか、新關稅率が採用され、また去る二月十一日には中國聯合準備銀行の創立を見、通貨の統一に一步を進めることゝなつた。更に産業

開發の大綱が次第に整ひ、近く投資會社が我國に生れ出でやうとしてゐる。國民政府を相手とせぬ決意は、此の新政權の補強工作ともなり、また北支の經濟開發に力を添へることは云ふまでもない。

併し乍ら、いまのところ新政權を盛り立てるには依然相當の兵力を要するし、經濟開發の進行には亦巨額の資本を必要とする。従つて、中支の戰鬪が終極を告げるまでは——國府が實質的に抵抗力を喪失するまでは——北支の新情勢は負擔にはなつても、荷を軽くする材料とはなり難い。たゞこゝで注意を要するのは海外諸國の動きである。二月に入つて主要國には今回の事變に影響を持つ幾つかの變化が現はれた。そのうち特に問題になるのは獨逸の滿洲國承認確定とイーデン英外相の辭任とである。前者は獨支關係の惡化、従つて我對支關係を何程か有利に導く可能性があり、後者も亦英國の對日外交に何等かの變化が起り得べきことを豫想させる。併し此等も現在は尙ほ可能性の範圍を出でず日英關係の如きは、英國と獨伊との接近の結果、場合によつては却つて英國の對日硬化の材料ともなり兼ねぬ筈だ。建艦競争を繞つての日英米の摩擦は、後者の見方にいま一の材料を提供してゐる譯である。目まぐるしく變轉する外交問題に見透しをつけることは頗る危険だが、現在の情勢では確に、事變の前途は遼遠だと云ふをばゞからない。

前輯の本欄に於て、事變の擴大が國際收支に、物資需給に、如何に波瀾を及ぼしたかを明かにした。

それと同時に、之が拾收の爲めに餘儀なくされた輸入制限、輸出振興（産金奨励をも合せて）、消費節約、生産力擴大、竝に此等に附隨する諸統制策等を紹介してをいた。以上に見た如く長期抗戦への移行が絶對的だとすれば、此等の拾收策にも亦何等かの強化乃至方向轉換が加へられねばならない。

### 第一節 長期抗戦への新體制

#### 一、事變費追加五十億圓

##### (A) 追加事變費と増税

事變の規模の最も集約的な表現は云ふまでもなく事變費であるが、政府は長期抗戦を決定したのに對應して、去る二月二十八日臨時事變費の老大な追加豫算案を議會に提出した。それによれば第一表に見られる通り、陸軍費三十二億五千七百萬圓、海軍費十億四千三百萬圓、これに大藏省所管の豫備費五億五千萬圓を合して總計四十八億五千萬圓に上つてゐる。前輯にも述べた通り、事變勃發以來本年一月までの事變費は二十五億四千萬圓であつた。この額は我國の經濟力から見て頗る巨大なものであつたが、今度の右追加豫算はそのまた二倍に近い。尤も二十五億四千萬圓は七ヶ月間の經費であつ

#### 臨時軍事費追加豫算 (千円)

陸軍臨時軍事費	三、二五七、〇〇〇
海軍臨時軍事費	一、〇四三、〇〇〇
豫備費	五五〇、〇〇〇
計	四、八五〇、〇〇〇
公債	四、四五三、四八九
軍事費、獻納金	一、〇〇〇
北支事件特別税	九、〇三三
特別會計より北支事件費財源受入	一、六〇一
一般會計より繰入(増税)	三八、三〇一
關東局特別會計より繰入	四、三三四
通信事業特別會計より繰入	一六、〇〇〇
帝國鐵道特別會計より繰入	四〇、〇〇〇
朝鮮總督府特別會計より繰入	二六、四五三
臺灣總督府特別會計より繰入	一三、八六五
樺太廳特別會計より繰入	二、六三四
計	四、八八六、五九一

#### 第一節 長期抗戦への新體制

たに對して、今回の追加額は大體向ふ一ヶ年間の經費だと傳へられる。従つて月平均にすれば本年一月迄の三億六千萬圓に對し、爾後の軍事費は四億圓で、大した徑庭がないことになる。而もこれは月平均の數字で、事變が中支にまで波及しなかつた頃、即ち八月中旬までは遙に少額の費用で済み、それ以後本年一月までの經費は恐らく月四億圓を突破してゐた筈である。併し元々月四億圓と云ふ經費が頗る大きな負擔であつたことは前輯で明かにしたところである。それが少くとも向ふ一ヶ年間は更に持續を覺悟しなければならぬ事態に立ち至つたわけだ。

先づそこで問題となるのは、かやうな巨額の資金を何うして調達するかであらう。これを全部赤字公債によることになれば、之迄の事變公債の未發行分九億圓、十三年度一般會計の赤字公債七億圓と合せて、總計實に六十四億五千萬圓に上

第一部 長期戦への転入と日本経済

(二) 支那事變特別税等による増収内訳(千円)

(經常部)		差引額 (増△ 減收)		(臨時部)	
科目	増収見込額	減収見込額	取引所税	取引税	印紙収入
所得税	二六、八六六		九、七九四	九、七九四	三三〇
第一種	五〇、八八八		九、七九四	九、七九四	三三〇
第二種	四、〇七七		三三〇	三三〇	三三〇
第三種	六四、九〇三		一五、六四五	一四七、六〇一	
地租		九〇八	臨時利得税	三、八五一	
田租		七三三	法人	三、八八八	
烟租		一七五	個人	五、九六三	
營業收益税		一、九八八	利益配當税	五、九六三	
法人		七九八	公債及社債利子税	二、二六八	
個人		一、一九〇	通行税	八、六三四	
法人資本税	三、九七七		入場税	一、二七四	
鑛業税		三三三	特別入場税	一三〇	
鑛産税		一四七	物品税	六四、六三〇	
特別鑛産税		四七	臨時部合計	一六、七二七	
特別砂鑛區税	三三		總計	三、八、七三二	四、〇、四二二
砂糖消費税	一〇、八三四				三、四、三三九

(備考) 物品税のうち印紙納付によるものは印紙収入として計上。増収見込は支那事變特別税及臨時利得税法改正による分。減収見込は臨時租税措置法に基くもの。

政府は既に支那事變特別税法、臨時利得税法改正法及び臨時租税措置法(減税に関する法律)の三法案を議會に提出してゐる(その骨子は第三節五六頁参照)。

以上の増税によつて得られる増収見込額の内譯は第二表に詳しくかゝげてをいたが、ほかに去る一月卅一日から三、四の下級品を例外として可なり思ひ切つた煙草の値上げを斷行し、こゝから年一千万圓の増収を期待してゐる。これを増税額に加へるならば、増収額は三億二千四百萬圓となる。この金額は昨年夏からの北支事變特別税約一億圓を含めたもので、之を除いたものが今回の實際の増税額である。が、それでも尙ほ二億二千餘萬圓の負擔が加へられる計算だ。

(B) 公債消化は何うなる

併し乍ら、四十八億五千萬圓の事變費に對し、三億二千餘萬圓の増税では七%にも満たない。特別會計よりの繰入れ等を合せても結局四十四億五十餘萬圓は矢張り赤字公債によらねばならないこと、第一表に見られる通りである。賀屋藏相は、右の増税の意味が(一)直接戦闘に参加せぬ銃後の國民にも物質的に負擔を荷はしめること、(二)事變の爲め特に利益を享けたものに分に應じて戦費を支辨させること、(三)消費節約の一助たらしめること、の三點にある旨を今議會で明かにした。確にかうした意味と効果とを持つことは否定出來ない。殊に増税額のうち所得税、臨時利得税等の直接税が三分の二を

第一節 長期抗戦への新體制

占めてゐることは（第二表参照）、負擔公平の點に相當の注意の拂はれたことを物語つてゐる。けれどもそれだけでは、老大な赤字公債消化の根本的な解決とならない。十二、十三兩年度中の赤字公債は一般會計をも合せると六十億圓を算する見込みであり、その利拂だけで約二億圓に上るのである。今回の増税は云はゞ此の利拂を補填し、利拂の爲めに更に公債を出す如き危険を防止する程度のものに止まる。

そこで追加事變費中の四十四億五千萬圓、之迄の未發行分九億圓、十三年度一般合計の七億圓、都合六十億五千萬圓と云ふ巨額の赤字債は如何にして消化が可能であらうか。問題は次で此の點にかゝつて来る。そして此の場合先づ手がかりとなるのは、我國の公債消化力、即ち資金の蓄積額であることは云ふまでもない。これを明かにする爲め、過去五ヶ年間の實績を掲げて見ると凡そ第三表の如くで昨年のそれは大體五十億圓と推定される。尤も此の推定は極めて大雑把たるを免れない。第一に主要金融機關に集められた資金と主要拂込資金とを掲げたに止り、正確には此のほか信用組合、無盡その他の金融機關に於ける資金蓄積も加算しなければならず、また拂込にしても直接個人が行ふ國債、社債等の買入を合算する必要がある。併し乍ら第二に、また表示の金額には相當の重複勘定が含まれてゐる。例へば銀行間乃至金融機關間の預け合ひ、株式拂込の一時的な預金化等がそれである。第三に

(三) 各種預貯金及び拂込金調 (百萬元)

	八年	九年	一〇年	一一年	一二年
特銀預金	二〇二	二五	一一	二	八四
普銀預金	五九六	六六	五〇	一〇六	一、四〇〇
貯銀預金	一六	五	一三	二〇	二七四
郵便貯金	一〇〇	一五三	一六七	二四六	三三三
金信託	一五	一九三	一六〇	二四	二四
生保資金	二二〇	二七三	三〇七	三六五	四三〇
小計	一、三九七	一、三四	一、三六	一、五九	*二、五五
株式拂込	四八	五八	四九	七三	一、六九
銀行債増	一六	一四	一五	一七	四六
合計	一、七九	一、七〇	一、七五	二、二四	*四、七〇

(備考) 特銀預金以下生保資金迄は年中純増加を示す  
 特銀には日銀を含まず。生保資金は収入保険料より  
 支拂保険並に反戻金を差引けるもの。\*印は推定。

個人が金融機關又は拂込資金の形を採らずに個人貸の形で蓄積されたものも相當額に上る筈だ。併し此等の諸點を考慮しても、結局昨年中の資金蓄積は五十億圓を多く出でないものと見て大過あるまい。

今年の蓄積は幾何の増加を示すかはいま豫測することが出来ぬが、かゝる昨年の實績に徴すると、蓋し蓄積額の殆んど全部を公債消化の爲めに流用せねばならぬと考へられる。勿論これが對策としては、日本銀行に公債

を持たせると云ふ手段もある。そしてそれは既に昨年秋以來採られて來たことは前輯でも述べていた通りだ。併しかゝる手段のみによるには、今後の公債發行は餘りに大きく、日銀の手持公債増加——軍費支拂による政府資金の民間撤布——預金の増加——日銀公債の賣却、と云ふ之迄の鹽廻しが、これからもうまく運行されることは思へない。つまりインフレ激化の危険が極めて大きいのである。之

がため、さなくとも勢の強い物價高に拍車を加へられることになれば、資金の蓄積を減らし、財政膨脹を更に大きからしめる結果が起り兼ねない。

長期抗戦の決意は、當然かゝる危険の防止策を伴はねばならない。その最も根本的なものは國民の徹底した消費節約である。我が最近一ケ年間の總國民所得は百五十億圓と推定せられるが、その過半を預金、國債等の形で國債消化に向けるとである。それは軍需品乃至輸入品の文化的使用制限と結びついて綿製品、ゴム、石油等の切符制にまで發展しつつあること後述の如くである。第二に、資金調整法の強化によつて、蓄積せられた資金の投資先きを極力制限する方策であつて、これは先づ一月十八日の資金調整標準改正となつて現はれた。それによつて、三、四の商品が格を下げられ、株式拂込、借入等に制限を加へられることとなつた。またこれと平行して一月四日、大部分の事業に互り、資金五十萬圓以上の會社の本年中の資金計畫を二月十五日までに報告せしむる「資金調査規則」を公布してゐる。此の規則自體は何等資金需要に制限を加へる性質のものでなく、單に資金需給に計畫性を與へんとする目的に出でたとも見られよう。だが一面資金統制を強化する材料に供せられることも亦争はれない。昨年秋より實行せられてゐた生命保險會社の自主的公債買入が、生保會社の資産運用を商工、大藏、厚生三省共同管理下にをくと云ふ一月十一日の勅令によつて、今後半ば強制化せられ

るに至つたことも、また一つの注目すべき對策であらう。

## 二、新たなる國際收支均衡策

### (A) 一志二片の堅持

以上は巨大な事業費が招く波瀾とその應急策とを資金の側から見たのであるが、その半面には之に相當する物がなければならぬ。そしてこゝにまた別の困難が伴つて來る。何故なら、何れ程消費節約が行はれ、公債消化が可能であつても、戦争に要する特定物資の國內供給が十分でなければ、これを輸入に仰ぐか、でなければ戦争の規模を縮小するより外にないからである。そして今日の我國は、不幸にしてかゝる状態に置かれてゐる。衣料の如き文化的商品の生産は極度に切りつめられ、高率の操業短縮が行はれてゐる一方、飛行機、計器、自動車、火藥等々の生産能力は相次ぐ設備擴張にも拘らず間に合はず、更に此等の原材料に至つては一層の不足が傳へられてゐる。昨年貨物貿易は六億三千六百萬圓の入超を告げ、巨額の金輸出を以て漸く國際收支の均衡を得たことは既に讀者が御承知の通りだが、右の如く今後も長期抗戦の爲め多額の資材を輸入しなければならぬとすれば、この決濟を何うつけるか、引續き大きな課題として残される。今年の貨物貿易が何れ位の入超となるかは固よ

り豫測し得ないが、決濟能力の側から云ふと、新産金の豫定額二億五千萬圓、金資金特別會計の金殘高二億圓(但しその大部分は既に爲替銀行の手に移された)と云はれる)、計四億五千萬圓見當と見られること既に前輯でも報じてをいた。そのほか日銀の金準備八億圓に手をつけ、また在外資産の處分に着手することも出来るが、一應の限界は先づ入超五億圓前後に置かるべきものと思ふ。

若し此の決濟に多少でも不安が生ずることゝなれば、對英爲替一志二片の維持が困難となること云ふまでもない。そして萬一にも對英一志二片が維持出来ぬとなれば、入超額が更に増大し、爲替相場は下落し、入超増大の因果が加速度的に現はれ、所謂悪性インフレの段階に突入する。軍需品需要、従つて入超額が先づ決定せられる今日では、金輸再禁止當時の如き圓爲替の下落が輸入を抑へ輸出を促進して國際收支を自動的に均衡させることは望み難いのである。藏相が一志二片を飽くで堅持する旨幾度も表明したのは、極めて當然のことだ。

(B) 提出された輸出振興策

尤もいまの處、まだかうした不安は現實化してゐない。貨物貿易の詳しい分析は後掲第二節に譲り最近五ヶ月間の貿易尻を摘記すると第四表の如く、昨年第四四半期の出超額は一億九百萬圓で前年同期の出超を二千八百萬圓上廻つた。本年一、二兩月は愈々入超に轉じたが、尙ほ前年同期に比し一億四

(四) 最近の月別貨物貿易(千圓)

年	月	對前年		差引	前年	
		輸出	輸入		輸出	輸入
三年	十月	三〇,五三〇	二五,五六六	五,九六四	二五,五五〇	二五,五五〇
	二月	二六,〇八八	二二,四九三	三,五九五	二二,四九三	二二,四九三
	三月	二八,五五二	二二,四〇〇	六,一五二	二二,四〇〇	二二,四〇〇
三年	一月	二七,四九一	二〇,〇〇〇	七,四九一	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇
	二月	二五,一五一	二〇,二七三	四,八三八	二〇,二七三	二〇,二七三

(備考) 朝鮮、臺灣、南洋を含む。出は出超、入は入超。十三年二月の數字は貿易旬報による。

千八百萬圓の入超減である。けれども茲に注意を要するのは、かゝる貿易尻の良化は全く急激な輸入減に起因し、輸出の増加に基くものではないことだ。表に見られる通り前年同期との比較に於て昨年

十二月以降輸出減は益々大きくなり、本年一、二月の輸出額は十一年同期から見ても各一千萬圓近い減少だ。此の間に於ける貿易品價格の上昇を考慮に入れると(東洋經濟調査の數字によれば、十一年十一月と本年一月との貿易品物價指數は二割を騰貴してゐる)、輸出數量の減退は金額に現はれたところより遙に大きい筈だ。而も今後の見透しは依然面白くないこと輸出當業者の多くが語つてゐるところである。(東洋經濟一月廿九日號及び二月十九日號の「座談會」参照)。かく貿易尻良化が輸出以上の輸入の減退で漸く保たれてゐることは、昨春秋以降の如き平和的商品の禁止的な輸入制限が、國內在荷の減少のため緩和の必要に迫られるに至れば、入超激増に陥ることを意味する。こゝに當然輸出振



興の新方法が要求される結果となる。

勿論國際收支均衡策は、單に輸出振興策のみに止らない。輸入品の國內消費制限、代替産業の獎勵、金の増産援助等があること云ふまでもないが、此等に就ては既に前輯で紹介を試みた。長期抗戦の決定以來新に登場して來たのは、半官半民の産金振興會社を設けて、産金増に更に拍車をかけるに至つたこと、品位千分の三七六以上の金の文化的使用を禁じて對外經濟力に寄與させるに決したこと二點であらう。前者は日本産金振興株式會社法案として今議會に提出せられ、後者は金使用規則として舊臘廿八日より實施中である。

併し此等の方策に頼るのみでは、入超の額は餘りに大き過ぎるし、また生産力擴充の如く、當面却つて入超を増大させる働きを持つ。そこで輸出振興がより根本的な解決策となる譯だ。その第一に着手されたのは、羊毛製品に於ける義務輸出制である。その詳細な内容は公にせられてゐないが、(一)羊毛製品が輸出された時は、當該製品に含まれたる分量に等しい羊毛量の輸入を毛絲生産者に許す、(二)但し紡績業者は右により輸入した數量だけの羊毛は、十ヶ月以内に製品として必ず輸出すべきこと、がその骨子をなしてゐる。つまり之迄輸出向たると國內的たるとに區別なく制限されてゐた羊毛輸入が、輸出向けに關する限り無制限に輸入し得ることとなつた。そしてその準備工作として、先づ

輸出向け原毛六萬俵の輸入が許可された。かゝる方法は豚毛等に既に採用せられてゐたが、羊毛製品の如き重要輸出品にまで適用せられたのは初めてである。更に輸出品の最重要部面たる綿製品に關しても、商工省は同様の處置を講ずる意圖の下に着々と工作を進めつゝある。

### 三、統制は第二段階に入る

#### (A) 配給統制へ

長期抗戦に際して物の需給調整を計り、従つて國際收支の均衡を維持する爲めには、大體以上の如き對策が要求された譯であるが、これを完からしめるには内地消費と輸出とを先づ劃然と區別してをく必要がある。此の工作なくして内地向輸入のみを制限しやうとしても、輸出向け原料は内地向けに轉用せられ、従つて輸出は減退せざるを得ないからだ。此の工作はまた、内地消費を極度に抑制する意味からも避けることが出來ない。そしてこの工作は既に、羊毛工業、綿業、ゴム工業等に見られる。即ち羊毛工業にあつてはトップの一——六月内地消費量は羊毛輸入統制協會及び羊毛工業會の手によつて月百七萬封度と決定せられ、綿絲に於ても二月十二日、綿業調製協議會の決議により、差し當り三月分の輸出品向純綿絲十七萬五千捆、内地向純綿絲三萬捆、同混紡絲七萬八千七百五十捆と定めら

れるに至つた。また輸入防壁、代替品奨励のために設けられた國內向綿絲及び毛絲に對するス・フ等の強制混用規則は、結果に於て國內消費と輸出向とを區別し、後者の前者への轉用を阻む役目を果たすことになるだらう。

併し乍ら、右のやうな工作が施されてもそれだけではまだ不充分だ。何となれば、今日の如き複雑した産業機構の下では、如何に強固な權力を以てしても、國內向けへの抜け賣りは之を防止することが出来ない。その適例を輸出向純綿布の内地轉用に見ることが出来る。輸出廣幅綿布は之を小幅に斷つて内地市場に轉賣され、それが爲めに截斷専門の商人が発生したと稱せられる如き、その證左である。こゝに於て更に配給網の整理統一が必要となつて来る。いまのところ輸出産業にあつては、此の種の統制は輸入商、製造業者、加工業者、輸出商等に於ける横の聯絡の範圍を殆んど出でない。併し綿業に於ては商工次官を委員長とし、棉花輸入統制協會、紡績聯合會、綿絲商々業組合聯合會、綿工聯、メリヤス工聯、輸出綿絲布同業會、綿絲布輸出組合聯合會等を一括した配給統制案が考慮されてゐると傳へられる。國內需要を主たる對照とする産業にあつては、一貫統制は、一層普遍的となりつゝある。昨年暮に創立された硫安販賣會社を初め、最近設立せられた鐵鋼聯盟、日本鋼統制組合、重油聯合會等は何れもかゝる一貫統制策の具體化したものにほかならない。かくして自主的統制から半官的

統制への移行が愈々避け難い勢となりつゝある。

(B) 切符制へ移行

ところで、以上の如く配給まで一貫的統制が強行されたとして、次で問題となるのは價格である。供給が制限せられる以上、價格は高からざるを得ないからだ。これが抑制策として既に棉花、綿絲、竝に晒綿布、原料ゴム等に最高價格制の布かれるに至つたこと、また一般的には暴利取締令の援用によつて思惑的騰貴を抑へつゝあることは、前輯にも述べた如くであるが、現在の如く國內供給が極限せられてゐる際には、到底それが實行され難い。これを最も徹底的に取締るには、結局個々の消費者に對し需要量を割り當てる以外に適切な手段は見當らぬ。そしてこれは又消費節約を最も適切に行はしめる方法でもある。原料ゴムの配給に就ては早くも昨年十二月初にかゝる方法が採られるに至つたが、三月一日より綿絲に於ても同様の處置が講ぜられることとなつた。三月一日附を以て交付、即日實施された「綿絲配給統制規則」は、これを規定したものに外ならない。これによると、地方長官又は商工大臣の指定する團體は、綿絲（混紡綿を含む）を原料又は材料とする内地向製品の製造又は加工を業とする者に對し、一定割合の割當票を交附し、これと引換でなければ買入れを許さぬ仕組みである。主として消費節約の意味からではあるが、更に重油及び揮發油に於ても五月一日より、購買券

と引換でなければ販賣することを販賣業者に禁ずることになつた。これがため配給事務は地方長官がこれを主管し、購買券は警察より之を交付すること、購買券は毎月之を交付すること、の三つを實行することに決定してゐる。

#### 四、繰り越された難點

尨大な軍事費を中心に、我が國の長期抗戰對策は以上の如く着々と具體化の歩を進めつゝあるが、それ等が果して充分所期の目的を達成し得るであらうか。實際問題としては、好むと好まざるとにかゝらず、抗戰を貫徹するより他はない事情にあるが、併しそのことゝ現在までの對策だけで充分か否かとは、自ら別個の問題だと云はなければならぬ。勿論現在までの右のやうな諸對策が効果を收めるのは寧ろこれからであらう。現状だけを以てこれに正確な見透しを加へることは許されぬ。併し乍ら先づ金融部面に於て、増税による収入を差し引いて尙ほ六十億圓に餘る赤字公債が、單に資金調整法や消費節約だけで支障なく消化し切れるか否かゝ問題であらう。假りに緊急事業の受注消化難や政策的繰延べ等の爲めに向ふ一ケ年間の公債發行が五十億圓に減ると見ても、尙ほ國民所得の約三分の一に相當する。而も他方に於て緊急事業の生産力擴充の爲めには引き續いて相當の資金が必要と

せられる。現に、前述の資金調査規則に基いて二月十五日に締め切られた資本金五十萬圓以上の主要事業に於ける本年末迄の資金計畫は、豫想外に尨大な額に上つてゐると傳へられてゐる。従つて資金統制の強化にも拘らず現状のまゝに推移すれば、結局赤字公債の相當部分は日銀の背負ひ込みとなる他ない。こゝにインフレーション激化の危險性が充分に認められる。

この危險は、最近の日本銀行週報を一瞥することによつて、或程度裏付けられるであらう。即ち昨年十二月四日と本年二月廿六日との同行勘定を比較するのに、公債手持は四億八千六百萬圓の増加を來し、此の間に於ける政府預金の増加三億一千六百萬圓を差し引いても、尙ほ一億六千五百萬圓の激増である。つまりこれだけ通貨が餘計に經濟界に出されたわけだ。此の授信増加額が單に經濟活動の擴大に相應したものであるか、或は純粹のインフレーションであるかは、更に検討を要する事柄であるが、併し經濟活動が稍々沈滯氣味の近況から見て、或程度まで後者の性質を持つてゐるものと考へられる。

第二に注意を要するのは、貿易に關する困難がまだ全面的に解決せられてゐない點である。最近の輸出不振は、(一)原料の輸入制限に伴ふ製品減、(二)輸出向商品の國內轉用、(三)國際的物價高による競争力の減退、(四)手持薄のため先約以外の短期引合に應じ得ざること、等が擧げられる。原料輸入と製品

輸出とを關聯させやうとする前述のやうな組織は、(一)及び(二)の不利を除くに役立つが、まだ(三)及び(四)の不利は充分に除くことが出来ない。殊に極度の操業短縮と國內一般物價の高位置とは輸出商品の原價高を招かざるを得ない。假りに此等商品の今後の市價昂騰が完全に抑制し得るとしても、現在の對英一割九分、對米四割四分の物價割高(本年一月現在、東洋經濟調)が修正せられぬ以上、依然としてこの悩みは解消し切らない。

長期抗戦への新體制のうちには、少くとも尙ほ今後の解決に委ねられた以上の如き問題がある。これに處する爲め如何なる新手段が講ぜられるであらうか。讀者と共にいま暫くその推移を見ること、しよう。

## 第二節 貿易の前途と貿易統制の進展

貿易部門に於ては既に前輯に述べた如く前四半期迄に各般の統制が準備されてゐる。従つて長期戦に入つて後も特に急變と見做さるべきものは無いが、然し長期戦に伴ふ再武装の促進によつて、軍需資材の輸入増加が原料品の輸入を壓迫する傾向は愈々烈しくなり、従つて又將來の輸出萎縮に對する不安は一層濃化しつゝある。この意味に於て輸出入貿易の將來には深い關心が必要である。

本節はこの意味から先づ昨年中の輸出入実績を窺ひ、次いで本年一、二月の貿易を明かにし、最後にこの状態切抜のため強化されつゝある諸方策を論じよう。

### 一、入超激増せる昨年の貿易

#### (A) 入超増大とそこに現れた特徴

昨年の貿易は輸出が三十一億七千五百萬圓、輸入三十七億八千三百萬圓を示し、差引六億八百萬圓の大入超を來した。實に大正十三年以降曾てなき輸入超過である。これを一昨年の実績と比較するに

(一) 昭和十二年貿易額(内地)

昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	輸出			輸入			
									金額	對前年増減	同割合	金額	對前年増減	同割合	
二、四八、六九九	一、四六九、八五三	一、四四六、九八一	一、四四九、九九二	一、八六一、〇四六	二、二七一、九三五	二、四九九、〇七三	二、六九二、九七六	三、一七五、四一八	(+)	(+)	(+)	二、二六、二六六	(+)	(+)	六七、六二九
一、一七六、六四四	一、四七八、七六七	一、三三三、八七一	一、二六三、〇二一	一、四五一、〇五四	三、〇〇八、七九九	三、三七一、四八八	一、九三三、九三三	四、八二二、四四三	(+)	(+)	(+)	九、〇〇〇	(+)	(+)	一九、九三三
三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	(+)	(+)	(+)	三、〇〇〇	(+)	(+)	三、〇〇〇
二、二六、二六六	一、五四六、〇七一	一、二五五、六七三	一、四三三、四六一	一、九二七、三三〇	二、二六二、六〇一	二、四七二、二二六	二、七三三、六八一	三、七三三、二七七	(+)	(+)	(+)	二、二六、二六六	(+)	(+)	二、二六、二六六
一、九、九三三	一、六七〇、一六七	一、三二〇、三九八	一、一五五、七八八	一、四八五、七五九	一、五五、三六一	一、八九、六三三	二、九一、四四三	一、〇九、四九六	(+)	(+)	(+)	一、九、九三三	(+)	(+)	一、九、九三三
〇・九	三〇・二	三〇・二	三〇・二	三〇・二	三〇・二	三〇・二	三〇・二	三〇・二	(+)	(+)	(+)	〇・九	(+)	(+)	〇・九
六七、六二九	七六、三二九	八、六九一	二、四九九	五、一七四	一一〇、六七七	二六、八三三	七〇、七〇六	六〇、七五九	(+)	(+)	(+)	六七、六二九	(+)	(+)	六七、六二九

輸出は四億八千二百萬圓(一七%九)を増し、他方輸入に於ては十億一千九百萬圓(三六%九)の増大を示した。輸出の増進も大であつたが、輸入の増加には及ばなかつたわけである。斯くて六億を越える入超を來したのであるが、これは一昨年の入超七千萬圓に對し五億三千餘萬圓の激増となる。尙ほ朝鮮、臺灣及び南洋を含む全土の貿易に於ては輸出三十三億一千九百萬圓、輸入三十九億五千四百萬圓、差引入超六億三千六百萬圓となる。

(2) 昭和十二年輸出貿易價額及數量

品名	價額			數量			單位
	昭和十二年	對前年増減	同割合%	昭和十二年	對前年増減	同割合%	
食料品	243,084 (+)	44,377 (+)	21.8	—	—	—	—
水産物	21,916 (-)	300 (-)	1.4	1,360 (+)	110 (+)	8.8	十萬斤
小麦粉	30,746 (+)	13,124 (+)	74.5	2,683 (+)	513 (+)	23.9	"
糖	18,577 (-)	2,400 (-)	11.4	2,482 (-)	496 (-)	16.7	"
罐詰食品	86,905 (+)	15,828 (+)	22.3	2,447 (+)	532 (+)	27.8	容器共十萬斤
原料品	133,136 (+)	6,551 (+)	5.2	—	—	—	—
石炭	9,927 (-)	429 (-)	4.1	1,011 (-)	83 (-)	7.6	千英噸
原料用製品	814,591 (+)	98,225 (+)	13.7	—	—	—	—
植物性脂肪油	23,662 (-)	11,834 (-)	33.3	836 (-)	473 (-)	36.1	十萬斤
魚油及鯨油	15,414 (+)	5,234 (+)	51.4	920 (+)	261 (+)	39.7	"
生絲	407,118 (+)	14,309 (+)	3.6	473 (-)	30 (-)	6.0	"
綿織物	54,906 (+)	16,561 (+)	43.2	389 (+)	58 (+)	17.4	"
人造絹織物	44,403 (+)	15,630 (+)	53.6	427 (+)	92 (+)	27.4	"
銅	15,105 (+)	5,253 (+)	53.3	212 (+)	5 (+)	2.3	"
眞鍮	5,899 (-)	780 (-)	11.7	97 (-)	68 (-)	41.3	"
全製品	1,899,716 (+)	336,277 (+)	21.5	—	—	—	—
マツ子	2,103 (-)	71 (-)	3.3	133 (-)	5 (-)	3.8	十萬斤
編織物	72,286 (+)	4,259 (+)	6.3	122 (+)	1 (+)	1.2	百
絹織物	154,860 (+)	5,690 (+)	3.8	485 (-)	42 (-)	8.0	"
綿織物	573,065 (+)	89,474 (+)	18.5	2,644 (-)	66 (-)	2.4	"
毛織物	50,082 (+)	4,126 (+)	9.0	85 (-)	1 (-)	2.3	"
メリヤス製品	60,712 (+)	10,724 (+)	21.5	21,523 (+)	589 (+)	2.8	千打
帽子	26,337 (+)	6,601 (+)	33.4	5,381 (+)	680 (+)	14.5	"
ボタン	13,737 (+)	2,102 (+)	18.1	89,666 (+)	6,055 (+)	18.0	千
紙類	38,908 (+)	11,163 (+)	40.5	2,033 (+)	345 (+)	20.4	十萬斤
陶磁器	53,971 (+)	10,423 (+)	23.9	—	—	—	—
鐵製品	54,116 (+)	13,814 (+)	34.3	—	—	—	—
機械及同部分品	109,881 (+)	27,827 (+)	33.9	—	—	—	—
合計	3,175,418 (+)	482,442 (+)	17.9	—	—	—	—

輸出は價額増・數量減 ぞれでは此の大入超下に於ける輸出商品増減はどうか。先づ輸出貿易に就て見ると、大體の傾向としては價額の増加、數量の減少、が見受けられる。即ち、先づ我が輸出商品中最大部門を占めてゐる綿織物に就て見るに、其の價額は前年に比し八千九百萬圓、一八%五の増加を示してゐるだけ

(3) 昭和十二年輸入貿易價額及數量

品名	價 額			數 量			單 位
	昭和十二年 千円	對前年 増減 千円	同割合 %	昭和十二年	對前年 増減	同割合 %	
食料品	251,470 (+)	20,306 (+)	8.8	—	—	—	
小豆	29,604 (-)	4,047 (-)	12.0	3,114 (-)	2,057 (-)	39.8	十萬斤
砂糖	92,547 (+)	9,946 (+)	12.0	12,321 (-)	124 (-)	1.0	"
原 料 品	18,806 (+)	2,122 (-)	10.1	2,845 (-)	755 (-)	21.0	"
探油用原料	1,994,563 (+)	256,847 (+)	14.8	—	—	—	
生ゴム	43,612 (-)	1,261 (-)	2.8	4,792 (-)	621 (-)	11.5	"
硝酸ソーダ(粗製)	99,217 (+)	26,260 (+)	36.0	1,063 (-)	2 (-)	0.2	"
硫酸アンモニウム	3,630 (-)	3,323 (-)	49.3	723 (-)	624 (-)	46.1	"
磷 礦 石	20,191 (-)	13,739 (-)	40.5	3,737 (-)	1,499 (-)	28.6	"
實綿及綿綿	30,810 (+)	8,417 (+)	37.6	15,372 (+)	1,542 (+)	11.1	"
麻類其他ノ植物纖維	851,163 (+)	711 (+)	0.1	13,765 (-)	1,446 (-)	9.5	"
羊毛	40,995 (+)	3,694 (+)	9.9	1,367 (-)	292 (-)	13.5	"
石炭	298,404 (+)	97,506 (+)	48.5	1,954 (+)	313 (+)	19.1	"
其他	59,224 (+)	8,168 (+)	16.0	4,356 (+)	222 (+)	5.4	千英トン
原料用製品	426,537 (+)	109,901 (+)	34.7	—	—	—	
皮革類	1,095,256 (+)	618,690 (+)	129.8	—	—	—	
合成染料	44,571 (+)	20,185 (+)	82.8	688 (+)	175 (+)	34.1	十萬斤
毛織	9,520 (+)	2,055 (+)	37.6	1,367 (+)	69 (+)	5.3	千
製紙用パルプ	16,928 (+)	5,524 (+)	48.4	3,762 (+)	353 (+)	10.4	"
其他	1,605 (-)	268 (-)	14.3	432 (-)	247 (-)	36.4	"
全 製 品	116,720 (+)	49,613 (+)	73.9	7,902 (+)	2,373 (+)	42.9	十萬斤
印刷料紙	899,429 (+)	539,009 (+)	149.6	—	—	—	
其他	420,798 (+)	126,540 (-)	43.0	—	—	—	
全 計	9,171 (-)	993 (-)	9.8	711 (-)	530 (-)	42.7	十萬斤
其他	401,542 (+)	128,107 (+)	46.9	—	—	—	
全 計	3,783,177 (+)	1,019,496 (+)	36.9	—	—	—	

ども、數量に於ては却つて六千六百萬方碼(二%四)の減少を來してゐる。人絹織物に於ても事情は同様で金額では約六百萬圓(三%八)の増加を見たけれども數量に於ては、四千二百萬方碼(八%〇)を減じて居り、生絲も亦一千四百萬圓の増加を見たが數量では却つて三百萬斤(六%〇)の低下となつてゐる。かうした傾向は他商品に於ても可なり一般的であつて、價額數量の双方が増加してゐるものに於ても、價額の増加割合は數量のそ

れに比較して可なり小さい。然し概観して昨年の輸出貿易が尙ほ可なり堅實な發展を示してゐることは否めない。雜品の輸出狀況に見ても此のことは頷けるであらう。

工業原料の輸入増 轉じて輸入貿易に於てはどうかと云ふに、原料用製品及び原料品の輸入が壓倒的だ。其の前年と比較して前者は六億一千九百萬圓(二二%八)、後者二億五千七百萬圓(一四%八)の増加を示してゐる。原料用製品及び原料品は然しながら主として軍需工業用のそれに於ける増加が激しく其の他に就てはさほどの増大を來したとは云ひ得ない。軍需工業用原料品と見做される原油及び重油、鑛、鐵類、アルミニウム、鉛、銅、錫及び亜鉛等の輸入額は發表されてゐないから、確實なことは判らない。之等は凡て『其の他』項目に包括されてゐるのだ。そこで『其の他』の増減を見るに原料用製品に於ては對前年五億三千九百萬圓(一四%九)の大激増を示してゐる。これは結局前記鐵類、アルミニウム、鉛、銅、錫及び亜鉛等の増加した結果と思はれる。原料品に於ける『其の他』が一億一千萬圓(三四%七)を増加したのも亦主に原油及び重油、鑛等の輸入増に依るところであらう。尙ほ全製品中に於ける鑛油、自動車及同部分品、内燃機關、及び金屬木工機械及同部分品等も發表されてゐないが、『其の他』の對前年一億二千八百萬圓(四六%九)増はそれ等の輸入狀況を物語るものとして注目される。其處でいまこれ等の『其の他』項目に於ける對前年の輸入増加額を合計

してみるに、ザツと八億五千七百萬圓となり全體としての輸入増加額十億一千九百萬圓に對し八割餘となるのである。即ち、輸入増加額の八割までが、準戦時及び戦時體制整備に伴ふ物資の輸入に依つて來されたと目し得るのだ。従つて其の他の物品に於ける輸入増はさほど大した額ではない。尙ほ輸入に於ける右の如き傾向は八月以降の統計を比較することに依り更に判然とするのであるが、紙幅の都合で割愛することとする。

(B) 地域別國別の檢討

工業國への依存は増す 次に地域別、國別に於ける輸出入の變化に就て一瞥したい。先づ輸出に就て見るに、各市場共に増加してゐるが、なかでも中南米に對する輸出激増が注目される。が、轉じて各市場の相對的地位を見ると、矢張り亞細亞の重要性は絶對的であり、而もそれは更に増大する勢を示してゐる。これに反し、我が第二の輸出市場たる北亞米利加はその地位を減じてゐるのである。これは昨年四月以降に於ける米國の不況を反映するものと目される。

一方輸入市場はどうかと云ふに、これまた全面的増大を來してゐるが、特徴的な現象としては歐洲北米等の工業國よりの輸入が増加し、反對に農業國よりの輸入が増大せず却つて減少を見たものさへあることが注目される。即ち、支那は兎も角として、土耳其、墨西哥、濠太刺利等が減少したのがそ

(四) 國別貿易額

國名	輸出			輸入		
	十二年	比較増減	同割合	十二年	比較増減	同割合
亞細亞	一、六四五、九一五	(+) 二七四、九四五	二〇・一	二、四九〇、〇七一	(+) 二三四、九二五	三三・二
滿洲	二六、〇九二	(+) 六五、二二三	四三・二	四三、五〇四	(+) 二二、二	六・六
關東	三九五、九一六	(+) 四、七七一	一四・〇	一一、三五〇	(+) 三三、五	一・二
英領印度	二九九、三六七	(+) 四〇、三五九	一五・五	四九、四八六	(+) 三、四七七	六・〇
中華民國	一七九、二五一	(+) 一九、五六六	一一・三	一四、三六六	(+) 一、二〇三	七・二
佛領印度支那	四、六二四	(-) 七三	一・六	二七、〇一〇	(+) 三、四〇〇	〇・七
暹羅	四九、六二二	(+) 六、三五四	一四・八	四、八二四	(+) 五五・〇	〇・三
比領	六〇、三三八	(+) 八、五〇八	一四・四	八、九二八	(+) 二四・六	一・三
蘭領	二〇〇、〇五一	(+) 七〇、五五六	三五・五	三九、九〇四	(+) 三三、一	八・一
歐洲	三五五、九五五	(+) 四八、二二七	一三・七	一七三、八七八	(+) 五三・七	一三・三
英領	一六七、九五四	(+) 二〇、六四五	一四・〇	三、八二六	(+) 四三・〇	二・八
佛領	四七、二〇八	(+) 三、七三三	八・六	七、九八七	(+) 四〇・一	〇・七
獨逸	四三、二六一	(+) 八、一九六	二三・四	六〇、八七七	(+) 一七、七	四・二
チロウ	二、三七〇	(+) 二、一三五	九八・五	二、五七九	(+) 八・一	〇・一
スロヴァキア	一八、四四〇	(+) 三、〇五五	一六・九	二、四七四	(+) 五三・三	〇・二
和蘭	二、五四五	(+) 二、七二四	三〇・九	二、一六八	(+) 一三・二	〇・八
瑞典	二、七五三	(-) 一、五〇〇	五五・九	一、六五七	(-) 三三・〇	〇・二
土耳其	二、七五三	(-) 一、五〇〇	五五・九	二、八二八	(-) 一、六五七	三三・〇

第二節 貿易の前途と貿易統制の進展

北亞米利加	六五九、六〇一	(+)	五〇、七四四	(+)	八・三三	二〇・八	三三・六一	三、七四四、二五三	(+)	四三、五〇五	(+)	四九・二	三三・三
亞米利加合衆國	六三九、四三八	(+)	四一、一七七	(+)	七・六	二〇・一	三三・一一	二、六九九、五四三	(+)	四三、〇八九	(+)	四九・八	三三・七
加 奈 陀	二〇、〇三六	(+)	五、四八二	(+)	三七・七	〇・六	一〇・四	一〇、四六三	(+)	三、五三三	(+)	四三・一	二・八
中央亞米利加	五四、八八五	(+)	一三、六四四	(+)	三三・一	一・七	一八、七五五	(-)	三、〇〇六	(+)	一三・九	〇・五	〇・八
黑 西 哥	一三、六三三	(+)	六、四三三	(+)	八九・五	〇・四	一四、二六三	(-)	四、四八	(-)	二三・七	〇・四	〇・七
南亞米利加	一〇九、五九九	(+)	四〇、七五八	(+)	五九・三	三・四	一六、六一	(+)	五〇、四二	(+)	四四・九	四・三	〇・七
智 利	一〇、七四二	(+)	三、三六	(+)	四四・七	〇・三	一四、七九	(+)	四、七六六	(+)	四七・九	〇・四	〇・四
亞 爾 然 丁	四二、四八一	(+)	一九、六八九	(+)	八七・〇	〇・八	四三、〇八	(+)	一三、〇三〇	(+)	四〇・一	一・一	一・一
伯 刺 西 爾	一七、三〇五	(+)	八、四六五	(+)	九五・八	〇・五	六二、八二〇	(+)	一五、四五六	(+)	三三・六	一・七	一・七
阿 弗 利 加	二四、七六六	(+)	四、〇三三	(+)	三三・八	七・六	二六、三〇五	(+)	九、一六二	(+)	九〇・八	五・五	三・九
埃 及	三、七七一	(-)	八、一三五	(-)	一九・九	一・〇	七四、二八	(+)	二、八三一	(+)	六三・一	二・〇	一・七
南阿弗利加聯邦	五、七九	(+)	一三、二五	(+)	二九・四	一・七	八、八五二	(+)	六、二九一	(+)	二九・八	二・三	〇・八
太 洋 洲	一〇六、四三三	(+)	八、七三六	(+)	八・九	三・四	三三、三九	(+)	二、六三二	(+)	五・五	五・九	七・六
濠 洲	七三、〇八〇	(+)	三、三七	(+)	四・八	二・三	一六、二五二	(-)	一六、六六二	(-)	九・二	四・四	六・六
新 西 蘭	一九、三五六	(+)	二、二六六	(+)	一五・六	〇・六	四、六三三	(+)	二、六六〇	(+)	二二・三	一・三	〇・八
全 計	三、一五、四一八	(+)	四八二、四四二	(+)	一七、九	一〇〇・〇	一〇〇・〇	三、七三、一七七	(+)	一〇、四九六	(+)	三六・九	一〇〇・〇

れた。これは歸するところ、不急不要品の輸入抑制が行はれる一方、軍需關係品の輸入が増大したことを意味してゐる。このことは輸入市場の相對地位を見ると更に明瞭となる。即ち、亞細亞、中米、大洋洲等の地位が低下する一方、歐洲、北米等の地位は向上してゐる。ところで南米、阿弗利加等の地位が向上したのは、右の推論に依れば解し難きかに見えるが、これは、我が國の棉花、羊毛等に於ける分散買附が奏效したためと解される。

(c) 見透しは如何

昭和十二年に於ける我が對外貿易の概略は右の如くである。が、然らば本年度の見透しは一體どうであらうか。勿論いまから具體的な推定を行ふことは當を得ない。況んや事變が何時まで續くのであるか見當がつかないのであるから、尙ほ更である。けれども原則的な太い線はこれを畫くに必ずしも困難ではないであらう。ではその線は如何に畫かれるのであるかと云ふに、無論可なり悲觀的なそれであることを否めない。

例へば本年一、二月の貿易を見ると次表の如く、輸出は三億六千萬圓で、昨年比し八千萬圓の減少であり、一昨年に比してさへ二千萬圓の減少である。他方輸入は諸般の輸入制限策のため急減して居つて本年の四億一千萬圓は、昨年比し二億三千萬圓、一昨年に比し一億三千萬圓の減少であり、従つて入超尻は表面好化してゐるが、然しこれは輸出産業の原料輸入縮少が主たる原因である事を思へば手放しに喜ぶ事は出来ない。況んや輸出貿易の激減に至つては、直接輸出産業を打撃してゐる事火を見るより明かであり、殊に今後事變が一層長期になつた場合、この程度の減少で済むかさへあやぶまれる。



(五) 内臺朝總貿易(千圓)

輸 出	本 年	昨 年	一 昨 年
一 月	一七、二七〇	二〇、四四	一八、六九
二 月	一七、一五三	二六、七九	二〇、二六
輸 入			
一 月	二〇、八九	三九、八四	二六、二四
二 月	二〇、三九	三九、三三	二七、〇〇
入 超			
一 月	三、六二	一一、三九	九、五五
二 月	九、二〇	二、五九	五、七三

こゝに於て或る者は本年の輸出は十二年に比し五割方減じはしないかと云ふ。また或る者は二、三割の減退と押へてゐる。何れにしても輸出の減退することは略ぼ明瞭であらう。一方輸入は全體としてそんなに減じ得るものではない。生産力の擴充は引續いて行はれなければならぬのである。斯くて今年も相當の入超を見ることが必然であらう。昨年と略ぼ變らぬ入超は恐らく覺悟せねばなるまい。昨年は全土を通じ六億三千餘萬圓であつた。假に本年もこれだけの入超で過ぎるとすれば、國際收支の破壊は恐らく起らない。昨年の現送金は何程か本年に繰り越されてゐるに相違ないし、一方國內の金資金はまだ相當にあり、加ふるに新産金も見込めるからだ。本年は二億餘萬圓の新産金が可能であると云ふ。従つて本年の國際收支尻はこれらの金現送に依り適合をはかることが出来る筈である。

けれども明年度以降に於ては事情が異つて来る。依然として入超が續くとすれば或は國際收支の均衡維持は不可能であるかも知れぬ。と云ふのは、明年以降に於ては大體新産金の程度の金しか現送出来ぬ様な事態に立ち至るかも知れぬからである。若し斯様なことにでもなれば結局は更に極端な貿易管理を斷行せねばならぬ。

尤も今後は對支輸出が激増するからと云ふので樂觀するものもあらう。けれどもこれに過大な期待は懸けられぬ。過般北支の關稅が改正されたとは云へ、それは冀東の輸入稅率に比較すれば、概して高率なのである。關稅障壁は尙ほ可なり高い。而もこれを考慮外に置くとするも、まだ支那は戰爭領域なのである。これが復舊され開發されるには尙ほ相當の時日を要する筈である。對支輸出は差當り餘り期待出来ない。これを要するに我が國の貿易は今後更に困難の度を加へる懼れが充分である。而してこれと共に摩擦が激化されるのであらう。

二、貿易統制の強化

然らばこの貿易の前途不安に對して如何なる方策が樹てられてゐるか。

顧みるに昭和十二年は日支事變以前から國際收支適合の對策に忙しい年であつた。そのためには單に貿易の部面だけでなく、生産、消費の凡ゆる分野が均しくこの改善に向つて努力させられた。諸商品の輸出入禁止乃至は制限、不急事業の新增設の抑制及び各種の物品に於ける消費節約等。

ところで國際收支の適合を所期する所以は云ふまでもなく對外爲替相場の維持にある。云ひ換へれば對英一志二片の堅持にある。然らば此の一志二片の維持が何故に必要であるかと云へば、畢竟所要物資の輸入を確保するにある。

一體、我が國が明かに準戰時的經濟體制への編成替の途に上り、生産力、わけても軍需工業に於けるその擴充に乗り出したのは一昨年二月以降のことであるが、其の後一年半も経つか經たぬに支那事變が勃發し、遽かに戰時體制の整備を必要とするに至つた。生産力の擴充は更に拍車をかけられねばならぬ道理である。然るにかうした準戰時—戰時的生産力の擴充に伴ふ所要の原料品は、元來それに乏しい我が國として、勢ひこれを輸入に俟つ他ない。また其の他の軍需資材も、足らざる部分はこれを輸入に仰がねばならぬ。斯くして輸入は増大することとなるのであるが、此際若しも輸入増のため貿易尻が悪化し、それがまた延いて國際收支の均衡を攪亂するならば爲替相場は必然下落せざるを得ない。然るに爲替相場の下落はそれだけ我國の輸入力を減殺することとなるのであるから、生産力の擴充に伴ふ物資の輸入確保と云ふことが覺束なくなるやもはかられぬ。加ふるに國內物價の昂騰を來すことゝもなる。斯くて爲替相場の維持が絶對必要事となり、爲替政策のために貿易政策が打ち立てられ、遂行されることゝなつた。換言すれば貿易政策の爲替政策に依る代位が行はれたのである。

而してこれが具體化されたのは昨年一月八日の輸入爲替に於ける許可制の實施を以て始めとする。

(A) 爲替管理の強化

此の爲替政策—結局するところ國際收支適合の對策は然らば具體的に何と何とであつたか。爲替管理、金の輸出、貿易統制及びこれと關聯して輸入原料の消費節約等がその主たるものである。

爲替管理 昨年一月八日大藏省では昭和八年の制定にかゝる爲替管理法に基き輸入爲替の許可制を實施した。これを以て『一箇月を通じ三萬圓相當額以下』のものを除き『輸入貨物代金決済の爲の爲替取引及信用狀取得は原則として許可を要すること』となつたのである。然しこれは圓爲替の先安不安に基き見越輸入を阻止するための『臨時應急』の措置として實施されたもので、本格的な輸入制限に乗り出したものとは一概に斷じ得ない。それは云はゞ實驗的措置でもあつた。けれども此の爲替管理は益々強化さるべき宿命を負はされてゐた。前述の通り國際收支の均衡を圖り、爲替の安定を維持するには爲替の需要を限定し、延いてはこれに依り比較的緊急を要せぬ物資の輸入を抑止乃至は制限せざるを得ないからである。昨年上半期の入超は内外地を含めて六億四千百萬圓を超え、其の前年に比較して實に三億餘萬圓の入超増を來したのだ。かくては國際收支の均衡は破壊の惧れなしとしない。斯くて七月爲替許可制の期限を延長し(輸入爲替の許可制實施期限は七月末までとなつてゐた)、加ふ

るに其の不要許可限度を三萬圓から一千圓に引下げると共に、他方無爲替輸出の取締を強化した。次いで八月爲替管理法の改正に伴ひ無爲替輸入の取締りも亦行はれるに至つたのである。更に十二月に入るや爲替管理は再度強化せられ輸入爲替の不要許可限度も月額百圓に引下げられた。

**金の輸出** 國際收支の適合に向つて動員された第二の手段は金の現送である。前々輯に於て述べた通り我が國は昨年三月九日以降金の輸出を斷行した。政府議會提出參考資料に依れば七月末迄に三億二千七百五十六萬七千圓の現送を行つてゐる。其の後幾許の現送を行つたかは發表されてゐない。が大體八億四、五千萬圓は昨年中に輸出されたものと見て間違ない。

(B) 輸入制限品目の増加

**貿易調整法** だが右の如き爲替管理にしる金の輸出にしても、本來の意味に於ける貿易對策ではない。本來の意味に於ける貿易上の措置を通じて輸出入を調節せんとする意思が明確に表明されたのは昨年八月の貿易調整法の制定を以て始まる。政府はこれに依つて輸出または輸入の制限乃至は禁止に付廣範な權限を賦與された。けれども此の法律は所詮準戰時的貿易に對應して設けられたものであつた。即ち右の如く輸出入の制限乃至禁止に付廣範な權限を賦與されたとは云ふものゝ、此の權限を發動するに當つては一々貿易審議會の議を経る必要があるし、また當業者に依る自治的統制に委ねられ

る餘地が多い(統制協議會)。従つて戰時貿易統制法としては迅速なる措置を講ずるに不便を免れないわけである。然るに一方事變は愈々擴大し、國民經濟の各部分は戰時的編成に進まねばならなくなり、準戰時的立法たる貿易調整法は一度も發動されることなしに遂に九月十日輸出入品等臨時措置法の公布施行を見るに至つた。

**輸出入品等臨時措置法** 『輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律』即ち輸出入品等臨時措置法は『支那事變に關聯し國民經濟の運行を確保する爲に』政府が必要と認める時は『命令の定むる所に依り物品を指定し輸出又は輸入の制限又は禁止を爲すことを得』ると共に、此の結果物品の需給關係調整の要ある時は『當該物品を原料とする製品の製造』及び『當該物品又は之を原料とする製品の配給讓渡、使用又は消費に關し』制限、禁止等『必要な命令を爲』し得るのであつて、此處では最早や貿易審議會の議を経る必要がなければ、統制協議會設置の要もない。政府は必要に應じて臨機の措置を施し得るのであつて、貿易政策は此處に戰時體制への一步前進を見ることゝなつたのである。次いで十月十一日此の臨時措置法に基く許可規則が施行され、輸入制限(別表甲號) 輸入禁止(乙號)及び輸出禁止(丙號)の品目が決定されたのである。而して此の品目は其の後二回に互つて擴張せられた。即ち、十一月六日豚毛、アンチモニー鑛及びタングステン鑛、アンチモニー製品、並びに自動車及び

同部分品が新に丙號に繰り入れられ、次いで十二月二十四日更に廣範な改正が行はれた。其の要項は次の如くである。

- 一、別表甲號輸入制限品目として左のものを追加す  
(1)牛皮、水牛皮、馬皮および豚皮 (2)生インディアラバー、生ガタパーチャおよびその代用物 (3)纖維素パルプ
  - 二、別表乙號輸入制限品たる皮類中の綿羊および山羊皮を除く
  - 三、別表丙號輸出限品として左のものを追加す  
(1)苧麻、ラミー及び黃麻 (2)石炭 (3)螢石 (4)モリブデン鑛 (5)フェロタングステン及びフェロモリブデン (6)安知母尼合金
  - 四、別表丙號輸出限品中綿襪襪は之を削除し、又豚毛、屑の綿纖維及び安知母尼製品につき左の通り其一部を除く、之が輸出に關しては關係輸出組合又は工業組合の統制又は検査に従はしむることとする方針なり  
▽豚毛(長さ二吋四分の一を超えたるものを除く)▽屑の綿纖維(長さ二分の一吋以上の綿纖維の重量全綿纖維の重量の百分の五十を超えざるもの及び油の附着したる綿纖維にして油の重量全重量の百分の六を超えたるものを除く)▽安知母尼製品(安知母尼の重量全重量の百分の廿五を超えざるものを除く)
  - 五、本邦駐在外國使節、領事、館員等の自用品及び公用品、官廳の輸出する物品、手荷物、引越荷物、船用品、博覽會の出品物等の輸出につき輸入の場合に準じて許可を要せざることをし尙輸入につき許可を要せざるものとして船用品を追加せり
- (註) 以上の外鐵鋼、棉花、羊毛、銅、白金等の消費節約政策が擧げられるが、第三節に譲り此處では觸れぬこととする。

(C) 矛盾は激化を免れぬ

右に見た如く各種の對策が講ぜられ、強化されたのであるが、金の輸出は兎も角として、爲替管理や臨時措置法の實施は然らば何等の摩擦を惹き起しはしなかつたであらうか。成る程これらの對策に依り昨年の國際收支は略ぼ辻褄を合すことを得たであらう。延いてまた爲替相場の安定は大體に於て確保することが出來た。けれども此の爲に蒙つた犠牲も亦大きかつたのである。例へば綿業の場合を考へて見よう。棉花の輸入は現在輸出入品等臨時措置法に依りまた爲替の管理に依つて甚だしく抑制されて居り、此の結果原棉拂底を來してゐる。國內に於ける原棉消費はステープル・ファイバー等の混紡織に依り、苦痛を或る程度忍ぶことが出来る。けれども輸出は一體どうなるのであらうか。綿製品品の輸出額は大きい。前述の通り昨年の綿布輸出額は五億七千餘萬圓に達してゐるのである。果して今後に於てもこれだけの輸出が期待されるであらうか。勿論不可能であらう。綿布の輸出額は或は五割方減するであらうと大悲觀をなす者さへある程である。斯様な事例は綿業に於てだけではない。毛織業に於ては更に烈しい。斯くして此處に致命的な矛盾が起る。軍需原料品の輸入は確保せねばならぬ。それ以下のもの(主として原料品)の輸入を制限すれば輸出が減る。而も製品輸出の増大を圖るに

は原料輸入を増加しなければならぬ。此のシーソーは何處まで續くであらうか。かうした事態を回避する一の策は爲替排除即ち獨逸に見る如く相手國との間に於ける爲替清算協定の締結、若しくはアスキ制度の如きものゝ設置が考へられる。最近爲替清算協定の締結が考慮されてゐるのもかゝる事情の考慮に基くものと云へよう。

### 第三節 戦時體制に向ふ產業界

前輯に報告した如く、支那事變發生以來我產業界には、軍需工業動員法の事變適用規定の公布、資金調整法及び輸出入品臨時措置法の公布施行等が見られたが、然し實際を云へばその中前者は單に發布を見たゞけで發動せず、後者も極く内輪の活動を見たゞけであつた。

然しながら事態は僅々三ヶ月の中に著しく進展した。事變の將來を輕視した一部樂觀説を根底から裏切つて、遂に我國は長期戦をあらゆる角度から準備しなければならなくなつた。こゝに於てさきに法文化された一連の法律は一齊に活動を始め、就中輸出入品臨時措置法の如き政府に廣範なる權限を許してゐる法律は、それに準據して次ぎ々〴〵に省令、告示を發布し、その統制力を我が重要産業の隅にまで及ぼさんとしてゐる。しかも事態の進展は右の諸法律を以てしても不充分なる状態を示してゐるので、遂に去る一月から三月迄の第七十三議會に於ては、政府は統制に關する重要法案を山の如く提出するに至つた。

以下我々は、その大體に就いて述べる。唯第七十三議會提出の諸法案については、時日の關係から

その全部に觸れる事が出来ないが、然しそれが實際に發動され且つ實效を現はすのはなほ一、二ヶ月先きの事であるから、次輯にこれを取扱つて差支へないであらう。

### 一、軍需工業動員法の施行と資金調整法の積極化

#### (A) 工場管理の一部開始

軍需工業動員法が如何に強大な權力を有するものであるかについては前輯に精しくこれを述べておいた(前輯一四九頁以下)。然し同法は今日迄は傳家の寶刀的存在でその無言の脅威によつて、業者勞務者を自主的に統制して行く役割を果すものであつた。然し一月十七日には、遂に同日より同法を實施する旨公布、次いで一部民間工場に管理を實施するに至つた。この工場管理が如何なる業種に如何なる範囲で行はれたかは、素より軍の機密に屬するもので明かにし得ないが、その監督の方法は一月十四日勅令第三〇號の「陸軍軍需監督官令」によれば左の如くだ。

#### 陸軍軍需監督官令要綱

第一條 陸軍に於て軍需品の製造若は修理を民間工場に注文し又は民間工場より軍需品を購入するときは必要に應じ左の職員を置き契約に基く所要の監督に關する

業務を掌らしむ  
監督官、會計監督官、監督官補、會計監督官補  
前項の職員の外必要に應じ陸軍航空本部に監督官長を置く

第二條 前條第一項の職員は陸軍航空本部、陸軍兵器廠、

陸軍造兵廠、陸軍運輸部、陸軍被服廠、陸軍糧秣廠、

千住製絨所及陸軍衛生材料廠に之を置く

第五條 監督官は所屬上官の命を承け第一條の民間工場

第六條 會計監督官は所屬上官の命を承け第一條の民間

に付左の業務を掌る

工場に付左の業務を掌る。

- 一、軍需品の製造及修理に關する作業の指導及監督
- 二、軍需品の納入検査
- 三、軍需品及工場の軍事上の秘密保持に關する監督
- 四、軍需品の製造及修理に關する工場設備及研究の指導

- 一、軍需品の製造及修理に關する原價調査及原價の經理上よりする調査研究
- 二、工場の經營に關する經理上の調査及び監督

即ち陸軍軍需監督官は、軍需工場に對して製造及修理作業の指導及監督、納入検査等を爲す外、軍

事上の秘密保持の監督をなし、又進んで工場設備及研究の指導、原價引下げ及び經營の技術的研究に

迄立ち入る事になつて居り、又會計監督は原價計算及び經理の調査及び監督をなす事となつてゐる。

工場管理は軍需工業動員法中では最も初歩的な、従つて又最も穩健な條項であるが、然しそれにも拘はらず同法の最初の實施を見た事は深く注目される。

#### (B) 資金調整法標準表の改正と資金調査規則制定

次いで一月十八日、臨時資金調整委員會は、「事業資金調整標準」中一部を改正した。資金調整法は云ふまでもなく、「支那事變に關聯し物資及び資金の需給の適合に資するため、國內資金の使用を調整

する」(第一條)を目的とし、そのため金融業者等をして資金供給の際、又事業者に對しては事業新設擴張等の際、その業種が資金調整基準表の「乙のハ」「丙」のものは差控えしめ、「乙のロ」のものも可及的差控えしめるものである。

然し、昨年中の實績は必らずしも調整の實を擧げてない。蓋し昨年中は同法施行前、既に拂込増資等を決定せるもの、新設擴張等の進行中のものが尠くなかつたため、これを過渡的處置として緩和的に許したからである。

然しながらその過渡的のものも既に本年一月を以てほゞ一段落を遂げたため、臨時資金調整委員會は、同標準表の分類及び決定の不適當なるものについて一月十八日これが改正を爲し、今後資金調整を愈々本格的に實行する意圖を明かにした。同改正の要點は第一に、再生羊毛製造業、人造纖維紡績業、セメント管製造業等、當初標準作製の際、未だ事業として小さかつたか或は取落せるものを追加する一方、第二に標準決定の不適當なるものを改正したのであつた。後者の主なるものは「小型自動車製造業」が「甲のイ」より「丙」へ、「人造纖維製造業」が「乙のイ」から「乙のロ及びハ」へ、「人造纖維物業」が「乙のロ」から「丙」へ引下げられた事等で、「カーバイド製造業」が「乙のハ」から「乙のイ」へ引上げられた以外は全部引下げであつた。全體からすればその變更は僅かではあるが、

調整標準の辛くする傾向にある事が觀取される。

更に又政府はこの資金調整の効果を徹底せしめるため、一月四日臨時資金調整法第十六條に基づき、大藏省令によつて「資金調査規則」を公布、資本金五十萬圓以上の會社につき十三年度中の設備新設、擴張、改良計畫を報告せしめる事とした。これ又資金調整の本格的運用を意圖するものである。

## 二、輸出入品等措置法の活動

以上の如く、軍需工場の管理が開始されはしたが、それはまだ一部にすぎない。又資金調整法が愈々本格的に運用されると云つても、單にそれは資金のみを單に不急事業から緊急事業に導入せしむ役割を持つにすぎない。目下の我經濟の状態ではなほ進んで、物資輸出入の制限・禁止、代替品の採用、配給・消費統制を命じうる輸出入品等措置法の必要である事は前輯にも説べた處だ(第三十輯一三〇頁以下)。

### (A) 措置法擴大す

即ち政府は昨年九月以來、「物品を指定し輸出入の制限又は禁止を爲しうる」第一條、及び「需給關係の調整を必要とする物品又はこれを原料とする製品の配給・讓渡・使用・消費に關し必要な命令を

爲し得る」第二條の權限を利用し、矢繼早に省令を以て「毛製品ス・フ等混用規則」「鐵鋼工作物築造許可規則」「銅使用制限規則」「臨時輸出入許可規則」と公布施行した事は前輯に述べた處だ。

次いで十二月二十七日には、政府は同法第二條に基いて商工省令を以て「綿製品ス・フ等混用規則」を發布、綿製品にス・フ三割混用を強制し（これについては第四節も参照されたい）、又十二月二十八日には同法第二條及び第三條に基き、同じく商工省令を以て「白金使用制限規則」を發令、白金を裝飾用品、裝身具、文房具、什器等の製造に使用する事を禁止した。又同じ十二月二十八日には産金法第十一條に基き大藏省令を以て「金使用規則」を公布、「九金<sup>きん</sup>」（品位千分の三七六）を超える製品の製造と、金を表裝用、製本用、印刷用、廣告用、標識用等に使用する事を禁止した。これによつて一年一千萬圓の金を節約し得ると云ふ。

(B) 措置法配給統制に進む

然し乍ら以上の如き諸處置を以てしても日本經濟の戰時體制化は達成されない。我々が各節處々に於て述べてゐる如く、結局する處軍需資材の需要が増大すればするほど、それだけ、一般資材の消費節約を計るより外に今日の處方法は無い。然るに消費、節約を強行するためには、物價を騰貴せしめて自主的消費節約を待つか、或は物價騰貴が好ましくなければ、結局は切符制度に進むより方法は無い。

然るに消費節約を強行するためには、物價を騰貴せしめて自主的消費減退を爲さしめるか、或は物價騰貴が好ましくなければ、結局は切符制度に進むより方法はないのである。勿論日本の實情は未だそこ迄は行つて居らないが、方向としては一日々々とそれに近附いて行く模様である。

即ち事變が長期戦と決して以來は、消費部面に於ては未だであるが、配給機構に於て、遂に切符制度が出現するに至つた。「生ゴム配給統制」「綿絲配給切符制」「ガソリン配給切符制」「銅配給統制」等がこれである。

生ゴム配給統制 配給票を用ゐて配給統制をなしたものは生ゴムが最初であつた。即ち昨年十二月二日日本ゴム工業組合聯合會（靴、タイヤチューブ、ベルト其他用を擔當）、日本被覆電線工業組合聯合會（電線用を擔當）の二聯合會が實施機關となつて、各品種毎に軍需品、輸出品、内地向品の別を設け、一定の方法により一ヶ月分宛をその三ヶ月前に決定、各需要者に生ゴム配給票を交附し右配給票無しには生ゴムの購入を許さない事とした。

軍需、輸出品、内地向の夫々を如何に區別するかが今日各業を通ずる悩みの種であるので、他の業種を見る場合の参考の意味をも含めてこの分配方法を掲げておくに、

(イ) 内地向品の割當は各品種別に豫め或程度節約を見込み一ヶ年の需要數量を決定し之を適當に



月割に算定して一ヶ月分の割當數量を決定し過去の實績を參酌して之を爲す。

(ロ) 軍需品用の割當は軍よりの註文の狀況に應じ製品の納入に支障なきやう月別に決定す。但し必要ある時は追加割當をなすものとす。

(ハ) 輸出品用の割當は前年同期の輸出實績を參酌し之を爲す、但し一時に相當數量の註文を受けたる者ある時又は輸出振興のため必要ある時はその事情を審査の上相當數量を追加割當するものとす。

綿絲配給切符制 以上は民間の自主統制であるが、次いで本年には半公權による切符制が成立した。

即ち綿絲配給制である、即ち三月一日商工省は、輸出入品等措置法に基づき省令を以て「綿絲配給統制規則」(附録三九頁參照)を公布即日施行した。その要領は左の通りである。

【綿絲配給統制規則】

第一條 綿絲(綿とステープル・ファイバーとの混紡絲を含む以下同じ)を原料又は材料とする製品の製造又は加工を業とする者(以下工業者と稱す)は地方長官に於て又は商工大臣の指定したる團體に於て割當てたる數量を超え綿絲を原料又は材料に使用することを得ず但し輸出品(滿州國及び關東州に輸出するものを除く以下同じ)又は輸出品の原料若くは材料の製造又は加工の爲め使用する場合は此の限りに在らず

地方長官又は前項の團體は前項の規定に依る割當の總數量に付き商工大臣の承認を受くべし  
〔註〕右規定による團體は別に告示を以て左の通り指定さる

大日本紡績聯合會、日本綿織物工業組合聯合會、日本タオル工業組合聯合會、大日本莫大小製造工業組合聯合會、日本輸出絹織物工業組合聯合會、日本内地向絹織物工業組合聯合會、日本人造絹織物工業組合聯合會、日本内地向人造絹織物工業組合聯合會、

日本内地向縮緬工業組合聯合會、日本天鵝絨工業組合聯合會、大日本毛織物工業組合聯合會、日本綿絲染晒工業組合聯合會、全國購買組合聯合會

第二條 地方長官又は前條第一項の團體は綿絲を原料又は材料とする製品の製造又は加工を業とする者に對し其の者の割當數量(委託に依る製造又は加工の爲使用

する綿絲の割當數量を除く)に相當する割當票を交付すべし  
地方長官又は前條第一項の團體は前項の割當票の様式に付商工大臣の承認を受くべし  
(第三條 第九條省略)

即ち内地向綿絲は、一般民需の混紡絲(國用綿糸)、軍需用及び特殊用の純綿絲は、何れもこの省令によつて割當票を以てする以外配給が禁ぜられる。割當票は各團體の手で發行される事になつてゐるが、差當り三、四兩月分の配給數量は綿絲消費統制協議會の手で、各團體別に決定を見る。

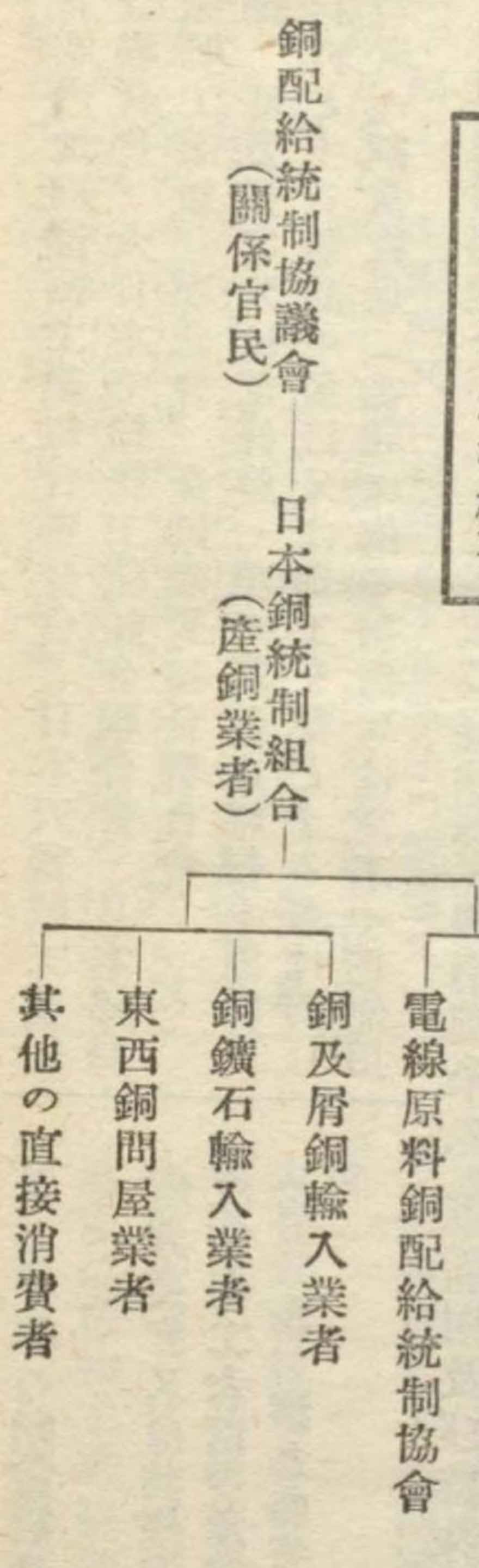
ガソリン配給統制 三月七日、商工省は省令を以て、輸出入品等措置法第二條に基づき「揮發油及重油販賣取締規則」(附録三九頁參照)を發布、五月一日より施行する事となつた。これによると一般消費者は府縣廳より割當公布する購買券と引換でなければ、石油を買取る事を得ず、同じく販賣業者は石油を賣渡し得ない事となる。燃料局談によればこれによつて本年中に重油及び揮發油の本年推定需要量の總額に對し夫々一割五分乃至二割の消費節約をなすこととなる。

銅配給統制 従來の水曜會メンバーの三菱、住友、古河、藤田、日鑛のほかにアウトサイダーたりし昭和鑛業が加入し、新たに日本銅統制組合を結成した。この組合の上に關係官民より成る銅配給統制

協議會を置き、同協會によつて決定された需給計畫に基いて銅統制組合より、次の如き要項に従つて需要者に配給する仕組である。

- 一、商工省内に、商工、陸、海、拓務、企畫院の關係官廳及銅消費各部門の代表者よりなる銅配給統制協議會を設置し、三ヶ月毎の銅需給計畫を樹てると共に一ヶ月毎に之が割り當てを行ふ
- 一、内地主要産銅業者を以て結成したる日本銅統制組合をして前記銅配給統制協議會に於いて決定せる需給計畫に基き、銅の生産輸入及配給を司らしめる
- 一、配給の圓滑適正を圖るため主要消費部門別にカルテルを結成せしめる（既に電線に於いては電線原料銅配給統制協會、伸銅に於いては伸銅用銅亞鉛配給統制協會が結成されてゐる）
- 一、配給方法としては原則として軍需（軍官廳の需要及軍需たることの證明あるもの）については日本銅統制組合が直接配給に當り、民需については前項の組織化を見たる部門に對しては日本銅統制組合が直接に、又其他の消費部門に對しては既存の配給機關（輸入業者、問屋等）を通じて間接に配給する

銅配給統制機構概要



その他、水銀配給統制、工業鹽配給等が進行中である。

三、統制更に急速に強化せん

以上の如く配給統制が著るしく進捗したが、然し統制の進行は決してこの程度に止まるものでない。而して同じ統制と云つても、その方向は一方、消費節減を目指すものと、他方、生産の増加を計るものと全く異なる二方向に對蹠的に急速な勢ひで進んでゐる。

前者中最も注目すべきは、輸出入品等措置法中の改正、即ち需給調整協議會制度の創設であり、後者を目指すものは第七十三議會に提出せられた五指に餘る増産案である。

(A) 輸出入品等措置法の改正と陸上交通事業調整

政府は一月三十一日、貴族院に於て「昭和十二年法律第九十二號中改正法律案」即ち輸出入品等臨時措置法中改正案を提出した。本書が讀者の手に渡る時分には恐らく同法は議會の協賛を経て法律化せられてゐるであらうが、その要旨は左の通りである。

〔改正案要綱〕

昭和十二年法律第九十二號中左の趣旨の規定を追加す

- 一、第二條の物品の需給に關係ある産業を營む者又は其の團體は當該物品の需給關係を調整する爲需給調整協

議會を設立する

一、政府特に必要ありと認むるときは需給調整協議會に對し當該物品の需給關係の調整に關し必要なる決定を

なすべきことを命じ、又は協議會の會員に對し協議會の決定に従ふべきことを命ずることを得

五〇

右の如く需給調整協議會の設立を認め、これをして當該物品の需給關係の調整に關し、かなりの權限を附與せんとするものである。これが先づ綿業の需給統制を對象として作られたものである事は周知の事である。即ち既にデッドロックへ乗り上げて了つた(次節参照)綿業統制に轉換點を與へ、當初の目的である綿花輸入節減を輸出萎縮を招かずして遂行するための方策を強化せんための機構である。次いで終局に於て同じ消費節約を指してゐるものは、「陸上交通事業調節案」である。

陸上交通事業調整法案 三月四日衆議院に提出された本法案は、地方鐵道事業、軌道事業、自動車運輸事業に統制を與へ、二重投資或は經費の無駄を排除し、他面ガソリン、自動車附屬品、部分品等の輸入を減少せしめんとするもので、政府は會社の合併、事業の讓渡・共同經營、管理等を勸告し、又は命令する權限を得る重大な法案である。

(B) 相繼ぐ緊急事業増産促進案

次に我々が目を轉じて、軍需關係産業の方面を見れば、そこにおびたゞしき増産方策・促進方策が山積してゐるのを見る。即ち、今第七十三議會に提出された「重要礦物増産法」以下の四案その他で

ある。今その内容を簡単に觸れて見るに、左の如くだ。

重要礦物増産法案 金、銀、銅、鉛、錫、安質母尼、水銀、亞鉛、鐵、硫化鐵、格魯謨鐵、滿俺、重石、水鉛、ニッケル、コバルト、石炭、亞炭、硫黃、砂金、砂鐵、砂錫の増産を計る事を目的とする。その方法として睡眠礦區の所有者にその權利の行使を促し、或は錯雜併存してゐる礦區の整理を促進する權限を政府に許す。又政府は設備の新設、擴張、改良を命ずる事を得る。この命令を出す代りに政府はそれに伴ふ損失を補償してやる。

日本産金振興株式會社法案 産金事業の振興を目的とする。その方法として資本金五千萬圓の半官半民の日本産金振興株式會社を設立し、これに拂込金の五倍迄産金振興債券を發行する特權などを與へて、左の事業を営ましむ。

△内地及び朝鮮の民間産金會社に對し資金の供給をなす、金鑛業又は金精鍊業を営む、金鑛業、金精鍊に必要な機械器具及び設備の貸與をなす、金鑛山の調査及び監査をなす。  
その代り産金振興會社に對し政府は或程度の利益配當の補償をなす。

石油資源開發法案

一、試掘及び採掘に關し詳細なる事業計畫を樹立して政府に報告せしむること。

- 二、現在試掘獎勵金交付の代償として最初試掘に成功せる油井をしてその産油の一部を政府に納付せしめてゐるが、明年度より試掘獎勵金を増額すると共に、最初に試掘に成功せる油井のみならず、同一礦區に於て其の後に開發せるすべての油井産油の一定割合を納付せしめること。
- 三、一礦區の採掘權者が隣接する他礦區の採掘權者に試掘費用の分擔を申込みたる場合、兩者間の協議整はざるときは申請により政府が裁定をなすこと。
- 四、同一礦區における各採掘者をして濫掘防止に關する協定を作成せしむること。

工作機械業法案 所定の條件を有する工作機械製造會社の所定設備に付、所得税及び營業收益税を免じてやる。命令の定むる規模以上に新設増設せる設備の償却が五ヶ年以内に完了せぬ時は、この不足分を政府が補給してやる。社債を拂込資本の二倍迄許す。その代り政府は設備の擴張、又は改良等を會社に命ずる事を得る。

航空機製造業法案 五ヶ年間所得税及び營業收益税を免じてやる。我國で未だ製造された事のない航空機、機體、發動機、プロペラ等の製造をなすものには政府は獎勵金を交附してやる。社債發行を拂込資本の倍額まで許す。その代り政府は設備の擴張、又は改良、その他種々の事項について會社に命令する事を得る。

特許收用令(勅令) 此れだけは今議會に提出されたものでなく、勅令を以て發布されたもので、軍事上或は公益上必要ある場合、政府は特許權の收用又は制限を行ふ事を得る旨規定せるものだ。

硫安生産力擴充法案 政府の關心は軍需産業に注がれると同時に、食糧政策遂行のための不可缺の一條件たる人造肥料業の生産力擴充にも及んでゐる。即ち硫安生産力擴充法案はこの線に乗るもので、即ち次の保護促進策が規定されてゐる。即ち既設會社に關する規定としては、

- 一、硫安會社の機械の輸入税を免除す。
  - 一、硫安會社は現行所得税法及び營業收益税法の特例により操業開始後三ヶ年間所得税及び營業收益税の課税を免除されてゐるが、今後増産分に對しては此免稅特典を十五ヶ年間に延長適用す。
  - 一、政府より補助金を受けて増産したるものは政府の認可を受くるに非ざれば生産の廢休を許さず
  - 一、硫安會社の社債發社限度を拂込資本の二倍まで擴張す。
  - 一、會社の資本金全額拂込が完了せざる場合と雖も増資を許可す。
- 又特殊會社に關する規定としては
- 一、現在の硫安販賣會社を改組し資本金一千萬圓(但し政府の認可を得て増資することを得)を以て特殊會社「日本硫安株式會社」を設立す。

一、同社には拂込資本の十倍まで社債の發行を認め之が元利拂を政府が保證する。

一、政府は必要ありと認めたる場合は同社に對し増産及び必要な施設を命令する。

パルプ資材増産計畫豫算提出 政府の關心は又、人造纖維、人造絹絲の原料としてのパルプ資材に及んでゐる。これが輸入金額を減少せしめるための方策である事は改めて指摘する迄もない。即ち農林省は豫算五百萬圓を十三年度追加豫算に計上、大藏省の査定を得て今議會に提出した。五ヶ年計畫として原木供給の増加を目的とするものである。

#### (c) 消費調整及び促進諸政策の影響

然らば以上諸促進政策の影響如何。

惟ふにこの影響の正確なる見透しを行ふには、勿論この諸政策のより具體的な方策、及びその實現の速度が明かにならなければ爲し得ない。然し極く粗大にその影響を豫想するならば次の如きは、多かれ少かれ考慮さるべきものであらう。

先づ促進策の實現のためには、前提として緊急事業にそれ相當の資金が必要とされる。資金が正常の方法で市場より得られれば別であるが、もしその額が巨額に上れば需要額は市場の供給額を超へ、その結果緊要なる平和産業迄が犠牲にされ、さらにそれを犠牲としてなほ需要が供給を超える時、それを無理に捻出するためには、興業銀行が引受けそれを更に日本銀行が引受けるなど云ふ不正常的な方向に向ふ様にならう。即ち中央銀行の資金創出である。その場合インフレに拍車をかける事は必ずである。

第二に右の促進策が強行される時、資本の外に必要なものは勞働力である。勞働力が今日に於てすら著しく不足し、そのため常識を超える長時間勞働が行はれてゐる事は我々が後に第五節で見るところであるが、勞働力の補給、養成が成功せぬ限り勞働者が今後促進方策實現の曉受くる勞働時間延長等の問題も爲政者として深く考ふべきである。

最後に促進策が平和産業を犠牲として行はるゝ限り、これは消費調整策と共に一般消費者をして、物資不足、より粗惡な代替品、物價騰貴等に悩ましむる事も、その促進の速度如何によつては必らずしも考へられない事でないのである。

#### 四、支那事變特別税の影響

なほ本輯に於て一言觸れておかねばならないのは第七十三議會に提出の支那事變特別税である。その概要は次の如くだ。

支那事變特別稅概要(一)所得稅 Ⅱ 第一種(法人)所得稅は、普通所得並に清算所得共に稅率(十二年春の臨時増徴稅を含む)を二割五分を引上。第二種所得稅は利率年四分を超える國債、同四分五厘を超える地方債並に社債の各利子にのみ二割五分の稅率を引上げ、其他は國債利子据置き、地方債、社債、銀行預金各利子及び貸付信託利益には低率の増徴をいふ。

(二)臨時利得稅 Ⅱ 事變に伴ふ増收に課稅する爲め、現在利益が昭和九—十一年間の平均利益を超過する分に對して新に法人三割、個人二割五分の課稅を行ふ。但し九—十一年の利益が四—六年の利益を超過する分に就ては之迄通り一七%二五の稅率据置。

(三)法人資本稅 Ⅱ 之迄の千分の一を千分の一・二以上。

(四)砂糖消費稅 Ⅱ 一割の増徴。

(五)取引所稅 Ⅱ 有價證券賣買取引に限り短期取引は萬分の一・五を萬分の四に長期取引は萬分の一・五を萬分の六に引上。

(六)通行稅 Ⅱ 新に通行說を設け、三等五十籽未滿のものを除き、籽數に應じて課稅。

(七)入場稅 Ⅱ 十九錢以上の入場料に就き、新にその一割を課稅。

(八)物品稅 Ⅱ 第一種(二十四種類)、第二種(二十一種類)、第三種(燐寸及び酒類)の三種に分ち、第一第二兩種は價格の百分の十及び百分の十五、第三種の燐寸には千本五錢、酒類の大部分には石五圓の各稅率を課す。

(九)減稅 Ⅱ 臨時租稅措置法を制定し、九—十一年の平均より二割以上減少せる營業收益、自作農稅に對し段階を設けて減稅。尙ほ増産又は消費獎勵の意味から鑛產物、人織混用織物に對し租稅の減免をなす。

(註)北支事件特別稅を含む。但し同法そのまゝの稅率を踏襲した新稅乃至増稅項目は掲げなかつた。

この支那事變特別稅法案が通過した場合の事業會社への負擔を檢討することとしよう。先づ、今議會に提出された増稅案により、法人の負擔となり得る稅目につき、馬場案及結城修正法の場合と比較

(一)馬場、結城及び支那事變の三増稅に於ける法人への増稅額(千円)

第一種所得稅	六、二六五	五、〇〇〇
同上附加所得稅	三、四〇三	—
第二種所得稅減	二、四〇四	* 四、〇〇〇
法人營業收益稅	四、二〇〇	三、九六二
鑛業稅	一、九七七	一、六二二
法人資本稅	二〇、〇〇〇	* 四、〇〇〇
法人臨時利得稅	—	一三、六六六
取引稅	三〇、二五〇	* 三〇、〇〇〇
公社債利子特別稅	—	* 二、〇〇〇
物品特別稅	—	* 六四、〇〇〇
計	一六、六六一	二二、〇五五
		一五、〇〇〇

(備考) 馬場案による増收額は十二年度に豫定された金額。平年度にはもつと殖える豫定であつた。\*印は個人の方を合算。

して、増徴額を集計すれば、第一表の如くである。

即ち、今回の増稅案で法人に關係するのは、第一種所得稅の増徴、第二種所得稅の増徴(主として金融機關)、臨時利得稅の一部引上げ、法人資本稅の増徴、物品特別稅となるが、總計一億五千九百萬圓だが、北支事件特別稅がこの内にとけこむから、これを差し引くと、一億一、二千萬圓の負擔増となる。處で、右に集計した稅目のうち個人負擔の分を含むものがあるから、結局法人の負擔となるのは一億圓前後と見られる譯だ。

商工省の會社統計表によれば、昭和十年末に於ける會社の拂込及び出資總額は百六十六億六千萬圓であつたから、今日では、その後の膨脹の結果、百八、九十億圓に上ると推定される。いま、假に百八十億圓として、右増稅額のこれに對する割合は〇%六足らずに過ぎない。この限りに於ては、今回の増稅の影響など微々たるものと言へよう。

(二)新舊増税の利益率への影響

増税前の利益率	馬場案での利益率低下	修正に基く利益率低下	北支事件での特別税の低下	支那變特別税の低下
六%	〇%六九	〇%四一	〇%〇六	〇%一五
七%	〇%七五	〇%四五	〇%〇七	〇%二〇
八%	〇%九二	〇%五七	〇%一〇	〇%二五
九%	一%〇七	〇%六九	〇%一二	〇%三〇
一〇%	一%二五	〇%八一	〇%一七	〇%三五
一一%	一%四四	一%〇二	〇%二四	〇%四〇
一二%	一%六四	一%二一	〇%三二	〇%四七
一三%	一%八五	一%四一	〇%四一	〇%五五
一四%	二%〇六	一%六一	〇%五一	〇%六三
一五%	二%二八	一%八三	〇%五一	〇%七〇
一六%	二%五一	一%〇五	〇%五二	〇%七八
一七%	二%七四	一%二七	〇%五三	〇%八五
一八%	三%〇〇	一%四九	〇%五五	〇%九二
一九%	三%二七	一%七一	〇%五七	〇%九九
二〇%	三%五五	一%九三	〇%五九	一%〇六
二一%	三%八三	二%一五	〇%六一	一%一三
二二%	四%一〇	二%三七	〇%六三	一%二〇
二三%	四%三八	二%五九	〇%六五	一%二七
二四%	四%六六	二%八一	〇%六七	一%三四
二五%	五%〇〇	三%〇三	〇%六九	一%四一
二六%	五%三三	三%二五	〇%七一	一%四八
二七%	五%六六	三%四七	〇%七三	一%五五
二八%	六%〇〇	三%六九	〇%七五	一%六二
二九%	六%三三	三%九一	〇%七七	一%六九
三〇%	六%六六	四%一三	〇%七九	一%七六

(備考) 但四一六年の利益率を七%、九一十一年の利益率を二〇%と見做す。  
 利益率は何れも拂込資本と積立金との合計に對するもの。支那事變特別税による利益率低下には北支事件特別税による負擔をも含む。

しかし、この計算は平均的な負擔を示したに止まるので、具體的に利潤率にどんな變化を齎すかを説明しない。そこでいま、大多數の會社の利益は對資本額利益率六%以上三%までとして、稍々細かく段階別に利益率低下の幅を計算して見ると、第二表に示す如くである。

尤も右の數字は備考にも述べてあるやうに九一十一年の平均利益を二割と假定しての結果である。この三ヶ年間の平均利益率が低く、従つて今日の利益率のそれに対する超過率が大きければ大きいほど臨時利得税の負擔は大きくなる譯である。しかし、最近の株式拂込の増大を考へれば、九一十一年に對する今日の超過利益率は一般に案外少いであらう。

これを要するに、今回の増税案を以てしても、なほ馬場増税案の程度の影響しか齎さない譯で、増税の爲に産業利潤が抑へられ、産業界が萎縮するといふやうなことはないのである。

### 第四節 原棉飢饉下の日本綿業

我々は嘗て本年報第二十六輯(昭和十一年十二月發行)の第二部で『日本綿業の現状』に關する分析を試みた。其處で我々は、第一に我綿業に於ける低生産費が如何にして實現されたかを追及し、第二にこの低コストを武器として我綿布が世界各國の市場を席捲してランカシヤを凌ぎ、遂に二十七億碼を實現するに至つた経過に及び、最後に我綿業のかゝる躍進的發展に伴ひ紡績、織布、輸出等の各部門内及び各部門相互間に矛盾が展開され、その激化による統制困難こそ今後日本綿業の運命を決する重大問題であることを述べたのである。

當時からやつと一年を経過したばかりの今日、我綿業は戦時經濟統制の下に未だ曾て經驗したこともない深刻な原棉飢饉の中に苦悶してゐる。即ち、綿業は爲替水準維持を目的とする國際收支適合の觀點から原棉の輸入制限を行はれた。それは綿業全行程の始點に加へられた制限であるだけに、提起された問題は最も根本的であり、廣汎且つ深刻なものとならざるを得なかつたのである。

而してこの統制の過去約一年の経過を顧みるとこの間凡そ三つの時期を劃することが出来るだら

う。即ち第一は、昨年一月八日の輸入爲替許可制の實施に始まつて原棉輸入が日を追ふて不圓滑となり、日支事變の勃發を一の轉機として經濟界が急速に戰時體制へ再編成され、資金調整法輸出入臨時措置法が制定された頃迄。第二は斯くして原棉輸入制限の強化に伴ひ綿業界の矛盾が顯著となるに及んで政府は十月愈々自ら綿業統制に乗り出し、綿業調整案を發表すると並んで價格統制を開始し、同時に原棉不足を補ふ爲の諸方策が採用された時期で大體昨年末頃迄。第三は惹起した矛盾を救濟せん爲の以上の諸統制が更に矛盾を呼び、統制は更に統制を招くと共に配給統制と輸出振興の問題を繞つて解決至難の問題が前途に投げ與へられ、綿業統制の再検討が唱へられつゝある最近二月下旬迄で、綿業調整協議會の成立を通して從來の統制が自治的性質を失ひつゝある時期である。前の時期が輸出入臨時措置法と關聯してゐるのに對しこの時期は同法の改正法律案議會提出に照應する。

茲では大體以上の三つの時期を追つて綿業の戰時統制を見よう。言ふ迄もなく、どんなに戰時統制が強化したとは云へそれは綿業の有つ諸關係を一瞬に改變したのではない。一言にして言へばそれは從來の諸矛盾を激しく強めたのである。従つて本節を讀まれる際は本年報第二十六輯第二部を、少くとも第二部第三節を参照されたい。

## 一、原棉輸入は如何に制限されたか

### (A) 爲替管理強化と「第一次原棉輸入計畫」

昭和十一年末頃からの國際的物價高の傾向は商品の先高を豫想せしめ、又生産力擴充政策の實施は軍需關係資材の輸入激増となり、兩者は交互的に作用しながら十二年上半期へかけての思惑輸入を現出したので、この傾向に注目した政府は十二年一月八日爲替管理を強化した。棉花輸入は爲に支障を來すこととなり、茲に綿業界は非常時への第一歩を踏み出したのである。

爲替管理が強化されて間もなく、紡績聯合會は商工省と協議の結果左の如き第一次原棉輸入計畫を樹て大藏省の諒解を得た。

- 一、本年度原棉所要量……千四百萬擔
- 一、同一ヶ月平均所要量……百十七萬擔
- 一、綿絲月産額……三十三萬三千捆

昭和十一年の紡績用棉花消費高は合計千二百五十萬擔(月平均約百四萬擔)、綿絲生産高は月平均約三十萬捆であつたのに比較するならば右の計畫は夫々約一割増加してゐることが知られる。その譯は



(一) 棉花輸入高、紡績錘数及棉花消費高表

	棉花輸入高 ピクル	据付錘数 錘	運輸錘数 錘	操短率 %	紡績用棉花消費高 ピクル
昭和11年 1月	1,466,748	10,296,528	8,137,277	33.8	973,613
2月	1,445,558	10,320,088	8,192,876	33.8	1,013,331
3月	1,604,898	10,397,704	8,235,838	33.8	1,010,510
4月	1,107,472	10,440,348	8,528,535	33.8	1,045,243
5月	1,366,579	10,494,303	8,382,596	33.8	1,044,871
6月	1,409,104	10,519,980	8,508,408	33.8	1,047,506
7月	1,174,884	10,688,708	8,409,607	33.8	1,021,204
8月	997,913	10,701,548	8,406,601	33.8	1,025,747
9月	951,733	10,738,840	8,327,445	33.8	1,009,592
10月	746,439	10,861,708	8,424,128	33.8	1,025,752
11月	1,183,504	10,991,660	8,633,349	33.8	1,112,159
12月	1,718,832	11,192,072	8,787,633	33.8	1,142,312
合計	15,176,155	—	—	—	12,514,836
平均	1,264,679	10,630,957	8,392,024	33.8	1,042,903
昭和12年 1月	2,053,815	11,853,406	9,055,741	32.6	1,129,428
2月	1,534,739	11,850,324	9,111,903	32.6	1,138,674
3月	2,044,499	11,844,524	9,124,312	32.6	1,112,536
4月	1,310,472	11,839,440	8,975,069	35.0	1,162,597
5月	1,824,939	11,841,296	9,002,499	35.0	1,192,509
6月	1,276,447	11,863,368	9,070,356	35.0	1,175,383
7月	1,276,223	11,879,684	9,280,857	32.6	1,175,383
8月	856,297	11,893,808	9,260,730	32.6	1,185,640
9月	701,286	12,031,844	9,296,042	32.6	1,231,342
10月	335,938	12,075,348	8,784,396	40.0	1,166,209
11月	248,423	12,116,452	8,646,156	40.0	1,141,249
12月	264,369	12,165,752	8,063,986	49.5	945,036
合計	13,708,458	—	—	—	12,734,370
平均	1,142,371	11,937,942	8,972,671	35.8	1,061,197

(備考) 大蔵省貿易月表及び紡績月報より作成。輸入棉花は實綿を繰綿に換算合計す。  
休日休錘率は操短率に換算し基本率に合計但し休日中二日の公定休日を除く。

生産設備の増大が一方に行はれたからである。即ち十二年一月現在の据付錘数(千八百八十五萬錘)を前年同月に比較すると約一割(百五十五萬錘)の増加を示して居り新錘の抑止が行はれたにも拘らず依然として可成りの急膨脹が行はれたのである。従つて紡績としては原棉の輸入不圓滑の上に更に生産設備の増大と云ふ面からも困難を加へられた

譯で、右の關係を示せば第一表の如くなる。

然し第一次原棉輸入計畫は實際問題として極めて不十分にしか實現されなかつた。爲替の許可は二月に二百五十萬擔と五月に若干あつたに過ぎず原棉不安は漸次強まつたのである。にも拘はらず上半期の原棉輸入高は合計約一千萬擔に上り、對前年同期百六十萬擔、十年上期に比するならば實に二百八十萬擔餘の増加を示してゐる。云ふ迄もなく爲替管理強化以前の思惑輸入によるものであるが、前年度中に輸出綿布の先約が著しく進捗し従つて棉花手當が促進されたこと、棉花の消費実績が著増したことも等も考慮せねばならない。

(B) 日支事變勃發と「第二次原棉輸入計畫」

七月の日支事變勃發とその擴大は原棉の輸入制限を決定的なものとして了つた。上半期の貿易尻は豫想された如く非常な悪化を示したが、事變の勃發は軍需資材の輸入急増の傾向に拍車をかけ、爲めに原棉手當は殆んど不可能となつた。この頃からの棉花輸入が如何に不圓滑なものだつたかは前掲第一表に見る如くである。

紡績聯合會は直ちに對策を樹て、七月末現在の會員會社棉花手持高を調査した結果に基いて年内の消費不足分六十九萬擔と十三年一月份消費不足分八十三萬擔、合計百五十二萬擔(之に對する爲替許

可八千八百萬圓)を以て最低限度の所要量とし當局に承認を求めたが許されず、逆に手持原棉の偏在を指摘され、その相互融通を勸奨された。然しこれは當業者としては實に重大な問題であつて到底實行し得ることではない。結局接衝の結果五千萬圓の爲替を許可されることとなり、十月以降の操短率を五分(實效七分四厘)擴張することとし、次の如き爲替割當を決定するに至つた。

割當日時	割當金額	豫定消費月度
第一回……九月二十五日……	九百五十萬圓……	十一月度
第二回……十月二日……	八百四十萬圓……	同 右
第三回……十月十八日……	千三百三十萬圓……	十二月度
第四回……十一月二日……	九百二十五萬圓……	一月度
第五回……十二月十九日……	九百五十五萬圓……	同 右

(c)原棉輸入制限が先づ齎した諸矛盾

十二年一月八日の爲替管理強化は正に我綿業に對する非常信號であつた。既に見た如く其の後の原棉輸入は次第に減少し下半年期に入つてからは加速度的に激減したが、これは我原棉政策に對し根本的轉換を餘儀なくさせたと同時に、從來から持ち越された内部的摩擦をより鋭くした。夫は第一に棉花商對紡聯の輸入權を繞つての軋轢に現れ同時に紡績部門内に於ける操短擴大と商品市場に於ける爆發

的相場の出現を伴つたのである。

從來の我原棉政策は「低廉なる棉花の獲得」と云ふ言葉によつて表現されてゐるやうに、廣汎な原棉生産地に行き互る棉花買付組織を通じて最も巧妙に行はれてゐた。紡績資本は棉花商を通じて實質的には直接原棉を自由に且つ最も安價に買付け、而も内地商品市場に於ける棉花商間の競争によつて更に自己の立場を有利ならしめてゐた。三品棉花が常に本國相場を下廻る傾向を示しつゝあつたのはこのためであつた。

この有利な機構は昨年初來著しく縮少されて了つたばかりでなく遂に棉花商をして單なる手数料取引商たらしめ、従つて我國の原棉政策は茲に轉換を餘儀なくされたのである。そればかりではない、我國の棉花商、就中三大棉花商たる日本棉花、東洋棉花、江商(年々の原棉輸入總額の七〇%以上はこの三者の手によつて行はれてゐる)は同時に我綿布の輸出商であつて原棉取引に於けるリスクを製品輸出によつて常にカバーして來たのであつた。従つて最近一層強化した諸外國の邦品防遏政策には最も敏感であり、二、三年前からこの問題を取り上げて各國の防遏策に對應すべく棉花輸入統制を主張し、輸入組合の組織化の急務を強調して來たのである。これに對して紡聯は頑強に反對し、各種棉花自由選擇買付と混棉技術の優越性を強調して來た。客觀的に見て紡聯の主張は棉花同業會のそれに比

べて明かに誤りではあるが輸入權を繞つての軋轢は依然繼續し、實質的には紡聯の勝となつて十二年を迎へたのである。然し其後の事態は改めてこの問題をむし返した。

即ち原棉輸入爲替許可を得る方法に關して、紡聯側では紡績の證明によつて許可さるべきものとしてゐるに反し棉花同業會側では自己の手に於て爲替許可を受くべきものとしたのである。不和解的な對立は夏に入つても解決を見ず、九月に入つて漸く、

- 一、明年度の原棉輸入數量の五割乃至六割は各棉花輸入商に割當て、殘餘の分は自由買付せしめること
- 一、棉花輸入商の輸入手数料を一定率に限定すること

に兩者の意見が略々一致したのであつた。

次に原棉輸入制限が齎した注目すべき問題は原棉不足が操短の性質に劃期的變化を與へたことである。從來の操短は一言にして言へば需給調節の効果を有つものであつて巨大な力を擁する紡績資本が原絲の價格吊上げのための操作であつた。最近の傾向として操短率の擴大、増錘の抑止が擧げられるが、原棉の輸入制限は全く外部的な要因によつて操短の擴大を質的に變化せしめたのである。こゝでの問題は需給調節のみではない、原棉の節約が問題なのである。従つて原棉不足の切迫と共に操短率は加重する一方となりコストの昂騰は不可避的なものとなつた。

これと共に以上の傾向は當然に思惑を助長する。三品棉花の爆發的昂騰は最も顯著なものであるが、遂に八月末先物取引は停止され、其後原棉の輸入は紡績の實需にのみ基くものとなつて了つた。

斯くして原棉輸入制限は我原棉政策に根本的影響を與へつゝ、輸入權を繞る紡聯對棉花商の對立となつて統制を困難ならしめ、原棉不足と紡績操短の擴張は相場を著しく不健全なものとすると共に製品コストを増嵩せしめ、價格統制、輸出振興及び國內消費節約を次第に具體的な問題とするに至つた。

## 二、統制の前進——綿業調整案

### (A) 綿業調整案の登場

原料棉花の輸入制限が戦局の擴大と共に一層嚴重となつたことは既に述べた如くであるが、それは輸出入臨時措置法（前輯附録四一頁）の制定、それに基く輸出入許可規則（本輯附録三一頁）の公布によつて事實上貿易管理が行はれることとなつた結果愈々決定的なものとなつた。商品の需給調節を一の目的とする措置法は當然に綿業に對するより具體的な統制方法の決定を促す。『複雑な經濟になると正直なところ役人がついて行けないとは判つてゐる。複雑に目まぐるしく變る經濟界の實情について行けと言つても行けない。』（十月六日「東朝」）と吉野商相自ら述べてゐる如く、是迄の言はゞ行きあ

たりばつたりな統制はいづれも業者の自治的協力の下に行はれたのであるが、それによつて種々な矛盾が激成され、更に一層具體的な統制が必要とされたとき『綿業に關するエキスパートとして國家的見地から問題の處理に盡力してもらふ』(同上)者が要求されたのである。斯くて統制を本格的な軌道にのせるために十月初旬綿業各團體から五人の委員が選ばれ綿業委員會が組織され、この綿業委員會の協力の下に政府は自ら綿業統制に乗り出し十月二十二日、棉花同業會、紡聯、綿工聯、取引所、綿絲布輸出組合、綿織物、メリヤス、タオルの各工業組合聯合會の代表者を招致して次の如き綿業調整案を發表した。この案は從來業者の自治に立脚した非系統的なそれとは異り、包括的且つ根本的に綿業統制の根幹を規定した最初のものとして注目に値する。

一、棉花の輸入數量を差當り月額百五萬擔程度に制限し従つて綿糸の生産は大體月額三十萬担に減少するが、

右は國內需要を節約し綿布其他綿製品の輸出は少くとも現狀程度を維持する計畫であつて、輸出が右の程度より増進した場合に於ては之に應じて棉花輸入を増加することゝなる

一、國內に於ける棉花の消費を統制する目的を以て従價一割程度の棉花統制料を徵收することゝし、之がため綿製品の生産原價はそれだけ値上りを見ることゝなり輸出を阻害する場合があるから輸出綿製品については統制料の負擔を免れしむるため之を拂戻し得ることゝする

一、綿織物、綿糸其の他の綿製品の市中取引の相場はこの爲過當に昂騰する惧があるから之を豫防する爲差當

(二) 綿 絲 需 給 概 算 表

年 月	供 給				輸 出				要 算		國內市場		月末在荷	
	生産高	輸入高	合計	總餘額	綿織物	メリヤス	タオ	布	總額	合 計	供給高	總 額	總 額	布
昭和9年合計	3,472,436	53,592	3,526,028	64,453	1,605,116	171,844	21,144	23,195	1,885,754	1,640,274	1,640,274	34,302	158,406	
10年合計	289,389	4,466	293,855	5,371	133,759	14,320	1,762	1,933	157,146	136,689	136,689	48,752	143,264	
10年平均	3,560,832	17,440	3,578,270	96,020	1,697,487	173,719	21,816	23,885	2,012,928	1,565,344	1,565,344	66,038	140,294	
11年平均	289,073	1,519	290,592	8,322	113,878	11,364	1,461	1,654	161,530	129,062	129,062	40,894	147,461	
11年1月	801,611	1,133	802,744	9,030	132,116	14,457	1,720	1,213	183,987	118,782	118,782	37,602	170,122	
2月	800,128	885	801,013	11,847	150,601	16,443	1,720	1,213	183,987	118,782	118,782	37,602	170,122	
3月	810,518	774	811,292	12,181	139,319	15,282	1,889	1,796	201,269	110,023	110,023	46,312	140,294	
4月	809,747	992	810,739	10,882	155,599	15,364	2,074	1,895	216,665	94,074	94,074	40,894	147,461	
5月	810,585	1,103	811,688	8,233	140,434	14,987	2,149	1,750	198,559	113,134	113,134	31,246	160,093	
6月	296,723	760	297,484	7,330	142,444	14,547	2,149	1,625	199,927	98,456	98,456	27,602	170,122	
7月	293,855	1,532	295,387	7,586	129,343	14,469	2,065	1,403	186,298	109,089	109,089	21,555	161,303	
8月	292,517	1,905	294,422	7,986	139,754	13,729	2,000	1,533	195,933	98,489	98,489	24,892	153,516	
9月	300,710	1,560	302,270	8,555	145,776	12,652	2,628	1,517	203,570	98,399	98,399	21,761	145,554	
10月	818,638	1,012	819,651	8,498	134,324	12,530	2,620	2,031	192,329	127,321	127,321	20,708	124,000	
11月	826,846	930	827,776	10,361	167,255	15,108	2,031	2,031	230,080	97,696	97,696	28,607	122,268	
12月	826,846	930	827,776	10,361	167,255	15,108	2,031	2,031	230,080	97,696	97,696	28,607	122,268	
12年平均	3,650,955	14,118	3,665,074	110,833	1,691,248	170,938	25,360	19,249	2,377,680	1,287,933	1,287,933	68,510	175,159	
12年1月	326,126	1,096	327,222	6,538	121,233	9,825	1,639	1,143	170,478	156,744	156,744	30,539	113,945	
2月	324,822	948	325,770	7,809	126,798	13,253	1,829	1,143	181,410	144,360	144,360	34,618	113,526	
3月	325,890	1,204	327,094	9,767	148,343	18,257	1,896	2,117	210,380	116,714	116,714	30,333	145,851	
4月	337,804	543	338,347	8,413	119,925	16,151	1,779	1,894	178,162	130,357	130,357	42,789	147,928	
5月	334,941	1,680	336,621	11,871	139,658	17,340	2,271	2,124	203,264	133,357	133,357	40,305	170,782	
6月	841,461	1,733	843,194	10,708	132,128	16,358	2,124	2,416	194,646	148,648	148,648	36,430	200,217	
7月	838,387	1,807	840,194	10,287	134,498	16,358	2,503	2,310	195,956	144,338	144,338	45,428	222,743	
8月	339,796	708	340,504	8,511	121,156	16,620	1,784	1,817	179,880	160,624	160,624	59,011	245,917	
9月	350,029	595	350,624	13,312	155,603	17,668	3,069	1,895	221,547	129,077	129,077	70,236	195,648	
10月	336,900	407	337,307	14,997	153,777	16,072	2,470	2,426	219,742	127,565	127,565	74,976	191,266	
11月	330,280	509	330,789	12,714	153,377	13,158	2,360	2,735	214,344	116,454	116,454	74,976	191,266	
12月	274,764	230	274,994	14,700	158,188	12,247	2,371	4,982	222,488	52,506	52,506	66,510	175,159	
12年合計	3,966,202	11,462	3,977,664	129,730	1,652,518	184,119	26,201	27,577	2,380,145	1,597,499	1,597,499	68,510	175,159	
12年平均	330,517	955	331,472	10,811	137,710	15,343	2,188	2,298	198,345	133,125	133,125	5,710	113,945	

(備考) 昭和9年の數字は紡聯月報第512號(昭和10年5月號)11頁より、昭和10年は同523號(昭和11年4月號)18頁より、昭和11年は同535號(昭和12年5月號)9頁より作成。綿糸布在庫は11年12年共に全國營業倉庫調査。昭和12年の内、生産高及輸入高は紡聯月報544號(昭和13年2月號)より作成。輸出需要中、メリヤスは『輸出莫大小彙報』より、その他は大藏省貿易月報より作成。(原絲換算は第三表による。)尙輸出需要の合計中、11年と12年は其他共合計なり。(12年の「其他」は不明なるも11年の月平均3萬梱を加算せり)。

リ綿糸の標準ものに付最高標準價格を毎土曜日に發表する。右の最高標準價格は棉花綿糸の清算取引にも適用するが最高標準價格の發表されざる限月に對しては相場が不當なりと認められたる時は隨時適當なる手段を講ずる

右の内第一の輸入棉花月額百五萬擔の制限は十三年二月から實施されることとなつたのであるが、こゝに棉花及び綿糸の需給計畫が示された譯である。六二頁第一表の如く原棉の輸入は一昨年は月平均百二十六萬擔であつた、紡績用消費高は同百四萬擔で、昨年約一割五分の増減が行はれたのだから操短率が異常に擴大せぬかぎり、十三年以降は月平均約百二十萬擔の棉花を消費し得る計算となる。従つて月額百五萬擔に制限されたことは約一割二分五厘の制限を意味してゐる。

他方綿糸生産高は月額三十萬梱で、第二表に見る如く十一年の月平均生産高と略々一致してゐるが十二年の月平均約三十三萬梱に比べると約一割の減少である。輸出向の綿糸は現状を維持するものと

(三) 綿製品原絲換算表

1. 綿	布	一、六〇〇方碼	一捆
	生地	二方碼	一捆
	靴下	一打	一捆
2. メリヤス	肌衣	六四〇方	一捆
	手袋	三〇〇方	一捆
3. 敷	布	三〇〇斤	一捆
4. 綿タオル		三〇〇打	一捆
5. 漁	網	三〇〇斤	一捆
6. 縫	糸	三〇〇斤	一捆
7. レース糸		三〇〇斤	一捆

すれば月約二十萬梱と押へて差支ないから、結局國內向に消費されるのは約十萬梱となり十二年の平均十三萬梱に比し約三萬梱(二三%)以上の減少となる譯だ。當然國內の消費抑制が問題となる。

國內の消費抑制の方法として示されたものは棉花輸入統制料の拂戻制の實施である。既述の如く輸入權を繞る紡聯對棉花同業會の對立は九月に入つて一應解決を見たが、綿業調整案の發表されるに前日棉花輸入統制協會が設立され、紡聯は棉花同業會の中に進出して原棉の輸入統制に確固たる地盤を獲得したのである。統制料はこの統制協會を通して徴收されるのだが、この結果一般消費者は統制料だけ高いものを買はされ、反面その割戻しによつて輸出綿布は安くされるべく計られたのである。

而も價格を騰貴せしめるものはこれのみに止まらない。原料棉花の制限と、統制料の拂戻制によつて、豫想される品不足は思惑を刺戟し、製品價格の暴騰は火を賭るより明かとなつた。事實第四表の如く綿糸相場は昂騰を示し、英國綿糸との値鞘は著しく縮少して綿糸布輸出の前途には憂ふべきも

(四) 日英綿絲相場比較表 (圓)

昭和十一年	廿番手		三十番手	
	英國	日本	英國	日本
七月一日	三二	三二	三〇	二五
八月五日	三二	三二	三〇	二五
九月二日	三〇	三三	三三	二六
十月七日	三六	三四	三七	二六
十一月四日	三八	三三	三六	二七
十二月九日	三九	三三	三六	二七
昭和十二年				
一月十三日	三六	二四	三五	二八
二月十日	三四	二七	三三	二七
三月三日	三一	二四	三〇	二五
四月一日	三三	二七	三三	二八
五月六日	三三	二七	三三	二八
六月二日	三五	二七	三三	二八
七月七日	三五	二八	三三	二九
八月五日	三四	二五	三三	二九
九月二日	三三	二三	三三	二八
十月七日	三八	二三	三三	二七
十一月四日	三〇	二三	三三	二七
十二月二日	二七	二三	三三	二六

のがあつた。

綿業調整案は最後に價格統制の必要及びその方法を規定する。それは翌二十三日發表されたのである。

(B) 最高公定標準價格の意味するもの

即ち最高公定標準價格は先づ綿絲及び棉花に關して十月二十三日次の如く商工省から發表された。

甲 綿絲

金魚標……廿番手一捆二百三十圓

受渡月……昭和十三年一月及二月

基準……紵育定期十二月限大引八仙三〇、十ポイント變

動毎に一捆に付一圓五十錢

乙 棉花

ストリクト・ミドリリング八分の七吋ステイブル……一擔

五十二圓

受渡月……昭和十三年一月及二月

基準……紵育定期十二月限大引八仙三〇、五ポイント變

動毎に一擔につき廿五錢

最高價格制運用方法(摘要)

甲 綿絲……(1)發表價格は當分の内は東洋紡金魚廿手、赤三標廿手、富士瓦斯紡赤富士標廿手に對する最高價格とする。(2)最高價格は生産者が市場に供給する價格の最高限度を言ふ。(3)最後の消費者に供給せらるゝ價格は中間に經由する人數の一人なると數人なるとを問はず最高價格にその百分の二を加へたるものを超ゆることを得ない。(4)最高標準價格は毎週土曜日之を發表。發表は商工省より大日本紡績聯合會に傳達し紡聯より即日發表する。(5)形式の如何を問はず實質上最高價格を超過する代金を授受する如き方法を以て取引をなし得ず。

乙 棉花……(1)最高標準價格は米國産棉花ストリクト・ミドリリング八分の七吋ステイブル神戸倉庫渡一ピクル建價格とする。(2)倉庫渡價格とは紐育大引相場に十ポイントを加へたるものを以てCIF原價を算出し之に陸揚、倉入、倉出其他の諸費のピクル當り見積金額を加へたるものとする。(3)最高價格は毎土曜日發表し、發表は商工省より日本棉花同業會に傳達し日本棉花同業會より即日發表す。

丙 清算取引所關係……(イ)綿糸(1)最高價格は發表せる當該限月の清算取引相場にも適用せらる。(2)綿糸最高價格の百分の二の超過に關する規定は清算取引に適用せず。(3)綿糸最高價格を發表せざる限月の清算取引相場には別に制限を設けざるも相場が不穩當なりと認めたるときは隨時適當なる手段を講ずること。右は昭和十二年十一月一日より之を實施する。

「自由に買はせもせぬ米棉を基準としても無意味だ」と云ふ非難を一應別にして、最高價格を視よる。運用方法によれば、綿絲の最高價格とは『生産者が市場に供給する價格の最高限度を云ふ』ので従つて所謂『最も適當なる價格』なのではない。これ以上に出る場合は所謂「暴利」を生むべきものと

認められるその限度なのである。然し實際問題としては市場は品不足なのだから「適當な價格は」最高價格と一致する譯でこゝに生産原價が問題となる。金魚標廿手一捆二百三十圓が如何なる基準に基いて設定されたかは、僅かに原棉價格に關し知り得るのみで問題の狹義の生産費に關しては知る由もない。が、推算ではあるが綿絲二十手一捆の原價を算出すると次の如くなる。即ち二十手の使用原棉は

(五) 綿絲二十手一捆生産原價

一、アコカン(百斤).....	四〇・五
ストリクト・ミドリリング(百斤).....	三三・〇
印棉七〇%、米棉三〇%の割合に混棉するとして百斤の原棉代.....	四三・〇
棉花統制料(一割).....	四・三
統制料を加へた百斤の原棉代.....	四七・三
綿糸一相當所要原棉代(三百半斤).....	一六五・五
二、工費.....	二五・〇
三、消却(十五年として).....	七・〇
税引當.....	五・〇
四、生産原價.....	二〇二・五

(備考) 印棉價格には内地荷役費、倉敷料手數料、合計二圓を見込む。

五十錢の利潤を保證されたことになる譯だ。而して前掲の工費二十五圓は大體二流程度の紡績會社の

工費であるから優秀な内容を有つ紡績資本は更に多くの利潤を擧げ得るであらうし反對に劣弱なもの擧げる利潤はより少いであらう。が然し市場價格は前述の理由から最高價格に釘付される可能性は充分以上あるのだから三流四流の紡績資本と雖も利潤を擧げ得る譯である。兎も角二流紡績資本の利潤率一割四分は可成り大なるものと云はねばならない。米棉は當時八仙臺を示してゐたのに、紡績の手持原棉は上半期の高値のもの——平均十三仙臺——であるからと云ふ理由も、又生産減少による今後のコスト高をカバーしたのだと云ふ理由も考へられるが、いづれも大資本の利潤が確保されたことを否定するものではない。而も棉花の最高價格は國內相場を全然本國相場の寫真相場たらしめたのであるから、國內市場に於ける原棉の騰貴による原料高の不安からも一應解放されたと云へよう。

綿絲最高價格は先づ二十手につき決定されたのであるが當然他の番手についても決定されることが必要となる。綿業委員會は十一月二十七日、十手、三十手、四十手等についてもその最高價格を決定發表し、同時に綿布標準ものに關しても次の如く最高價格を決定した。

- (イ) ジーンズ.....百十二本もの、三十吋、三十碼建、一反につき四圓三十錢
- 受渡月.....十三年一月、二月、三月、(基準).....綿糸最高標準價格廿手一捆二百二十七圓五十錢、一圓五十錢變
- 動毎に一反につき、二錢五厘)

(六) ジーンズ及び縞三綾一反當生産原價

ジーンズ(200/200百二十本の三十吋、三十碼)

一、綿絲二十手一捆	三・七・五
一捆當口錢二%	四・五五
計	三三・〇五
二、チーズ格下	一・〇〇
差引	三二・〇五
三、一總當原絲代(一捆八、〇〇〇總として)	〇・〇一八八
一 反 二六・五總では	三・七二
四、工 費(消却税引當共)	〇・五五
五、生産原價	四・二六二
縞三綾(200/200百二十本の二十四吋、三十碼)	
一、ジーンズと同じ	三三・〇五
二、一總當原絲代(八〇〇〇總として)	〇・〇二九
一 反 二五・五總では	三・三五
三、工 費(消却税引當共)	〇・六〇
四、生産原價	三・九五
(備考) ジーンズは織機二百臺、縞三綾は同五 十臺の工場を基準とす。	

(ロ) 縞三綾：…百二十本の、普通柄、廿四吋、三十碼建、一反につき四圓十錢(基準：ジーンズと同じ)  
(運用方法、異番手格差共に省略)

綿絲の値上りが機業家にとつて不利なこと云ふ迄もない。最高價格決定によつて一應高値は押へられるにしても、機業家の不安は綿絲不足は勿論、輸出商、問屋の買叩きによつて原絲高綿布安に脅かされる點にある。殊に海外市場を目當とする輸出向綿布はかうした不安にさらされざるを得ないのである。紡績資本と輸出商の挾撃から自らを護るべく綿工聯が希望したのは最高價格ではなしに實は最低價格なのであつた。ところが決定發表されたものは最高價

格であるが、商工省、綿業委員會の見解としてはこれは實質上の公定價格であると云ふにあつた。ジーンズ及縞三綾の一反當生産原價を推算すると第六表の如く、ジーンズは四圓二十六錢二厘、縞三綾は三圓九十五錢で、最高價格で賣つたとしても前者は約四錢、後者は約十五錢の利益を擧げ得ることとなる。最高價格をその決定當時の市價に比すると、縞三綾(十一月廿五日)は三十八錢高、ジーンズは十錢高で最高價格によつて機業家に保證された利益は妥當だと云はれたが、前述の理由よりして機業家は不利な立場に立たざるを得ない。而もジーンズ、縞三綾共に輸出綿布だから一層不利である。

(C) 破綻は續出する

原棉の輸入制限に始まつて綿製品の輸出に至る全過程を包括的に統制せんとする綿業調整案は、結果に於てはその意圖を全く裏切つて綿業界の混亂を更に激しくするばかりであつた。以下主な問題を見よう。

原棉輸入制限の強化に對應して紡聯が第二次原棉輸入計畫を樹てたこと前述の如くであるが、其後に至つて爲替許可は益々不圓滑となつたので十一月十六日紡聯の一般委員會並びに統制委員會の聯合委員會は九月末決定の十一月十二月度四割、十三年一月度四割(いづれも實效率)の操短率を更に擴張し十二月度及び一月度の操短率を實效四割九分五厘とすることを決定した。五割に近い操短率は紡績界空前のものである。そればかりではない、事態が更に急迫した十一月三十日、操短の方法に劃期的



變化を齎す『綿絲生産割當に關する緊急決議』を次の如く發表した。

- (一) 十二年四月より七月に至る四ヶ月間の各社綿糸生産実績を算出し右期間の平均運轉可能延錘數を以て右実績を除し各社別一日一錘綿絲出來高を算出す。(二) 十二月度の各社運轉可能延錘數を算出し前項の各社別一日一錘出來高を乗じて生産基準量を算出しその基準量總計に對する各社別百分比を算出す。(三) 十二月度の總量二十七萬五千梱に前項の百分比率を乗じ各社の割當數量を算出す。(以下略)

月額二十七萬五千梱の綿絲生産高は棉花に換算して九十六萬二千五百擔となるのだが、十一月の棉花消費百十四萬擔に比し約十八萬擔(一六%)の激減となる。これがコストを高め、中小紡績對大紡績の軋轢を強化することは蓋し想像以上のものであらう。

紡績資本は文字通りの棉花飢饉に曝されて、それからの逃路を北支棉の開発と原棉の無爲替輸入に求めるのであるが、前者は目下のところ急速には實現し得ぬ様だし、後者も極く僅かしか成功しない様である。そこで從來からなされてゐたステープル・ファイバーの混紡、混織が強化される。商工省は十二月二十七日『國內綿製品ス・フ等混用規則』(附録三八頁參照)を公布して混用を強制し十三年二月一日以降國內向綿製品には三割以上のス・フを混用すべきことを規定した。米棉の下落を眺めながら高値のス・フを使用することは「強制」によるも實際上困難を伴ふが、操短緩和の窮餘の策として使用されざるを得ない。而してこの結果、棉花輸入統制料は本年七月以後廢止されることになつた。

次に價格統制の影響を見よう。こゝでの問題は實に深刻複雑を極めたものである。品不足から來る價格昂騰を抑制するために最高價格が決定されたからと云つて、品不足そのものが改善された譯ではない。そこで當然に思惑が盛行して、紡績の賣控へ、大問屋の綿絲買占となり、闇相場の出現、脱法的取引となつて絲價は最高價格を遙かに上廻る結果を生じた。最高價格制には罰則はないが、このことは却つて幸ひであつた。『最高値で取引される絲は一梱もなく』なつて遂に綿絲は市場にほとんど姿を現はさず、最高價格をして最低價格たらしめる状態となつた。かうした状態の中では最も露骨に資本の力が物を言ふ。

機業家は恐らく統制下の綿業界に於る最も弱い一環であらう。資本力に於て紡績とは比較にならず思惑をやるにも僅かな力しかない。絲を買はうとしても買はず偶々買ふことが出來てもプレミアムがつき、それでも工場を休ませる譯には行かぬから運轉しても、綿布は輸出商から叩かれて採算割れとなり、公定價格を無意味ならしめる。而も輸出向製品用の綿絲が優先的に供給されることになれば、内地向綿布を專業とする機業家の地位は更に一層みじめだ。他方紡績會社の織布、兼營工場は大部分輸出向綿布を生産してゐるから統制料の拂戻を大量的に受けると共に原絲手當は有利であるし、又大機業家も同様に有利な點を有つてゐる。

以上の如く大紡績對中小紡績、紡績對機業家、大機業家對中小機業の對立は直接に、或は問屋を介して間接に入り亂れて、事實上最高價格制をして「策で水を掬ふ」結果に終らしめ、輸出向綿布の内地流入となつて綿業調整案をして徒らに空廻りさせて了つたのである。統制は矛盾を擴大深刻化せしめる。表面化しないだけに内攻の度は益々深い。

### 三、矛盾の深刻化と綿業調整協議會の成立

(A) 再批判は提起される

價格統制と並んで配給統制が不可缺であることは言葉の上では屢々繰返されて來たのである。然し實行し得なかつたのは單に當局者の無能の故ではないだらう。最高價格を決定することは云はゞ「簡單」である。が配給統制は現實に取引關係に直接に切り込んで行くのだから問題だ。而も綿業の實情は局外に在る者の想像以上に複雑なのである。其の上紡聯對綿工聯の對立は配給統制の困難さを彌が上にも大にした。他方本年に入つて綿布輸出は激減した。第七表の如く、本年一月の實績は一億五千七百萬方碼と前月に比し約九千六百萬方碼(三八%)、昭和十年以降三ヶ年間の一月の平均輸出數量に比し約一九%の減少を示してゐる。金額に於ても減少してゐるから問題は別して重大である。尤も本

(七) 綿布輸出月別表 (千方碼)

昭和十年	十一年	十三年
一月	二二〇、一八一	一五、九七二
二月	二二九、五五九	二〇三、八七七
三月	二七四、四六三	二二七、三三八
四月	二二九、八九四	一九一、八八〇
五月	二二二、九〇一	二二二、四五三
六月	二〇一、〇七二	二二一、四〇五
七月	二二七、九四四	二二五、一九六
八月	二二五、五九六	一九三、八四九
九月	二二八、七五九	二四八、九六五
十月	二二二、七七八	二四六、〇四三
十一月	二二一、四〇三	二二六、六〇三
十二月	二〇八、九五三	二五三、一〇一
合計	二、七五、一〇九	二、六四四、〇二九

(備考) 大藏省貿易月表による。昭和十三年の分は綿工聯調査

年一月の輸出急減が、内地相場の異常な割高によつて惹起された輸出綿布の内地流入による一時的性質のものであるならば問題はそれ程憂ふべきものではないだらう。だが然し問題はもつと根本的なものたること云ふ迄もない。即ち前述の如く原棉不足の爲、我綿業の武器たる混棉技術が全く不圓滑となりコスト高を一層甚しくして製品の對外競争力を鈍らせたこと、我綿業の原棉自由選擇買付による低廉なる棉花の手當が困難となつたと、棉花先物手當の不可能は必

然に先物約定による輸出綿布の先約を困難ならしめること等が輸入制限のために生じたのであるから依然問題は解決困難を豫想せしめる。従つて輸出不振の事實は綿業統制の根本的再検討を問題にせざるを得ない。

『官治統制』の缺陷を指摘した業者の囂々たる非難を知りつゝ、如何ともなし得なかつた當局は改めて考へ直さざるを得なくなつた。茲に輸出入臨時措置法の改正法律案議會提出とタイアップして綿業調整協議會が組織され、解決至難な原綿輸入制限、配給統制、輸出振興問題が現實によりよき解決を迫られるに至つた。

(B) 措置法改正案と綿業調整協議會の成立

本書三五頁に述べた如く、輸出入臨時措置法は第二條に於て物資の『需給關係の調整を必要』とする場合、製造に關し、又配給、讓渡、使用、消費に關し必要な命令をなすことを得ると規定してはゐるが、右の如き諸種の調整を業者の團體に強ひ得るものではなく、實際問題としては業者の「自治的調整」を主眼としたものであつた。然し、統制をより強化するためには自治の範圍をより縮少することが必要となり、國家による直接の調整を不可避なものとする。従つて措置法は改正されざるを得なくなつた。改正案によれば、物資の需給調整のために業者自ら需給調整協議會を組織し得るのみでなく、必要に應じて當局は之を強制し得るのであつて茲に需給統制は法的根據を有たしめられる。改正案の議會提出と呼應して綿業には綿業調整協議會と綿絲消費統制協議會が一月二十三日組織された。改正案は當時未だ議會を通過してはゐないから、右の二つの團體は法によつて成立したものではないが、

前者は綿業全般に關する原棉の輸入計畫と綿絲生産計畫を立て、後者はその下に綿絲の配給割當を行ふこととなつたのである。

之より先、紡聯は一月度の棉花消費量を九十四萬五千擔、綿絲月産額を二十七萬梱に減少したが、二月度以降の生産計畫は一舉に二十五萬七千五百梱に縮減し棉花消費量を九十萬千二百五十擔とせざるを得なくなつた。綿絲月産額二十五萬七千五百梱の内譯は次の如くである。

純綿絲生産高二十萬五千梱 (輸出用十七萬五千梱、内地向純綿絲三萬梱) 混紡糸用純綿絲五萬二千五百梱。

即ち、輸出向綿絲は十七萬五千梱、内地向綿絲は混紡(三割)を行へば五萬二千五百梱は七萬八千七百梱となるから、これに内地向純綿絲を加へれば十萬八千七百梱となり六九頁第二表に見る如く昭和十一年の平均數量に比し、内地向供給高は略々一致してゐるが輸出向は約二萬三千梱減少して居り十二年に比較すると後者は著しい減少である。この計畫は二月十二日の第二回綿業調整協議會が決定した三年度の生産計畫に合致し、且つ紡聯の第三次原棉輸入計畫と照應してゐる。而して第一回の會議(一月廿六日)に於て綿絲生産高の決定基準を右の如く決定した。(摘要)

一、輸出向用綿絲及び内地向用綿絲の番手別生産數量決定方法

(一) 輸出向用綿糸(輸出綿糸を含む) 及内地向用綿糸別綿糸生産數量決定方法

過去の輸出數量を其の儘輸出向用綿糸（輸出綿糸を含む）の數量とし綿糸生産總數量より之を差引たる數量を内地向用綿糸の數量とすること。

(二) 輸出向用綿糸の番手別生産數量決定方法

イ、大日本紡績聯合會においてその會員に對し從來の番手別生産割合に依て生産を爲さしむること。

ロ、本協議會においては太、二〇、中、細等の大別に依て生産數量を決定すること、し右計畫は大日本紡績聯合會より本協議會にこれを提示すること。

ハ、本協議會に於いて決定したる生産計畫は之を大日本紡績聯合會より發表すること。

(三) 内地向用綿糸の番手別生産數量決定方法

イ、純綿糸の數量の決定

一、軍需用に付ては軍に於て其の番手別所要數量を調査し商工省に提示すること

二、綿製品ステープル・ファイバー等混用規則第一條但書の規定に依り許可すべき數量は綿糸消費統制協議會に於て決定したる數量に付商工省の承認を受けて本協議會に提示すること。

ロ、混紡糸の數量の決定

混紡の數量は(一)に依り算出せらるゝ輸出向用綿糸（輸出綿糸を含む）の數量と(三)のイにより提示せらる數量の合計數量を總數量より差引きたる殘數に混紡すべきス・フの數量を加算したるものとし、之に付綿糸消費統制協議會に於て番手別に數量を決定し商工省の承認を受けて本協議會に提示すること。

二、市場に賣出さるゝ輸出向用綿糸の數量決定方法は次の如し、

大日本紡績聯合會會員の過去における消費実績を調査し其合計數量及輸出綿糸の數量を大日本紡績聯合會保留分とし織數量より右數量を差引きたる殘數を一般市販の數量とし本協議會において決定の上發表すること。

と。

結局、輸出向綿糸の生産數量は紡聯各社の過去の実績に基き、内地向綿糸のそれは、綿糸消費統制協議會が決定しそれを綿業調整協議會に提示することとなり、輸出綿布の原糸は、紡聯が優先的に実績に基いて必要分をとり去つた殘りを市場に出すこととなつた。

第一及び第二に關しては一應問題なしとするも、第三の紡聯の優先的保留によつて輸出綿布用の原糸割當に問題を生ずべきことは配當統制の問題と關聯して考へれば先づ明かである。

(c) 解決至難な配給統制と輸出振興問題

配給統制は先づ混紡糸に關して實施されるらしいがまだ最後的にはその方法を決定してゐない。然し二月十日の綿糸消費統制協議會が決定した大綱によれば、「四月以後に配給する國用綿糸（ステープル・ファイバー混紡の綿糸）の割當は紡聯が一手に引受けて配給割當を行ふ」こととなつた様である。又其時に三月分の各團體別消費數量の割當も決定したのである。商工省では、配給統制に關する單行省令を發して切符制度を實施し、三月以降は指定の配給票によるに非れば一切綿糸の賣却及び購入を許さず、配給票及びそれによつて配給された綿糸の轉賣を罰則を以て禁止せんとしてゐる。

然し、第一、調整協議會が決定した綿糸生産番手別割當は原棉飢饉状態の折柄實施頗る困難で、各

社共食延しの爲に細番手生産に傾くであらう。第二にこの基礎の上に立つて考へれば生産割當がぐらつくのだから過去の實績を云々して見たところで配給統制などはナンセンスである。第三に假に番手別生産割當が完全に出來たとしても直約による原絲手當を行つてゐない機屋の存在する地方に於ては地方問屋から原絲を配給票により手當しようとしても果して希望する原絲があるかどうか、問ふ迄もない。『統制の攪亂者』續出ならまだしも、死命を制せられる機業家が續出するだらう。

そればかりではない。配給統制問題は紡聯對綿工聯の對立を鋭くしてその解決を愈々困難にする。昨年上期末現在の織機臺數と最近のそれとは紡聯と綿工聯では第八表の如く著しい差違を示し、明瞭に綿工聯の地區擴大に伴ふ臺數の著増を物語つてゐる。綿工聯の優勢に對抗して、紡聯は商工省の綿業の一貫統制方針に對應して最近強大な資本力を利用して加工工場の買収を開始し、東洋紡、大日本紡、吳羽紡、日清紡、鐘紡等いづれも中小工場の併合を目標に進出中と傳へられて居り、紡聯の織布兼營工場の綿工聯加入問題を繞つて注目すべき現象となつてゐる。

つまり紡聯と綿工聯の對立を解消すべく當局によつて勸奨されたこの問題は、大紡績による機業家の壓迫となり、配給問題に於ても原絲生産減による配給制限の際の比率を如何にするかは、役員割當、發言權問題等と共に困難な問題を綿工聯に與へてゐる。

(八) 紡聯、綿工聯織機臺數比較(臺)

	紡 聯		綿 工 聯	
	廣 巾	小 巾	廣 巾	小 巾
十二年上期末	八七、九一九	二、四三六	九〇、三六一	二三、六三三
十二年下期末	七〇、〇八八	二、八八一	九九、九九九	二四、八二五
合計			八五、二五五	二五、九三〇

(註) 十二年下期末の數字中、綿工聯の分は十三年二月二十日現在なり。

輸出振興問題の困難性もこれに劣らな

い。既に綿業調整案に於て片鱗を見せてゐたやうに、製品輸出と原棉輸入をリンクせしめる案は、原棉を制限して輸出を振興させることの無理を姑らく措くも、如何にしてリンクせしめるかは配給統制

の問題を一瞥したゞけでその至難なること明である。政治研究會の案たる一、棉花統制料拂戻制の復活、二、輸出業者に對する義務輸出制三、義務輸出額以上の輸出に對して超過分に相當する棉花輸入權の附與も、一、二、について問題は一應ないとしても三に關しては前述の困難がある上、原棉から製品へ跡付ける方法の問題、輸入權の問題等は又々新にむしかへされるだらう。

調整協議會の決定から推算すれば、原棉の制限による國際收支改善は今年度に於て約一億五千萬圓程度と思はれるが、綿製品輸出が減少すれば貿易尻改善には大して効果なしと言はねばなるまい。

(D) 日本綿業はどうなる

以上本年二月下旬迄の綿業統制を見たのであるが、之を要約すれば次の如き傾向を指摘し得る。

(一) 今回の統制は原棉の制限を第一の、そして最後の問題としてゐる。(二) 原棉の輸入は加速度的に強化し、我原棉政策に根本的打撃を與へつゝ遂に原棉飢饉に迄發展した。(三) 右に對應して綿業各部門内及各部門間の矛盾は甚しくなつた。(四) 矛盾を救済せんための當局の方策は統制強化となつて現れたが、それは却つて逆な結果を生じてゐる。而して綿業統制の困難性の最大原因の一つは我綿業が最大の輸出産業たる點にある。(五) 紡績部門對織布部門の軋轢は最も深刻で、結果は大資本の優勢となりつゝある。(六) 一切の矛盾は配給統制と輸出不振に集中的に現れ、その解決は至難なるを思はしめる。

斯くして最近では原棉の輸入を緩和すると云ふそもくのはじめに還るか、統制を徹底的に強化するかのとどちらかを選ばねばならなくなりつゝある。原棉輸入緩和が目下の事態よりして當分不可能ならば、統制は更に徹底的に強化の一途を辿り、全工程に亘る監督官の配置に迄なる以外にはないだらう。獨逸は綿業統制に五萬人の官吏を動員してゐると傳へられる。我綿業の進む路も恐らくこの方向の他にはないであらうし、北支棉花の開発と並んで期待はこの點に懸けられてゐるのかも知れない。本節の校正中に綿絲配給に關する商工省令(附録三九頁)が公布された。この問題の検討は、本節に書き残した問題と共に、次の機會に譲ることとする。

## 第五節 勞働市場の跛行と軍需工場の勞働強化

事變勃發以來半歲、我國は改めて長期抗戰の體制に入る事となつたが、それと同時に我勞働界に新らしく二つの問題が生じて來た。即ち一つは勞働市場の跛行性、他は勞働強化の問題である。

勞働市場の跛行性、即ち一方に勞働不足、他方に半失業と云ふこの現象は本來戰時經濟には不可避のものである。戰時への轉入が突然であればあるほど、又戰爭の規模が大であれば大であるほど、平和産業に於ける半失業乃至失業、軍需産業に於ける勞働力不足は、對蹠的に激成される。たゞ我國に於ては戰爭に入る數年前から所謂「準戰時體制」の段階があつたため、その打撃は無準備の際に比すれば勿論輕微であつたが、然しそれにしても事變が我經濟に與へる打撃が前數節に述べる如く相當深刻を極めてゐる事や、又一部樂觀者の豫想を裏切つて長期抗戰不可避となつた事等のため、産業の一部には、この勞働の跛行性が明白に觀取されるのである。

又、長期抗戰の結果する他の一つの問題は勞働強化の問題である。本來長期戦の際は、國民勞働力の維持こそは最も重要な問題でなければならぬ。然るに我國の實際は、勞働時間が極端に延長され勞働力の育成は些も考慮されてをらない現状である。若しこの事をこの儘放置するならば、それは生

産力維持の問題から言つても、或は社會問題から言つても、當然重大な問題にならなければならぬ。  
この二つの問題は現下如何ほどの重大性を有し、それが如何に發展するか。我々は先づ第一の問題から論じて行かう。

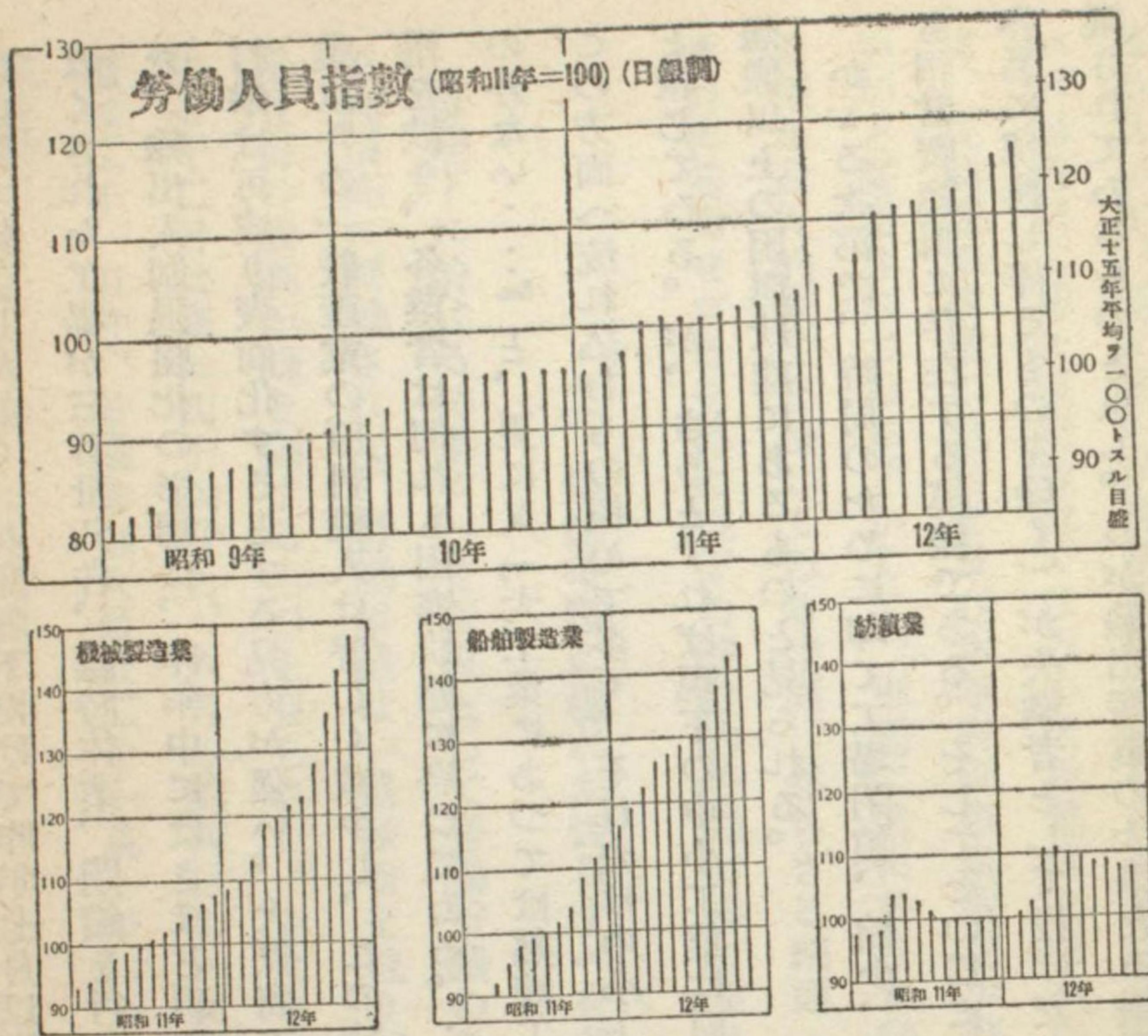
一、憂慮される労働市場の跛行性

我々は前輯に於て、時局産業の労働需要が、最近飛躍的増進を示しつゝあるのを見て來たが、此の傾向は其の後も依然堅持されてゐる様である。

それは政府の累次にわたる防止策や、工場主間の申合せにも拘らず、益々激化する熟練工争奪戦が端的に裏書してゐるが、本春三月小學教育を終へて新に職業戦線に飛び出す幼い求職者群にも、此の傾向は毅然と劃されてゐる。即ち東京市少年少女職業紹介所囑託鈴木舜一氏が、就職に關し相談を受けた市内高等小學校二年在學生徒男子四千五百餘名につき、語つてゐる處によれば、

『最も多くの少年に希望されてゐる職場は工場です。重工業方面の金屬機械工或は電氣工などの見習が四千五百餘人中、三千百十六人、即ち就職を希望した少年の丁度七割に當つてゐます。

第二は給仕の六百五十九人で、全體の一割五分、次に商店員が四百五人で全體の九分にししか満ちません。從來の例と比較して見ますと、昭和七年には、見習工希望は全體の一割七分程度しかなく、給仕四割餘、店員二



第五節 労働市場の跛行と軍需工場の労働強化

割が少年の憧憬の職場であつたのですから、本年は工業希望の激増が特に著しく目立ちます。』  
(一月十八日東朝)

更に最近發表された日銀の労働人員指數によつても、時局を擔當する機械製造業、船舶製造業、器具製造業、金屬品製造業、製薬業、人造肥料業の労働人員は、何れも未曾有の新記録を現出してをり、之がため總労働人員指數は結局續増の一途を示してゐる(圖表参照)

(圖註) 紡績業十二年後半の減少は季節的現象  
ところが、事變の影響で或る種の産業は相當深刻なる打撃を被つてゐる。それは事變勃發による對支貿易の杜絶と昨年秋季以來とられた非時局産業の抑制、輸出入制限強化のためである。支那貿易杜絶の影響については、既

に前輯で報告した如く、兵庫縣下だけで昨年七月以降十一月初頃までに、事業縮少、又は操短を餘儀なくされた工場が三百卅八件、臨時休業、閉鎖を行つた工場が六百四十件の多きに達したほどであつた。輸出入制限強化の影響は、昨年中にはさほど現れなかつた様だが、本年度は各部門ともその被る打撃は可成り表面化するとする見方が強い。大阪商工會議所が最近調査したところに依ると、「軍需工業以外の一般産業の原料輸入は著しく減少し、この結果原料高のため中小商工業者方面への配給は圓滑を缺き、各業者は何れも困窮状態に陥つてゐる。……かくて原料入手難のためこのまゝ進めば自滅の外ない……」と、更に又「大工業にあつては熟練工、幼年工の何れも高賃銀を以て遇する關係上、この方面へ流れ込むもの極めて多く、それだけ中小工業は職工不足に陥つてゐる」(東朝二月十九日)と報じてゐる。が、さうとすれば現下の中小工業は原料及び職工の兩面から狭撃されてゐるわけで、想像以上の困窮状態にあるものと見られる。

かゝる次第で、時局のために却て工場閉鎖、縮少、操業短縮、休止の事態に見舞はれつゝある事業も相當廣範圍に存在する模様である。そしてその爲にこの部門で働く労働者の或る部分(軍需産業に容易に轉換し得るものを除く)が失業者として投げだされるか、さもなければ所謂半失業者として放棄されてゐるものと思ふ。わが輸出産業の大宗たる纖維工業部門には、未だかゝる現象は表面化して

はゐないが、既に國內消費部門は強く抑へられつゝあるのだから、今後も果してこの儘推移するか否かが問題だ(某々毛織會社では近く大量整理を行ふ由)。一方、抑制産業たる土木、建築業にあつては、民間新規事業の見合せ及び本年府縣事業費縮少等によつて、將來可成りの失業者が出るのではないかと憂慮されてゐる。かくて、軍需工業に於ける労働者が晝夜兼行でなほ生産に間に合はないと云ふ様な殺人的繁忙を呈してゐる半面、然らざる部面(殊に非時局的中小工業)の労働者が、失業の憂き目に當面せざるを得ぬ現下の跛行的労働市場に注目を要する。

## 二、労働争議に現れた注目すべき傾向

事變下に於ける特筆すべき現象として労働争議の急減がある。周知の通り、一昨年秋以來の急激なる物價高に刺戟されて、労働争議は一路激増を辿り、昨年上半期末までの脚取りで行けば十二年度は未曾有の最高記録を劃するものと見られた。ところが事變の發生した七月以降却て急減の一途を示し去る十二月は僅に四十四件と、六月の約四分の一に減少した。その結果表示の如く、十二年度争議件数は二千一百件、争議参加人員は二十一萬一千六百人と、豫想より著しく低い位置に落着くことが出来た。



第一部 長期戦への轉入と日本經濟

(一) 勞働爭議發生件數累年比較  
(厚生省勞働局調)

昭和	件數	參加人員
七年	一、三九	四、七九
八年	一、三六	一〇、六三
九年	一、六三	一〇、五〇
一〇年	一、五七	八、七九
十一年	一、九七	九、七四
十二年	二、〇六	六、五二

いま之を要求事項別に上半期と下半期に分けてみると次頁第二表の如く、上半期は前年同期に比し、爭議件數に於いて五百七十九件、參加人員に於て十三萬八千人の飛躍的增加で、これはわが勞働爭議史上最高記録を印した昭和六年上半期を凌駕するものである。右に引換へ下半期の件數前年の減少を示してをり、前年同期に較べても件數で四百四十八件、人員で一萬九百人といふ減少振りをしてゐる。而して要求事項別に上下兩期を比較してみると、上期爭議の特色とされてゐた賃銀増額、勞働時間短縮、組合の自由・確認などの積極的要求が、下期に於て殊のほか激減してゐるのが注目される。すなはち上半期の積極的要求五八%に對し、下半期のそれは三七%となつてをる。その代りに解雇反對又は解職者の復職、解雇手當の確立又は増額等の消極的要求は却て増加し、上半期の二九%に對し下半期は四五%となつた。

爭議が斯く劃期的急減を示したのは、時局に對する勞働者の自覺、協力の賜であり、更に勞働組合の「爭議絶滅」方針及び當局の未然防止策の結果である。而してその内容が積極的要求から消極的要

(二) 要求別勞働爭議件數 (厚生省勞働局調)

要求別	合計		上半期		下半期	
	十二年	十一年	十二年	十一年	十二年	十一年
總參加人員數	二、〇六	一、九七	一、四四	八七	六五	一、〇九
一件當加入人員	三、一六	二、七四	一、五五	三、〇八	四、九一	四、八八
賃銀増額	九六	五六	八〇	二九	一六	三四
賃銀減額反對	七〇	一三	四三	七	二七	三
賃銀算定支給方法の變更反對	五	七	四	三	一	三
賃銀支拂	一〇六	一六	五九	六	四七	六
勞働時間短縮	一七	三	一〇	二	七	二
作業方法規則の變更反對	三	二	一	一	一	一
組合の自由・確認	二	一	一	一	一	一
工場設備其他	九	九	二	五	七	四
福利増進施設	二	一	一	一	一	一
解雇反對、復職	三三	三〇	一四	一三	六	一七
解雇者の復職	二九	三〇	一七	一六	一三	一九
解雇退職手當	五〇	四四	三	元	元	一五
監督者の排斥	三三	三三	一五	六	六	二九
其他	三三	三三	一五	六	六	二九

求に漸時移行されつゝあるのは、物價高に對する賃銀増額が今や相當行渡つたこと、更に既に述べたる如く、軍需景氣の半面、平和産業(殊に中小工業)の窮境が漸く累加されんとしつゝあることに因るものと斷定される。

勞働爭議の減少と共に注目されるのは工場災害率の漸減である。即ち警視廳管下の災害件數は、七月より九月と小減の傾向を辿つてゐたが、這

般發表された昨年十一月中の災害件數を見ても、死亡四、重傷三百三十七件と、前月に比し前者一件

後者六件の各小減を示してゐる(日刊工業、一月廿三日)。更に大阪府工場課調査による同府下昨年中の災害統計を掲げて見ると表示の如くだ。これによると、昨年の災害率は五%一と、前年に比し却て

(三) 大阪府下の工場災害件數調

○・六四の向上となつてをり、茲にも非常時下に善處する勞働者の自覺・緊張の現れを見ることが出来る。

昭和	災害件數	災害率%
九年	一一,二九四	三・九七
一〇年	一五,五九九	四・八四
一一年	一六,三五〇	五・七四
一二年	一九,三三六	五・一〇

三、労働強化の實相とその意味するもの

労働爭議の激減、工場災害の不増加といふ喜ぶべき現象の半面、吾々の銘記せねばならぬのは、依然たる労働強化の現象である。最近のチャーナリズムは、兎もするとこの問題を敬遠する傾向が多分に見られる。なる程この問題はとかくセンチメンタルに陥り易く、それだけに一見反時代的性質を帯びる如くである。而も既に一度び軍需生産擴充の方針が、非常時突破の至上命令として決定された以上、企業家も労働者も一意この線に沿ふべく、あらゆる艱難に堪へねばならぬのは云ふまでもない。

しかし、吾々は茲で問題を科學的に且つ冷靜に批判する必要を痛感する。それは労働強化にも自ら限度があり、之を超へるときは徒らに一國労働力の消耗を招來するばかりでなく、究極の目的たる生産擴充にも支障を生ずるに至るからだ。このことは後述する如く、大戦當時の英國の經驗に徴すれば明白である。

(A) 最小限度の時間延長を表す日銀統計

では、最近の労働強化がどの程度に及んでゐるかを次にみよう。まづ右の關係を最も端的に表す労働者の正味就業時間に就いてみると、第四表の通りである。此の表を一見するとき、吾々は他産業に比較して、生産擴充の第一線を擔當する機械及び器具工業の就業時間が、著しく長いのに氣が付く。

即ち昨年十一月の機械及び器具工業の一日當り正味就業時間は十時間二十三分と、飲食物工業に比し四十一分、繊維及び染色工業に比し三十五分の各延長であり、更に前年同期の十時間十四分から見ても九分の増加に當る。繊維及び染色工業だけは、この一ヶ年間稍々停頓的傾向が見られるが、化學工業以下の部門がやはり増加傾向にあるので、各産業平均就業時間は大勢延長の脚取りを示してゐる。尤もこの日銀の統計に表れてゐるものは、各事業者が監督官廳の目を恐れて、實際労働時間の何バ一セントかを申告したのに過ぎないことを忘れてはならない。従つて實際は各産業共もつと、長時間働かされてゐるのが現状であり、この意味から右統計は最小限度の範圍内に於ける就業時間延長傾向を表すに止まると云へる。

(四) 事業別正味就業時間

(日銀調・單位時間)

月	工業	織維 染色	機械 器具	化學 工業	飲食 物工	雜工 業	平均
十二年一月	九・四六	九・三七	九・三三	九・三三	九・三七	九・四七	
二月	九・四九	九・三三	九・五二	九・三三	九・四八	九・五〇	
三月	九・五〇	九・三三	九・五二	九・三三	九・四八	九・五〇	
四月	九・四九	九・三三	九・五二	九・三三	九・四八	九・五〇	
五月	九・四九	九・三三	九・五二	九・三三	九・四八	九・五〇	
六月	九・四九	九・三三	九・五二	九・三三	九・四八	九・五〇	
七月	九・四八	九・三三	九・五二	九・三三	九・四八	九・五〇	
八月	九・四七	九・三三	九・五二	九・三三	九・四八	九・五〇	
九月	九・四六	九・三三	九・五二	九・三三	九・四八	九・五〇	
一〇月	九・四五	九・三三	九・五二	九・三三	九・四八	九・五〇	
十一月	九・四四	九・三三	九・五二	九・三三	九・四八	九・五〇	
十二月	九・四三	九・三三	九・五二	九・三三	九・四八	九・五〇	

(B) 飛躍的労働時間延長の實例

然らば、目下の平均實労働時間がどの位に上るか云ふに、これは正確な指標がないので、概言することすら困難である。そこで現實的な一、二の例を引用しよう。

協調會の「工業従業員の健康問題座談會」に於て、旋盤工某は『朝出て、晚ぶつ通してまた翌日の晩まで三十六時間ぶつづけでやる。それを「連勤」といひますが、これには切替といふことが全然ない。』と語つてをり、

更に又『例へば、朝七時二十分に出勤する。それから夕方五時までが定時間ですが、その後は残の五時までやる。すると、三十六時間の労働時間が、三十八時間八分になり、都合、三時間ばかりの歩増がつくのです。それをやらなければ、實際われわれの生活は立たない。自分の身體が衰へるのは

わかつてゐるけれども、そんなことはいつてゐられないから進んでやる。やる奴は一週間に四回もやる。だから倒れる。私らの「倒れる」は、死んでしまふことです』と云つてゐる。(社會政策時報、二二〇三號)

以上は若干極端の場合であるが、通常の場合に於ても軍需工場などでは、十二時から十五時間に及ぶことは珍らしくない様である。この點につき、去る二月四日の七十三議會に於ける衆議院豫算委員第二分科會で、社大黨の米窪委員と木戸厚生大臣の間に、大要次の如き注目すべき質疑應答が行はれた。

米窪代議士 労働時間についてお尋ねする……國民の中堅であり、産業の中心であり、生産力擴充の原動力となつてをる常備工、臨時工、之等の男労働者に對する労働時間は、非人道と云ひ、殘酷と云ふ程度に迄、非常な悪條件になつてをり、或る軍需工場に働いてゐる労働者は、連續三十時間も働いたと云ふ實例がある。これがために、國民の體位が段々落ちてをることは事實で、今日國家の問題となつてをる。私は敢て此の一日の労働時間を外國なみにやれと云ふ様な意見は持つてをらぬ。が、非常時に名を藉つて無制限に労働者を酷使すると云ふ様な現狀であるから、少くとも茲に基準を與へて、それ以上はいかぬと云ふ規格を與へ、その程度を法律でも、省令でもいゝから、兎に角その基準を事業家に示すことが、今日極めて大切ではないか。日支事變の現狀からみて、十一時間位は已むを得ぬであらう。労働者側から云へば、一日十一時間と云ふことさへも極めて謙遜した、自制したところの標準であるが、大體此の邊が労働者の自治的意見である。斯う云つた對策を

とる必要があるが、大臣の所見如何。

木戸厚生大臣 昨春秋に軍需工場については、十二時間、更に二時間の延長と云ふ一つの標準を示して、これを勸奨してゐる。したがつて御話の三十時間連続と云ふ様なことは、洵に憂ふべき現象であるが、大體に於て今日政府がとつてをる方針は、以上述べた範圍に於て工場主に勸奨し、工場主側もそれを大體諒承してをると考へてゐる。併し長期に亘る此の事變に際して、軍需工業は益々其の機能を發揮せねばならぬ。一面労働者は不足してをると云つた状況から、更に酷使することにもなり、或は実績から見ても、著しく體位の低下を來すと云ふ様な状態になれば、其の実績を徴して十分具體的方策を立てたいと思ふ。(衆議院豫算委員會第二分科會議事速記録より摘録)

註 厚相答辯に於ける軍需工場の十二時間乃至十四時間就業標準勸奨の詳細は第三十輯一七八頁参照。

右の木戸厚生大臣の答辯に對して、米窪氏は更に『十四時間と云ふ様な殺人的労働時間を、出来るだけ私の述べた基準に迄近からしめる様に、御配慮を乞ふ』と結んでゐるが、これらの質疑應答の模様から推しても、相當長時間労働が強行されつゝあることが想像出來よう。假に厚相の答辯に示された十二時間乃至十四時間の労働制限方針が、現下の各工場に嚴守されてゐるとして、一週間(就業日は六日半)の就業時間を算出すれば、最高七十八時間乃至九十一時間となる。一週の就業日数を六日半としたのは、最近の日銀労働統計から概算して、一ヶ月の休日を二日乃至二日半と斷定したものであり、一方これは今日の労働界の實情とさうかけ離れたものとは思へない。ともかく、一週間七十八

時間乃至九十一時間と云ふ様な驚くべき労働時間が實施されてゐるとすれば、確かに問題である。何となれば、かゝる長時間労働がさう長く續く筈はないし、又労働力培養の點からしても幾多の疑問をばらむからだ。

以上の如き労働時間の飛躍的延長傾向に關し、吾々が更に注目せねばならぬのは、軍需生産擴充の實質的核心をなす下請工場の労働状態である。云ふまでもなく下請工場をリードするのは元方工場であるが、元方工場の出方如何によつては、下請工場は著しく短期間に且つ劣悪條件で注文を背負はされることがある。此の場合右の劣悪條件の行きつく處は結局労働者であり、労働の強化である。差當り残業は可及的に擴大され、就業時間はそれにつれて延長される。社大黨代議士三輪氏も七十三議會豫算第四分科會で、この點を指摘してをり、それに對し政府委員たる町尻陸軍次官は『工場監督官が不足してゐるので、監督が意の如く行かない。今後は留意して充分指導して行く』と答辯してゐる。しかし現實問題として、軍需生産擴充が強行される限り、此の問題の充分なる解決はさう簡單に行かないと思ふ。

一方、事變に對處せんとする労働者の奇篤な心懸けに乘じ、最近資本家の或る者は却て労働強化を強うる傾向がある由である。即ちこれに關し二月二十三日の讀賣紙は次の如く報じてゐる。

事變下、労働組合が勞資抗争を放棄して産業協力を轉じ或は労働者が自發的に労働組合を解散、解消するなど、銃後の赤誠を披瀝しつつあるとき、最近一部工場主、資本家の中には不心得にも、この勤勞階級の好意の無力化を奇貨として悪意の「強權」を以つてこれに報ひ、時間外労働の強制による労働強化、賃銀値下など目にあまる非行をなす者が續々現れてきた。

(C) 工場違反件数に見る労働強化の反映

以上は大體事變を契機として拍車付けられた極く最近の労働強化の實相を見て來たのだが、労働強化の傾向そのものは、既に三、四年前から始まつてをる。それはわが國の景氣が目をふき始め、産業界が殷賑に轉じた頃からである。試みに労働強化と相表裏する工場法規違反件数の増加傾向を見ても、このことは容易に裏付けられる。即ち第五表に示す如く、戒告處分に付せられたものは、一昨十一年に於て四萬五千八百件に上り、二年前の九年に比し略々倍増を見せてゐる。處罰處分件数も右と大體同一の脚取りを示し、十一年は一千二百件と九年に比し五百件、十年に比し二百四件の著増となつてをる。無論この間、工場法適用工場は漸増したわけであるが、之を考慮に入れても違反件数の増加は相當なものである。

更に十一年の違反件数の主要内容別を見ると、保護職工の規定時間外労働、保護職工の深夜業、就

(五) 工場法規違反調

(厚生省社會局調)

戒告	昭和九年	同十年	同十一年
處罰	三、五七三	二七、九四四	四、七六一
十一一年の主要違反事項別件数	六八二	九四一	一、二八二
保護職工をして法定時間を超過して就業せしむ	.....	四、九三五	七〇七
保護職工をして深夜業に就かしむ	.....	一〇四	六三
職工名簿の調製記載を怠る	.....	九、四二〇	一四四
職工の賃金支拂簿又は出勤簿の備付又は記載を怠る	.....	七、九三六	一四
規定の許可を受けず就業時間を延長し又は其の届出を怠る	.....	四〇〇	二

業時間の無許可延長と云ふ、純然たる労働強化を反映する三項目が、全件数中尠からざる比重をもつてゐることが判る。而も第一の保護職工の規定時間外労働が、處罰總件数中に占むる割合はざつと六割に當り、當時既に労働時間の延長が盛んに行はれ出したことを物語つてをる。

昨年の統計はまだ發表されないので、茲に確言出來ぬが、以上の傾向は更に一層強められたものと推察する。

(D) 大戦當時の英國の貴重なる體験

現下のわが労働時間延長の趨勢が以上の如くであるとして、次にそれが今後に於ける國力の増進、長期對戦に些かの懸念を要しないかの點である。結論を急げば、軍需工場に於ける今日の労働時間は今や漸くその限界に到達しつつあるのではないか。換言すれば、これ以上の就業時間の延長は、國民の體力を必要以上にすりへらし、生産擴充の長期的維持に支障を感ずるに至るであらうと思惟するの

だ。吾々が敢へて労働強化の實相を把握し、これに冷靜・公平なる分析を加へんとする目的も亦茲にある。

では、わが労働時間が限界に迫りつゝあるのではないか、と云ふのは一體如何なる根據に基くか。これについては、事變下のわが産業界と一點相似する英國の歐洲大戰に於ける貴重な體驗がある。それは英國軍需産業労働者保護委員會の報告を米國全國産業協議會が分析・批判したのを、最近協調會で譯出したものであるが、それによると大要次の如く述べられてゐる。

大戰勃發の直後一九一四年に、英吉利の軍需工場は労働時間制限に關する從來の法律や協定を一時に撤廢され、労働時間は一週八十時間より九十時間、或は百時間までに延長され、日曜労働も原則的となつた。幾許もなくしてその弊害が、労働階級の不滿、過勞による疾病・事故、不完全生産、生産量不足などの形となつて現れた。茲に於て英國の軍需省は一九一五年秋軍需産業労働者保護委員會に對し、労働時間、労働者の健康と疲勞と生産との關係等の調査を命ずるに至つた。其の後英吉利政府はその委員會の報告に基き、戦争の眞際中一九一六年に敢然特殊勞務を除き、政府の統制下にある凡ゆる工場の日曜労働を全廢したのである。

英國政府をしてかゝる手段に出でしめた軍需産業労働者保護委員會の報告には、幾多の興味ある結果が盛られてゐるが、茲ではその二、三を要約するに止めよう。例へばヴァーノン博士の報告に従へば、極度の長労働時間の非經濟的なることを指摘し、週七十時間乃至それ以上の實労働時間に於ける生産高は、殆んど各場合に於てそれよりも短時間に於て得られてをる。相當程度のハンド・ウオーク（手労働）を含む男子の激労働のある種のものについて見ると、この報告は週約五十一實労働時間に於て最高生産が得られたことを示し、女子によつてなされる相當激しい労働にあつては、最高生産高は週約五十五實労働時間に於てもたらされ、同一生産高はなほ多少の短時間に於てもたらされ得ることを示してゐる。更に少年によつてなされる輕易の機械労働のあるものについてみると、週五十五時間の實労働時間では、六十九時間で得られる最高限の四％減の生産が見られる……と云つてゐる。つまりこの報告は、一定限度の労働時間の短縮は、必然に生産の減少を伴ふものではなく、却てある種の労働にあつては、事實上生産増加を來すことを物語つてゐる。

(E) 英國信管工の示唆するもの

右の關係は信管製作に従事する五十餘名の男労働者の現實の結果を表す第六表に遺憾なく裏書されてゐる。

すなはち一九一五年末の週實労働時間五八・二時間の生産を一〇〇として見て行くと、一九一六年

の六月、七月には平均週實労働時間が五二・一時間で、その場合の時間當り生産指數は一一九に上昇した。七月中旬に日曜労働が廢止されたが、その後の四週間に於ては、時間當り生産高は漸次増加してゐる。八月末に一週間の休日と與へ

(六) 英國の信管製作に従事する五十六人の男労働者(激労働)作業実績

調査期間	平均週名目労働時間	平均週實際労働時間	時間當り平均生産指數	週總生産高
一九一五年七月十四日—七月十九日	六・七	五・二	一〇〇	五、八〇〇—一〇〇
一九一六年二月廿七日—四月廿六日	六・八	五・五	一三三	六、一六二—一〇六
同 五月廿六日—七月廿六日	六・八	五・一	二二九	六、二〇〇—一〇七
同 七月廿二日—八月五日	五・七	四・三	一三三	—
同 九月二日—同 廿三日	五・八	四・六	一三五	六、四六二—一〇
同 十月七日—十二月四日	五・九	五・三	一三七	七、〇八二—一三
同 十二月十一日—三月廿六日	五・八	五・二	一五九	七、二七二—一三

比し、一二二%の増加である。

かゝる顯著にして急激なる生産高の上昇の原因は不確實ではあるが、他の労働條件が不變なのであるから、日曜労働の廢止に基くことは最もあり得べきことである。…日曜労働の廢止は男工をしてヨリよく正規労働時間を遵守せしめるに至つた。而してこの正規労働時間中に於ける彼等の時間當り

た後は、生産高は一三五となつた。時間當り生産率の増加は總生産高の増加を來たすに足り、一九一六年末に近き頃、實労働時間五一・二時間の下に於ける總生産高は七、一一七に達したのであるが、それはさきに實労働時間五八・二時間の下に於て得られたものに

生産高は、從來の水準を越ゆること一六%に及び、日曜労働の廢止によつてもたらされた總生産高の増加は、一年前よりも二二%を下らざるものがあつたのである。この作業に於ける時間短縮に伴ふ生産高のかゝる顯著な反應は、主として作業の各動作がスピード・アップされ得ることに基因する、…と報告してゐる。

(F) 最高労働時間を立法化せよ

要するに英吉利の經驗は、殆ど凡ゆる場合に於て週七十時間以上の労働による生産は、總じてそれ以下の労働時間によつて充分贏ち得られるものであり、更に一週一度の休日は必要缺くべからざるものであることを教へてくれる。既に見たわが軍需工場の労働時間が、ともすると七十八時間から九十一時間に及ぶのを敢へて異とせざる現状を想ふとき、誰か大戦當初の英國の轍を踏まぬと豫言し得よう。尤も英國と日本とは、國情も異なり、國民性も相異なる。更に大戦當時の英國と今日のわが國とは、その客觀情勢に尠からざる相異も見出される。従つて直接彼此比較することは許されぬが、労働者個々の體力には自ら一定の限度のあることは否定出來ぬ事實である。この限度を超へて無計畫的に労働時間の延長を強行するとなれば、それは國力の浪費であり、國民體位の低下をもたらすものと云はねばならぬ。

かゝる意味から、吾々は此の際當局に對し、刻下の粉飾されざる實際就業時間の正確なる調査を行ひ、そしてそれが果して長期的生産力の維持に妥當なるものであるか否かについて、實證的、科學的研究を進められんことを切望して止まない。而してその結果に基いて、月二日半にも充たない現在の休日制を一週一度に改めるなり、更に進んでわが労働者が健康を保持しつゝ而も最高限度の生産を贏ち得る労働時間（最高）の立法化——同時にこれは何等かの方法による最低労働賃銀制の制定を必要とする——に邁進されんことを冀求する次第である。

## 第六節 農地調整法とわが國農地政策の本質

戦争に食糧問題は付き物である。また戦争は兵力資源の如何を離れて考へられない。農村は何うなるか、何うすれば良いかと云ふことは、戦争に依つて更に切實な課題となる。

斯う云ふ意味で、多端な前途を約束されてゐる今年の農村には、既に年初から色々な問題が起つた。その中でも注目すべきものは一月十五日から實施された硫安小賣價格の實施である。肥料生産、需給並に價格問題の解決に、先の販賣會社の設立と今議會に提出された増産法案と三者相俟つて當る方針と見られる。更に今年から土地賃貸價格が改訂せられるので、これに伴ひ道府縣市町村の地租附加税収入が減少し、帝國農會が主になつて、地方補給金五千萬圓の増額を要求してゐる。或はまた、社會情勢の急轉に依つて、小作爭議が激減するであらうことは大體豫測せられるが、二月六日には全國農民組合が地方組合と合同して大日本農民組合を結成し、其の綱領に於て協調主義を闡明した。

併し乍ら、紛争の要因や農家經濟更生に對する障害は依然消え去つては居ない。長期戦に對應するには、政府として之れを放任して置くわけにゆかぬ。斯くして立案されたのが農地調整法案である。調整法案の内容に關しては前輯でも一寸觸れたが、本輯に於て、特にこれを全面的に取上げた所以は



事變對策としてその重要性が愈々切實味を帯びて來たからである。

一、今回の農地調整法は何を目指すか

(A) 二つの側面

何をさて置いても、農地立法は必ず出すと力んでゐた有馬農相は今度の七十三議會に其の抱負を實現する機會を得た。即ち農地調整法案がこれである。

農相は農村通であると云ふ評判は相當根據のあるものであらうが、其の就任第一聲に、土地問題の解決には耕作權の確立が必要である、山崎農相時代の農地法は自作農の創設乃至維持に力を入れてゐるが、自作農を作る一方に、小作に没落するものが多い現状では何の役にも立たない、と云ふやうな意味の言明をなした事實に鑑み、彼に革新的な農地立法の立案を期待してゐた向も多かつたやうだ。ところが議會に提案された農地調整法案なるものには、何ら新味も革新性もない。これでは前の農地法と同じぢやないか、否、農地法を其の儘出した方が却つてましたと、衆議院に於ても此の點を一齊に攻撃した。農地法案は周知の如く七十議會に提案され、政民共同修正の結果、衆議院委員會を通過したが、林内閣が總辭職したため、遂に審議未了となつたものだ。

元來、兩法案とも、其の目的は第一條に規定してある通り、農地の使用、收益關係の調整にある。これが爲には一方に自作農の創設維持をなすと共に、他方、小作關係の調整をなす。兩々相俟つて農村の經濟更生と農業生産力の維持増進を圖らうと云ふのだ。それなら何故、前の農地法原案並にその政民共同修正案を葬つたか？ これに對して農相は劈頭の提案理由の説明と議員の質疑に答へた中で次の如く言明して居る。即ち(一)前議會の農地法は根本的に農地制度の改革を目指すものであるが、調整法は取り敢えず急を要する點に付てのみ立案した。(二)事變に關聯して、兵役其他特別の事情ある農家の爲の農地の管理又は買取に關する事項を加味した、(三)且つ、小作條件の變更、小作地の引渡等小作關係の調整に關しては、別段、紛争解決の標準となるやうな實體的規定を設けず、地方々の實情に即するやうに、一切を擧げて裁判官、小作官乃至農地委員會に委ねるやうにした、従つて法文は簡單を旨とした、と。即ち調整法案には、二つの特徴がはつきりと認められる。

一つは小作關係の調整に形式法規を以て臨み、恰も大正十三年に發せられた小作調停法に槓杆を與へたと見られる點であり、一つは昨年十月の農林省令に依る自作農創設維持施設の整備擴充に即應し、これに法的根據を與へ、其の強化に努めてゐることである。

(B) 規準のない小作關係の調整

だが、先づ小作關係に關する點から見ると、調整法は單に手續法規に過ぎず、權利義務の實體に關する取り極めが殆んど行はれてない。これを前の農地法案と較べると、其の原案に含まれてゐた永小作權や小作地の轉貸借に關する特別の規定もなければ、小作料の支拂、小作條件の變更或は作物の買取等にも標準を設けてゐない。況んや七十議會の衆議院共同修正案に見る如き先買權や、檢見手續乃至作離料等に關する項目は何處にも見當らぬ。たゞ第八條に無登記小作の物權上の效力を認め、第九條に賃貸借の解約乃至更新の際の、實體的規定をなしてゐるだけである。

而も此の第九條ですら、小作保護法規でなく、自作農主義の一端を現はしたものだ。即ち其の第一項に於て、小作人が信義に反した行爲をなさぬ限り、地主は土地を取り上げたり、小作契約の更新を拒否するわけにいかぬ、但し地主が土地使用の目的を變更するとか、或は自作をするとか、其の他、正當な理由がある場合は例外だ、としてゐる。これは、いま盛に没落して行く小土地所有者の自作農化を正當化したゞけで、土地を奪はれる小作人は無視された形になる。長年の間、土に親しみ土に生きて來た小作人が無一物で追ひ出されることに堪えやう筈はない。掟だから出ると云へば出るより仕方がないが、せめて一年なり、二年分なりの小作料に相當する作離料を戴きたいと云ふのは自然である。若し此の際、地主の方で、いや俺も困つて居るからこそ、自分で田を耕さうと云ふのだ、そんな金は

持たぬと云ふ事になつたら、當然こゝに紛争を生ずる。

調整法では第九條の第三項に、農地の賃貸借の解約をなしたり、又は更新を拒んだりした時には、市町村農地委員會に通知すべしとあり、且つ第十五條に依つて、農地委員會は小作關係の調整を處理する權能を持つてゐるから、此の紛争の解決は先づ農地委員會に委ねられる。更にまた、水害、旱害等に基いて、小作料の減額を申入れるとか、或は小作料を滯納して紛争を生じた場合も同じく農地委員會に持ち込まれる。農地委員會で處理出來なければ訴訟を提起する。或は小作官が小作調停法に依る調停の申立をする(第十條第一項)。調停が成立しない時は、裁判官は職權を以て小作官及び調停委員の意見を聞き、小作關係の存續や小作條件の變更其の他争議の解決上必要な裁判をする。(第十二條第一項) そのため裁判官には強制調停の權能まで與へられてゐる。

紛争が生じた場合、裁判官の自由裁量と農地委員會などの活動に依つて適當な處理をする、従つて實體的な規定は設けない、これが政府の腹である。

斯くて、大なり小なり、雑多な紛争が各地に持ち上り、これが解決に繁忙を極めるであらうと思はれる。紛争を事前に防止する爲の手段が一つも設けられて居らぬからだ。その上、裁判官の自由裁量に依つて各種各様の判決が下されたら、これが又、不満や紛争の原因になるかも知れぬ。のみならず、

農地委員會の構成が市町村長、學識經驗者等々の顔觸れであると、耕作權などは殆んど無視されるのではないかと云ふ懸念が起る。これでは調整法の趣旨である農業生産力の維持増進、農村の經濟更生は望まれさうもない。農村の波瀾は土地問題殊に實情に即しない小作關係から起ると有馬農相も語つて居る。

議會では、法案の第十條乃至十二條の小作爭議解決方法をとらへて、裁判官の職能、權限を徒らに擴大することは、法律を適用する裁判官をして法律を作らしめるやうな場合を生じ、これは取りも直さず違憲であり、司法フアツショを招くと云ふやうな議論が盛んに行はれた。斯かることも今日のやうな時勢では、心配の種にならぬとは云へない。政府はこれに答へて運用の妙味を出すと云ふ。然し問題は此んな形式論ではない。譬へば、非常に公平な判決が下つたところで、零細農地の所有者と小作人は、其の苦しみを分ける點で從來と何の變りもない。茲に政府の所謂運用論の悲しむべき宿命がある。即ち、調整法は事實上、小作制度の改革を放棄したのである。

(c) 自作農創設維持事業の強化

以上の如く小作關係に於ける調整法の規定は著しく不徹底なものであり、従つて同法の主力は次の自作農の創設維持に全面的に注がれてゐるものである。

では専ら自作農維持事業に力を入れるに到つた理由は何處にあるか。衆議院の本會議で民政黨の村松久義氏の質問に對し、有馬農相は次の如き答辯をなした。即ち調整法は生産力維持増進と云ふ觀點から見れば再検討を要する。が、自作農を創設維持すると云ふことは、日本の農業の形態、日本の農村の特質或は農民の心理、それから政治上、社會上の色々な點から考へて必要である。即ち同法は國民精神の保全、堅實な農民保持の點から日本の國全體の爲に必要である、と繰返し説いてゐる。吾々はこれ以上、調整法の本質に關して付け加へる必要はないと思ふ。前記せる如く、第九條に於ては土地の自作農化を合理化し、また永小作權の存續に關しては、これを能ふ限り自作に轉換せしめると云ふ理由の下に、明文を設けなかつた其の理由も、其の態度も既に、つきりしてゐるからだ。

さて、調整法の主要な構成的要素をなす、自作農創設維持事業の特徴と見做す點は、道府縣、市町村、産業組合、農會、或は農事實行組合等が積極的に土地を所有し、管理し、貸付をなす途を拓いたことだ。昨年の補助助成規則で團體のために資金を融通する方法を講じたから、既に先鞭は付けられたのであるが、調整法は更に、團體が土地の所有者に對して、進んで土地の讓渡又は使用收益の權利の設定若くは讓渡に付き、協議する爲の條文を設けた(第四條第一條)。殊に未懇地の開發に關して協議が調はなかつた場合には、土地收用法を適用し得る事としてゐる。(註)

これは今迄にも耕地整理法や開墾地助成法があつて、耕地の分散を防ぎ、その擴張を圖つて來たのだから、非常に有效な手段である。尤も、市町村や道府縣としては財政的壓迫から實際に活動する分野は狭められる。そして、これが専ら組合の仕事となることは明かだ。政府の説明に依れば、團體の土地取得や管理は土地を社會化せんとする方針に基づくものでなく、自作農創設の爲の手段とするさうであるが、さういふ辯解がましい事を云はず、何故に、折角これを利用して、土地兼併の弊害や他町村への流出の防止、或は土地分配の公正を期さないのかと考へざるを得ない。姑息な自作農主義より、寧ろ土地の社會化過程を通じて、分散耕地の整理と經營面積の擴張に適正な處置を採るべきであらう。(註)七十三議會の衆議院政民共同修正案では團體の長期貸付を禁じた。

## 二、自作農創設維持施設の沿革と今次修正の意味

### (A) 其の沿革と社會的意味

わが國農村の特色と云へば、誰しも、經營規模が狭少であるとか小作が多いとか、或は不耕作の小地主が澤山あると云ふ事をあげる。土地問題で何時も悩むのも、此の關係の中から派生する諸々の紛争や矛盾が近來餘りに深刻な姿を映じて來たが爲である。これを深く掘り下げて考へれば、遠く明治

五年の土地改革や、六年の地租改正の内容並に其の前後に於ける歴史的發展の歸結と見られる。明治、大正を通じて小作農の数が夥しく激増した事は敢へて統計に據るまでもない。然し、これが公に社會問題化したのは大正五、六年以來のことである。即ち、當時、近代的小作争議が各地に持ち上つて來た。

そこで大正九年に、政府は小作制度調査委員會を設けて、小作問題を討議すると共に、それまで歐洲諸國の實例を参照しつゝ調査講究してゐた自作農創設維持制度に關し、具體的方策を練つた。爾後幾多の迂餘曲折を経て、此の事業は政府の農地關係整調に對する不動の國策となつた。併し、こと此處に到るまでに、政府は良かれ悪しかれ、並々ならぬ苦勞をして居る。

先づ大正十一年十二月の第十回小作制度調査特別委員會幹事私案では、事業内容を維持施設と創設施設とに區別した。維持施設としては、自作農地の地租及び地租附加税の免除、高利の土地抵當債務の整理、農業保護施設の充實擴張の三項目を挙げ、創設施設としては、國庫から利子を補給することに依つて、地方團體が自作農地購入に要する資金の貸付をなすことにした。次いで大正十三年四月に小作制度調査會は自作農地創設施設要綱の成案を得て時の農商務大臣に答申し、これに準據して十五年五月、農林省令を以て自作農創設維持補助規則が制定公布された。

此の間、色々と問題が論議されたが、中心は何と云つても資金計畫にあつた。即ちこれについては前記の如く創設維持施設が國家的事業となる前に、既に府縣を中心として町村や組合などが自作農の扶植の爲、勸業銀行や農工銀行等に金を借り、また大正十一年からは簡易生命保險積立金から融通を受けて仕事をやつたが、貸付利率が高く、而も年賦償還期限は短く、實績は思ふやうに擧らなかつた。此の根本的缺陷を是正せんが爲に事業資金として貨幣鑄造益金を充てると云ふ案もあり、先の施設要綱に於ては特別會計の基金法を設ける計畫であつた。ところがこの補助施設にはこの大切な資金計畫が立たず、僅かに簡易生命保險積立金より一年約千五百萬圓程度の融通を付けると云ふことになり、自然その計畫内容は貧弱なものとなつて了つた。即ち二十五ヶ年間に貸付金四億六千八百五十萬圓と農林省からの補助金約一億二百九十萬圓を投じて、約十一萬七千町歩の自作地（小作地面積の約二十三分の一）を創設維持せんとする見積となつた。

だが簡易生命保險積立金の運用には資金還元の鐵則があつて、地方の保險加入成績を參酌して貸付の配分をする。斯うして結局、所期の目的を達成することが困難になる。施設の擴充を圖る爲にも財源と之に關する法制の恒久的確立が是非必要である。これは當局自ら痛感した所で、昭和二年五月以來その對策を講究し、遂に同年自作農地創設維持の計畫要旨なるものを立案し、公に發表した。

右の計畫は相當徹底したものである。政府が事業として自作農の扶植を圖り、今日尙ほこれを以て農地問題解決の鍵と見做してゐる限り再び參考にしても良い筈である。計畫案に依れば、先づ農地金庫を設立し、自作農地設定の爲に必要な土地購入代金又は抵當權消滅の對價として、自作農の買占に代つて其の發行する債券を地主に交付し、創設者又は維持者からは年賦金を取り立てる。そして是等の制度を確定するに必要な法律を制定し、國家事業機關として中央農地委員會並に地方農地委員會を設置する。農地金庫は財団法人とし、設定後十ヶ年間毎年五十萬圓を國庫から醸出して事務費に充て、年賦金取立費、債券の發行に要する費用や償還差損金は毎年國庫から補給する。

尙ほ、この新計畫は三十五年を第一期とし、毎年八千萬圓を限度として農地債券を發行する。自作地を設定した者が支拂ふ年賦金は償還期間三十四年（外に一ヶ年以内の据置）年利率五分の均等償還をなすこと等を規定してゐる。これに略々似た計畫は第五十六議會に自作農創設維持助成資金特別會計法案として提案された。然し二つの案は何れも葬られて了つた。

斯う云ふ複雑な経緯を経て、昨年の自作農創設維持補助助成規則の公布となつたのである。今回の改革の重點は、毎年の貸付資金の増額、金利の低下、未墾地の開發の外、新たに市町村等の團體が農地の取得や一時的管理をして、自作農の創設をする爲に資金の融通をする所にある。而して資

金計畫の上では、農地金庫や特別會計を設ける如き大なる變革を避け、從來年額一千五百萬圓程度であつた簡易生命保險積立金の融通額を二千萬圓に増額すると共に、預金部から約二千萬圓（今年は一千萬圓）を融通することとした。金利は二十四ヶ年元利均等償還（一年以内は据置）として年三分二厘に、從來より三厘を引下げた。事業擴張の眼目たる團體の積極的工作が調整法に依つて更に促進されることは既に述べた。尙ほ未墾地を開墾せんとする個人には道府縣より奨励金を交付し、これに對し道府縣には國庫より助成金を交付する。このために要する費用は總額十億圓と見積られてゐる。

一にも二にも自作農設定でなければならぬ政府の意圖は、右の整備擴充で多少乍ら豫定されるであらう。茲に未開墾地を切り拓いて土地の擴張のみならず、土地分配の解決をしようと云ふ抱負も加へられて、相當期する所あるが如く思はれる。歐州各國が十九世紀以來實施した所の例に見ても、自作農の扶植を以て、土地兼併の勢を抑制し、土地私有から發生する弊害を最少限度に喰ひ止めやうとした事は明かである。更にこれを社會的乃至政治的に見れば、所謂農村の中堅たる堅實な思想の持主は自作農に外ならぬと、如何なる時代の爲政者もさう考へてゐるのである。

(B) 從來の實績と將來の見透

新たに實施された自作農創設維持事業の強化に依つて、將來の土地配分關係に何う云ふ變化を齎す

年度	(一) 自作農創設維持面積(單位反)		畑 其ノ他共計
	田	畑	
昭和元年	二〇,一六一	九,九〇九	三〇,〇七〇
二年	二二,五八五	一八,〇〇八	四〇,五九三
三年	三三,七五四	二六,七五二	六〇,四九六
四年	三三,七二五	三三,三三六	六七,〇六一
五年	三九,六七九	三〇,七〇三	七〇,三八二
六年	三六,一五九	三六,二六〇	七二,四一九
七年	三六,三三六	四〇,七四七	七七,〇八三
八年	三六,四三三	三九,三三七	七五,七七〇
九年	三六,九七七	三七,六三三	七四,六一〇
合計	二九八,八七〇	二八〇,七五五	五七九,六二五
昭和元年	五三二	一〇二	六三三
二年	四九二	一五三	六四五
三年	七四六	一八二	九二八
四年	四四八	一四九	五九七
五年	七四三	三〇八	一,〇五〇
六年	九一〇三	九,一四五	一八,二四八
七年	一六,一六六	二,三三八	一八,五五五
八年	六,九六六	四,一三九	一一,一〇五
九年	七,四〇六	八,五八一	一五,九八七
合計	四三,五三九	三五,〇九七	七八,六三六
總計	三四一,四一〇	三五一,八五二	六九三,二六二

(備考) 農林省農務局昭和十二年四月發表。宅地創設維持面積ヲ除ク。

第六節 農地調整法とわが國農地政策の本質

ことになるか、政府の目論見では二十五ヶ年間に現在の小作地の七分の一に當る四十二萬町歩の自作地を設定し、二十五年後には全耕地六百萬町歩の約五分の三が自作地となる。此の計算は甚だ簡單ではあるけれども、果して目論見通りになるものか、過去の實績に徴して考察する必要があると思はれる。

昭和元年度から九年度に終る九ヶ年間に於て、東京府を除く全國一道二府四十三縣の實施状態を見ると、貸付金額は一億二千五百六十一萬圓で、創設戸數は十三萬六千戸、維持戸數約一萬九千戸、合計十五萬四千七百五十九戸である。而して創設維持面積は上表に示す通り總計六萬七千一百九十二町歩で近年になると田畑其の他を入れて毎年八千町歩程度の成績を擧げてゐる。新計畫では二十五年間に四十二萬町歩であるから、年平均一萬六千八百町歩の扶植を

圖ることになり、從來の二倍に等しい効果を期してゐる。

さて一方、此の九年間に、全國の自作農總戸數は一萬五千八百八十五戸を増加し、總面積は反對に八萬七千三百九十九町歩を減少した。従つて、若し自作農の創設維持がなされなかつたとしたら、創設維持面積六萬七千一百九十二町歩を合した十五萬四千五百九十一町歩の自作農地面積が消えたことになる。これを年平均にすると一萬七千七百七十七町歩だ。將來と雖も、自然に放任して置く場合、同じやうな結果が起るであらう。とすると、新計畫に依つて年に一萬六千八百町歩の扶植事業では間に合はなくなる。差し引き三百七十七町歩の自作地は失はれる。

尤も統計の上では最近の傾向として自作耕地面積が殖え、小作の方は減つてゐる。然し、これを以て景氣が良いから小作がどしどし自作に轉換するのだと考へたら危険だ。六、七年の恐慌の時にも斯う云ふ状態を示した。小地主が自作になり、自作が小作になり、小作人は土地を追はれるか、乃至は最少片の土地にすぎると。その證據に小作農家總戸數は増加してゐるのに、其の耕地面積は減少し、耕地は益々分割され零細化されてゐる。昭和六年から十一年迄に小作地面積が總耕地面積に占むる割合は四七%三二から四六%五五に減少し、戸數では反對に二六%五四から二七%一一と増加して居る。これに自小作農家を合しても、耕作者總戸數に占むる割合は、六八%八二から六九%〇七へ膨脹して

ゐる。斯くの如く客觀的状態は一の方向に流れてゐる。此の基本事情を常に念頭に置いて、而る後根本的對策を講ずべきである。

(C) 徹底した手段が必要

前掲の表で、先づ一番目につくのは、政府の施設が創設事業の方に偏重してゐる傾きがある事だ。一方で懸命になつて自作農の創設をしても、ざるの目からこぼれるやうに在來の自作農が没落したら何もならぬ。前に述べた如く、折角巨額の資金を投じて、二十五年後に土地の配分關係に變化ないどころか、反つて悪化するやうな事態を生ずることは無益な苦勞である。それも、放り離しにして置くよりましだと考へるならまだしも、はつきり改善すると見込を立て居る以上何とか此の事業を盛り立てるやうな手段、例へば尨大な農家負債を徹底的に整理する方法などを講ずると同時に、事業そのものゝ内容を根本的に革めなければならぬ。

此の點は單に維持事業に限らず創設事業に就いても同様である。小作農が自作にならうとして、道府縣から金を借り、土地を購入したが、經營や生活が前よりも悪くなる、自作地の維持に困窮する例は非常に多いのである。それは自作農維持創設を國策として遂行して行く上に大きな障害となる。而して原因は色々あるであらうが、先づ再検討を要する點は、法外に高い田畑價格であり、第二に現

在の土地購入資金貸付利率と償還期限等の條件が、わが國農村の事情に即しないことである。これを大雑把に考へても次のやうな結論に達する。

自作農創設維持補助成規則に依ると、農地の購入價格は借受人が自作農地の經營を持續することを得るため、標準價格(小作農の標準價格)に據るか、或は當該地方の普通價格を超えざるものとしてゐる。そこでいま、勸銀調の十二年度普通田全國平均賣買價格反當り四百七十圓の土地を小作人が購入し、同額を道府縣から借受けたとする。一年以内の据置期間を除けば、貸付利率年三分二厘、期限二十四ヶ年の元利均等年賦償還であるから、此の小作人は毎年元金十九圓五十八錢と利息十五圓四錢、計三十四圓六十二錢を返却しなければならない。

翻つて彼が小作を繼續してゐたらどうなるかと云ふと、普通田全國平均實收小作料一石四升を納めたものとし、庭先賣米一石三十圓とすれば、反當り三十一圓二十錢の小作料を地主に拂つたことになる。即ち自作になつたがために毎年反當り三圓四十二錢だけ負擔が増加する。のみならず、これに加ふるに地租がある。地方財政要綱の十二年度當初豫算を参考にすると、本税を反當一圓五十錢としても、道府縣附加税が一圓九十五錢、町村附加税が一圓十八錢かゝる。また獨立税たる戸數割は自作に重く課せられる慣はしだから、茲にも負擔の増加がある。調整法では單に不動産取得の際の地方税を

免除してゐるに過ぎない。これでは結局自作になつても引き合はない。且つ、創設維持された自作地は償還期限が来るまで、抵當にして金融の途を付けることが出来ないから身動きもならぬ。

では金利を何の位下げたら良いかと云ふに、或は二分位が妥當だらうと云はれ、或は二分五厘ならやつて行けると云はれる。現在そんな法外な低金利は何處にも見當らない。而も、斯くなくてはならぬ所に日本の農業が持つ悲しみがある。然し政府が、その弊害を排除する爲に、償還差損金として多額の奨勵金を交付すると云ふ形式でも良いから、實質上この程度の金利削減を斷行すべきである。そこに始めて自作農主義は萬全を期せられるのである。

### 三、何を爲すべきか

#### (A) 先づ問題となる點

農業經營上、小作農の場合が最も引き合はないと云ふ事實を否定するものはあるまい。ところが、此の小作農が政府の手を通じ、三分二厘の低利資金を借りて土地を購入し、自作農に轉換しても、返す金に追はれて困窮し、當初の意圖を無駄にすることになるとしたら、自作農創設の意義は失はれる。前項に述べた如く、それでも何とかしてやつて行かうとするには、現在の耕地價格や貸付金利を大削



減し、且つ償還期限の延長等の手段を講じなければならぬ。然し之れは容易な業ではない。先づ金利の低下を圖るにも、金融機關へ補償金を出すとか、道府縣への補助金を増額するとか、或は借受人に奨励金を交付するとかすれば、莫大な國庫の支出を餘儀なくされる。斯くまでして自作農創設維持事業を死守することが、果して賢明な方法であるか何うか疑問である。のみならず、若し此の徹底した手段に出れば、耕地価格は鰻のぼりに上がる。

調整法は道府縣、市町村乃至團體が土地賣買に地主と直接協議し、個人の場合でも農地委員會が間に立つて折衝するのを認めてゐるが、假令其處に所謂公正な價格が生じたとしても、此の公正價格は變體的な需給關係にあふられた價格の限度を多少縮減するに過ぎない。強壓的に相當額の引下げを命ずることは實際に不可能である。

一體、地價は其の土地が擧げる收益を規準とするものであるから、わが國のやうに小作料が高い所では耕地價格が高くなるのも當然である。次頁表に示す如く、普通田一反歩當り米收穫高に對して、實收小作料は二分の一乃至三分の一となつてゐる。また、米價の騰落に應じて後を追ひつゝ田の價格も騰落してゐる。或は小作料を換價したものを田の賣買價格に對比して見ると、土地資本の利廻が、商業工業への投資利廻に較べて、高いと云ふことは出來ない。

昭和四年 五年 六年 七年 八年 九年 十年 十一年 十二年	普通田(反當り)		米
	賣買價格	實收小作料	
	四九〇	一〇三	全國平均 庭先相場 同反當 收穫高
	五三三	一〇三	二六・六
	四九〇	一〇三	一八・五
	四二一	一〇二	二〇・六〇
	三八六	一〇二	一七・七三
	三八七	一〇三	一七・〇〇
	三九六	一〇四	一八・五〇
	四一五	一〇三	二〇・四四
	四三三	一〇三	二二・三三
	四七〇	一〇四	二六・七一
	四七〇	一〇三	二六・〇五
	四七〇	一〇三	二六・七〇
	四七〇	一〇四	二七・〇〇
	四七〇	一〇四	二七・〇〇
	四七〇	一〇四	二七・〇〇

(備考) 普通田賣買價格及び實收小作料ハ  
勸銀調査。庭先相場ハ總價額ヲ收穫  
高テ除シタモノ。※印ハ記者ノ推定

地主も當然その一端を擔ふべき、農業上の不利や苦しみを小作農が一人で負擔してゐる。

これを云ひ換へると、耕地の價格は其處に生ずる生産物の商品價值に對しては異常な高さを示す。茲に耕地價格を大いに引き下げる理由がある。小作料の引下がその前提となると云ふまでもない。

(B) 農地根本政策の必要

右の如く、耕地價格は必然的に高くなつてゐるが、小作

農が自作農に轉換して經營を維持して行く上に、現在の耕地價格は余り高過ぎると云ふ理由は何處にあるか、これには先づ、日本の零細農的な農業經營が引き合はないと云ふことを問題にしなければならぬ。殊に小作農は一切の負擔を自ら負ひ、收穫した生産物の過半を地主に納める。この小作料は今の農業經營が持つ幾多の不利を倍加する。が、土地資本の側からは、經營上の不引合などは一應度外視され、歴史的に妥當となされた生産收益—高率小作料を要求する。従つて、高率小作料と云ふ形態に依つて、土地資本

自作農創設維持事業を圓滑に遂行するにしても、耕地價格を引き下げなければならず、その爲には小作料の削減を圖る必要のあることは既に述べた。然し、自作農を創設する傍らから、其の没落に瀕するものゝ維持をするには、此の施設だけでは不十分である。農業經營の改善から先づ取り掛らなければならぬ。また前記せる如く、事業それ自體を建て直すには、國庫の支出が著しく嵩むであらうことは容易に豫想せらるゝ。斯く考へ來ると、自作農の維持創設を完全に成功させる爲に取られる諸々の手段は、單なる手段でなく、重要な農地政策的意義を持つ。そして事實差し迫つた問題となつてゐる農業生産力増進並に農家經濟の更生に不可分の關係にある。宙ぶらりんな自作農主義で行くより、寧ろ此れを放棄して、小作料の引下、小作條件の改正や農業經營の改善に主力を注ぐ方が賢明だ。

農業經營の改善で農地政策上必要なるは耕地の交換分合による耕地分散の是正と、一戸當り耕地面積の擴張である。調整法では第十五條に農地委員會で農地の交換分合を處理すると規定してゐるが、わが國農業の形態的特質をなしてゐる耕地の分散を是正するには確固たる方針を決定して置かなければならない。

帝國農會の耕地分散狀況調査に依ると次頁表の如く、田畑を含めた耕地は農家一戸當り平均一一・二五個所に分散し、而も一團地の面積は僅か二反歩に足りぬと云ふ有様だ。また自宅から此の團地ま

(3) 調査農家一戸當り平均耕地分散狀況  
(帝國農會—耕地分散ニ關スル調査)

	團地					自作地	
	團地數	枚數	面積	一團地當面積	一枚當面積		
耕地	11.25	39.19	21,922反	1,915反	0,518反	17,120反	
田	6.46	26.76	14,911	2,304	0,517	11,407	
畑	5.00	13.07	7,400	1,424	0,520	6,009	
	自宅ヨリ各團地ヘノ距離			自宅ヨリ各團地ニ要スル片道ノ時間			小作地
	延數	平均	最遠	延數	平均	最多	
耕地	1,114.5	4.15	9.35	1.16	6.8	15.4	4,802反
田	0,270.7	4.12	7.49	0.44	6.5	11.9	3,503
畑	0,204.8	4.18	4.40	0.36	7.1	12.3	1,321

での距離は平均四町十五間、最も遠い所になると九町三十五間も離れてゐる。従つて之れに要する時間は平均六・八分、一番かゝる所に行くには十五・四分を要する。此の爲め物資や生産物の運搬に勞力を費し、往復に餘分の時間を使はなければならぬ。尤も散地農場を集團農場に轉換するには經濟上、技術上、色々な問題があるが、是非これは必要である。

次に耕地の擴張も、右と關聯し其の過程を通じて行ふべきである。一町未滿の耕作農家が六割八分もある現状に於ては、大多數の耕作農民は、何時までも貧農の状態を續けるであらう。自作農創設維持施設に依る土地購入の爲の貸付金額は四千圓以下であるから、土地の安い北海道、東北を除けば廣い土地を購入することは出來ない。事實、昭和元年度から九年度に到る創設戸數を見ると、五反歩以下のものが八二%二を占めて居る。

日本の農業技術の程度から一戸當り一町五反が適當であるとか、

二町以上でなければ採算がとれぬとか云はれるが、兎も角、多數の小農の耕地を現在の二倍乃至三倍にすることは最も必要である。

農業經濟全般を願れば、未だ幾多の懸案がある。然し、右に擧げた問題は現實に解決を要請されてゐる。土地問題解決の鍵である。ところが、わが國の農地政策は土地問題が益々深刻になつて行くのに反比例して漸次後退して來た。農地調整法案は五十九議會で衆議院だけを通過した小作法と比較しても遙かに退歩した。小作料の引下と小作條件の改善等の問題につき、再び翻へつて考慮すべきであらう。尤も問題は何れも簡単に片付きさうもない。小作料を引下げれば小地主の没落するものが激増するであらうし、耕地を擴張するには土地から永久に離れる者の善後策を講ずる必要に迫られる。或は耕地の交換分合には、耕地價格の裁定などに支障が起る。また、事變に依つて勞働力が不足して居る際に、これを更に減少させることは不合理であるやうにも見られる。

斯く、一時的に磨擦が起るのは致し方ないが、此等の對策に依つて農業經營を改善し、協同勞働の機會を獲得し、惹いては單位勞働力の生産性を強化することにもなり、他方、農村内の紛争をなくして、現在の各種組合を共同の利害の下に充實せしめ、工業や商業に對して同一の權利を主張し得るやうになると見られる。

## 第七節 日滿戰時經濟の一體化を急ぐ滿洲國

支那事變の勃發により日本經濟が戰時編成への強化を最高度に要求され、一切のものが此の一點に向つて集中されるや、それは必然に日本經濟の一翼としての滿洲經濟をも動員せずには置かなかつた。勿論、滿洲經濟が日本經濟の動く線に沿つて、同一過程を歩むべき運命にあつたことは滿洲國成立それ自身の裡に見出される事實であり、それは絶へず、日本の大陸政策遂行のために大きな役割を果して來た。が然し、支那事變の勃發こそは此の事實を一層強化させ、その積極的活動を一層要求せしめるに至つたのである。

斯くて、支那事變が滿洲國に與へた影響は日滿經濟ブロックの強化と云ふことであつた。即ち、日本に於て確立された所謂財政經濟三原則——生産力の擴充、國際收支の適合、物資供給の調節——の線にそつて積極的責任を負はされるに至つたことである。これは、具體的には日滿貿易一體化の實現、産業五ヶ年計畫の強行を意味するものであり、建國六週年の春を迎へた滿洲國に課せられた一切の責任であると云つても過言ではあるまい。前輯に於て取扱つた日産の滿洲移駐、滿洲重工業會社の成立は、此の命題に對して第一步を印したものであつたが、其後、滿洲國に起つた重要問題も、凡て此の

一點に還元されるのである。我々は、此等多くの問題の中、本輯に於いては新關稅法の公布、本年度豫算、並に産業開發五ヶ年計畫の修正の三問題に就て、それが如何なる意味をもつかに就て若干の検討を加へて見よう。

### 一、新關稅法公布とその意味

(A) 何故改正は要求されたか

昨年十二月二十日公布、本年一月一日より實施された滿洲國新關稅法は二百八十條よりなる關稅行政に關する本文と輸出入稅率表より構成されてゐる。滿洲國政府が今回の改正に當つて發表した立案方針に『關稅行政に關する綜合的法典としての形態を整ふると共に其の内容に於て輸出入を全面的に統轄するための基本法たり、且貿易上の國際收支を正確に把握し得るものたることを目的とせり』と述べてゐる如く、新關稅法は滿洲國關稅史上に大きな足跡を印したものと云へよう。

而らば、何故、今回の關稅改正Ⅱ新關稅法の設立Ⅱが切實に要求されたのであらうか。その原因は舊關稅法が最近に於ける滿洲國自身の飛躍的發展に即應しなくなつたことは勿論である。即ち、從來の滿洲國關稅行政は、建國以來、大同二年七月、康德元年十一月、同二年十一月と三回に互り、緊急

必要なものに就き改正を斷行したにも拘らず、その準據するところは依然として舊中華民國海關時代の總稅務司訓令を援用した範圍を出でなかつたからである。然し乍ら、より根本的な原因は支那事變の勃發並に國際情勢の逼迫化のため、滿洲國産業五ヶ年計畫が、現地調辨主義の旗幟の下に、可急的遂行を強要されたこと、並に日滿經濟一體化の實現はその國際收支の一元化にまで發展しなければならぬとの見解に到達したことに求められなければならない。

以上は今回の改正方針に明に看取される處であり、それは次の六項目に要約することが出来る。

(一) 産業開發計畫の遂行助成、(二) 國際收支の適合、(三) 消費稅としての負擔の均衡、(四) 財政收入の確保、(五) 貿易の圓滑なる發展、(六) 日滿兩國經濟の特殊關係の考慮

(B) 輸出入稅率に具現された成果

而らば、右の如き改正理由が、如何に、その輸出入稅率に具現されてゐるであらうか。

先づ輸入稅に就て見るに、今回の改正に於て品目は十六類より十二類に按配されてゐるが、最も我々の關心を惹くものは産業開發五ヶ年計畫並に重要産業統制法關係諸産業、特に現在、急速なる生産力擴充を要望せられつゝある鑛工業、農業、畜産三部門に對する稅率である。之に對しては大體、當該計畫若くは方針に順應すべく現地調辨主義を建前として關稅率が按配され、免稅、其他の關稅制度

も併せ考慮されてゐる。

即ち、鑛工部門に於ては航空機製造業、輕金屬精鍊業、採金業、金屬精鍊業、石炭油化工業、頁岩油化工業、製鐵業、水力發電業、及び炭礦業の如き重要産業の基礎設備用品に對しては關稅を免除し又、兵器、航空機、鐵道車輛等の工業に就ては保稅工場制度の利用を促してゐる。又、農業部門にあつては農業機械及び農具並に此等の部分品の輸入稅を無稅、農業用の機械器具の輸入稅を免稅とし、又、國內工業原料品たる農産物（小麥、洋麻、棉花、草煙草、甜菜等）に就て出來得る限りの保護を加へ更に、栽植用又は接木用植物の根莖、枝等の輸入稅を無稅としてゐる。畜産部門にあつては畜産資源の増大を圖るため、牛、馬、驢、騾、山羊、綿羊、蜜蜂等の輸入稅を無稅とし、更に綿羊獎勵のため綿羊毛の輸入稅を八割より十一割に引上げてゐる。

茲に、我々は産業開發五ヶ年計畫促進化のため採られた努力の跡を認め得るのである。

次に、日滿一體化の見地より、今回の改正を見るに、人絹の九割弱、絹織物及び、絹と他纖維との交織物は四割強の引下を行ひ、更に、一般大衆の生活必需品並に原料品の輸入に對しては、無稅或は輕減を斷行してゐる。これは舊政權時代の排日的高率關稅の殘滓を消滅せしめたもので、今後の日滿貿易の發展に大なる貢獻をなすであらう。

以上は輸入稅だが輸出稅に就ては、政府は收入主義に基き收入に著しい變化を來たさないよう、これを存置してゐる。現在の滿洲國にとつては、輸出稅の如きは全廢することが勿論望ましいのであるが、同國財政状態の現勢よりすれば、これは止むを得ないことであらう。たゞ、輸出獎勵の見地から稅收入の減少を顧念せず、輸出増進を圖つてゐる點に於て、我々は、その努力の跡を見ることが出来る。即ち、滿洲國特産品たる大豆粕、高粱、玉蜀黍の輸出稅は無稅とし、大豆油の七分低下、大麻子の一割強の引下を行つてゐるが、此等は滿洲特産界のために大きな貢獻をなすであらう。特に大豆粕輸出稅の廢止は日本農村への安價なる肥料供給を促進するものとして特筆に價する。

#### (C) 新關稅法による稅收入豫想

では、今回の關稅改正は關稅收入に如何なる影響を與へるであらうか。政府の方針は、同國財政收入の四割を占める關稅收入を確保するため、有稅品の稅額を康德二年、三年度平均關稅額より減少せしめぬやう關稅改正を行つたのだが、然し、輸入稅に於ては日滿兩國の貿易、並に社會文化向上に對する特殊的考慮、更に産業開發五ヶ年計畫との關聯に於て出來得る限りの稅率引下乃至免稅を行ひつつ、なほ總額は兩年の平均より多く、輸出稅に於ては、その品目が二百七十五品目より二十品目に整理された結果、兩年平均よりは若干の減收となつたのである。

(一) 新關稅法による稅收豫想(單位千圓)

輸出入稅合計	康德二年		康德三年		豫定稅額		對二年比較		對三年比較	
	輸出稅	輸入稅	輸出稅	輸入稅	輸出稅	輸入稅	△	△	△	△
輸出稅	二、八三三	一、八二〇	三、六八五	一、〇四九	三、〇三六	一、〇三六	△一、三三三	△三、一九六	△一、七〇三	△一、七〇三
輸入稅	一、八二〇	一、八二〇	一、八二〇	一、八二〇	一、八二〇	一、八二〇	△	△	△	△
第一類 藥品	四、三六三	四、三六三	四、三六三	四、三六三	四、三六三	四、三六三	△	△	△	△
第二類 色素類	(一〇%七)	(一〇%七)	(一〇%七)	(一〇%七)	(一〇%七)	(一〇%七)	△	△	△	△
第三類 食品	三、五五七	三、五五七	三、五五七	三、五五七	三、五五七	三、五五七	△	△	△	△
第四類 動植物產品	(三三%六)	(三三%六)	(三三%六)	(三三%六)	(三三%六)	(三三%六)	△	△	△	△
第五類 油脂	一、九八八	一、九八八	一、九八八	一、九八八	一、九八八	一、九八八	△	△	△	△
第六類 織維	(三三%一)	(三三%一)	(三三%一)	(三三%一)	(三三%一)	(三三%一)	△	△	△	△
第七類 布帛	三、七四四	三、七四四	三、七四四	三、七四四	三、七四四	三、七四四	△	△	△	△
第八類 紙	(一四%六)	(一四%六)	(一四%六)	(一四%六)	(一四%六)	(一四%六)	△	△	△	△
第九類 礦物	五、八九九	五、八九九	五、八九九	五、八九九	五、八九九	五、八九九	△	△	△	△

即ち第一表の示す如く輸出稅に於ては、豫想收入額一千四十八萬九千圓で、康德二、三年に較べ、夫々百三十四萬二千圓(二二%八)三百十九萬六千圓(三〇%五)の減收であり、また、輸入稅にあつては、豫想收入、七千六百十七萬五千圓で康德二年より四百三十六萬八千圓(六%一)の増收、康德三年度より百七十萬三千圓(二%三)の減收、その平均より三百萬圓の増收である。そして輸出入稅合計の豫想總額は八千六百六十六萬四千圓で、康德二年度より三百二萬六

第十類 金屬及同製品	第十一類 機械	第十二類 其他
六、九四三 (一七%五)	四、四九八 (一〇%六)	五、八〇六 (一四%八)
二、五三七 (一五%二)	二、九三三 (一四%四)	二、九三三 (一五%五)
三、六〇四 (三三%一)	四、四九九 (三三%一)	四、三三一 (三二%八)
二、五三七 (一五%二)	二、九三三 (一四%四)	二、九三三 (一五%五)
二、五三七 (一五%二)	二、九三三 (一四%四)	二、九三三 (一五%五)
二、五三七 (一五%二)	二、九三三 (一四%四)	二、九三三 (一五%五)

千圓(三%六)の増收、康德三年度より四百八十九萬九千圓(五%七)の減收であつて、兩年の平均にほ

二、滿洲國財政方針の一大轉換

(A) 積極主義に編成された新豫算

本年度滿洲國總豫算並に特別會計豫算は昨十二年十二月廿七日公布されたが、本年度豫算こそ滿洲國財政史上に一新紀元を劃すべきものと云ふべきである。何故ならば、それは行政機構改革並に治外法權撤廢後に於ける最初の豫算であり更に又、建國以來堅持し來つた基本方針たる健全財政主義を一擲し、既述の如く、日本經濟の戰時編成の線に沿つて、戰時財政確立を目指し、合理的積極主義の旗の下に編成されるに至つたからである。政府は此の意圖を、その豫算編成方針に於て次の如く述べてゐる。

『支那事變により著しく緊迫せる非常時局に即應して總ての國內機構を企畫動員して國防施設の急速なる整備

充實を圖り、國內生産力の飛躍的發展を期し、併せて國際收支の適合に對し日滿協力の實を擧げると共に、更に治外法權撤廢後の措置をして遺憾なからしめんとする趣旨に基き、康徳五年度豫算は合理的積極主義によりこれを編成せり……』

而して政府は此の積極主義を説明して次の如く云つてゐる。

(イ)：一般會計歳入に關し、

(一)財政收入の確保 (二)負擔の均衡是正 (三)日滿貿易の圓滑化

(ロ)：一般會計歳出に關し、

(一)一般政費の能ふ限りの節減 (二)歳入自然増及既定經費の節減による財源は産業開發、國防の充實、治外法權撤廢に伴ふ新事態並に民生振興、人心安定等の經費に充當する。

(ハ)：特別會計に關し、

(一)産業五ヶ年計畫の遂行に必要な資金は積極的に調達する。即ち起債に俟つ。

然らば、健全財政主義から合理的積極主義へ轉換した政府の財政方針は、その豫算面に如何に具現されたか。我々は之を知るため、一步を進めよう。

(B) 一般會計歳入に具現された成果

先づ一般財政收入が如何に確保されたかを見よう。第二表の示す如く、その總額は三億四百五十五萬五千圓にして、昨年度に較べ五千六百四十五萬七千圓(二二%八)の増加である。更に、これを詳細

(二)一般會計歳入科目別豫算額(單位千圓)

經常部	康徳四年度	康徳五年度	増(+)減(-)	比較%
租稅	一五三、〇三九	一七三、九七七	(+)一九、九三八	一三%一
關稅	八九、六五八	九六、四四八	(+)六、七九〇	七%六
内國稅	六三、三七一	七六、五〇九	(+)一三、一三六	二〇%九
印紙收入	九、〇九七	九、八八八	(+)七九一	八%七
專賣利益金	四、三六七	五三、三五五	(+)四九、一八八	一一三〇%九
官產收入其他	五、一三六	五、一六五	(+)二九	〇%六
臨時部	三二、六三一	二四〇、三三三	(+)二〇七、七二二	六三九%九
普通	五、〇四七	四、七〇二	(-)三四五	七%五
由特別會計	六、〇〇三	六、五八八	(+)五八五	九%七
國債金	一五、〇〇〇	四、〇〇〇	(-)一一、〇〇〇	七三%三
剩餘金	一〇、四一五	一三、〇〇〇	(+)二、五八五	二四%九
計	二四八、〇九六	三〇四、五五五	(+)五六、四五七	二二%八

に檢討すれば、其の中二億四千三十三萬五千圓(七八%九)が經常部歳入により賄はれ、而も租稅收入一億七千二百九十五萬七千圓は總額の五六%八に當つてゐる。これに印紙稅收入並に專賣利益金の合計額六千二百二十一萬三千圓を加へれば、歳入總額の七七%二を占めることになる。

に努めた跡を見ることが出来る。

次に、負擔の均衡是正が如何に具現されたかを見よう。これは内國税に就て、直接に云はれることであり、昨年十二月六日付政府公報を以て公布、本年一月一日を期して一齊に實施された勤勞所得稅、自由職業稅、家屋稅（省地方費として移管さる）の三稅の創設を指してゐる。尤もその收入豫定額を見ると、勤勞所得稅收入百四十四萬圓、自由職業稅二十萬圓、合計百六十四萬圓で、内國稅總額の僅かに二%一を占めるに過ぎない。然るに、この一方内國稅に於ては、前年度に較べ、實に一千三百十三萬八千圓の増収が豫想されて居りその中心は勿論消費稅なのであるから、これに比べれば三稅の創設が負擔の均衡を是正した點は極く輕微で、従つて右三稅の創設は租稅體形の整備と云ふ形式的な點に於てのみ、一應、その意義を認めることが出来よう。

(c) 一般會計歳出に具現された成果

翻つて、政府の財政方針が一般會計歳出豫算に如何に具現されたかを見よう。先づ、これを所管別に見ると、第三表の示す如く、昨年七月の行政機構の改革に供ふ所管事務の變更によつて、帝室費以外は昨年との比較が困難であるが、治安部、總務廳の經費は最も大きく、夫々總歳出の三六%七、三三%九を占め、兩者合計にて、總歳出額の七〇%六を占めてゐる。

(三) 一般會計歳出所管別豫算(單位千圓)	
康徳四年度	康徳五年度
帝室費 二,一〇〇	帝室費 二,一〇〇
總務廳 三六,八五五	總務廳 一〇三,一七六
民政部 六三,六五五	治安部 一一,九〇五
外交部 一,六二六	民政部 一四,九四二
軍政部 八〇,一七〇	司法部 二,五四〇
財政部 二七,六九三	産業部 三,〇四三
實業部 八,五〇八	經濟部 二七,〇五二
交通部 五,一四六	交通部 三,七九六
司法部 九,九九六	
文部部 五,六九七	
蒙政部 四,三三七	
計 二四八,〇九八	計 三〇四,五五五

註 本表は經常部臨時部合計を示す。

治安部經費の大きいのは、治外法權撤廢に伴ふ新事態に萬全を期するための警務關係支出が増加したためである。又、總務廳經費の大きいのは舊文政部、蒙政部、外交部、其他を併合した結果であるが、滿洲國の中央集權確立を表象するものとして注目し價する。更に、歳出豫算中、新規計上によるものを見るに、總額約一億五千萬圓で、前年に較べ、五千五百萬圓の純増である。これに經費の節減による消極的増加額約千二百萬圓を加へると、合計六千七百萬圓の増加である。今、

新規計上の内譯を見ると、産業開發關係經費一千三百八十四萬五千圓、國防關係經費二千五百五十三萬六千圓、治安に關する經費一千四百二十八萬九千圓、福利施設に關する經費二千五百五十三萬圓、治外法權撤廢及び附屬地行政權接收に關する經費三千六百萬五千圓、國債並に徵稅に關する經費百八十萬三千圓、地方團體のための經費七百四十二萬圓、其他二千七百二十萬一千圓である。これが本年度豫算膨脹の原因をなしてゐるのであるが、茲に、我々は一般會計歳出豫算に對する政府の方針を見



ることが出来る。尙ほ、本年度歳出豫算の用途別の詳細を見れば、第四表の如くである。

(四) 康徳五年度一般會計歳出の用途別

用途別	金額
帝室費	二、一〇〇
中央政費	九、六三七
地方政費	一五、七二〇
外務局在外費	一、〇二六
使領館費	一、〇二六
賜金其他	三、三三七
諸給與金	三、三三七
國防費	四、三二二
治安費	二、七九〇
教育費	八、五〇八
産業費	四、〇二五
健康衛生費	一、〇七六
法務費	七、四九五
觀象臺及觀所費	六八二
象稅徵收費	二、一〇〇
國庫準備金	九、〇〇〇
特別會計	二、一〇一
監獄入	二、一〇一
其他	二、一〇一
總計	一四〇、八八六

最後に本年度特別會計豫算に就て見よう。第五表の示す如く、その歳入總額は十一億二千八百九十三萬七千圓、歳出十億八千八百五十七萬三千圓で、前年度に較べて、前者五億八千五百九十七萬八千圓(一〇七%九)、後者五億八千二百四十八萬七千圓(一一五%一)の激増である。こゝに我々は本年度滿洲國豫算が従來の健全財政主義を一擲し、産業五ヶ年計畫促進化のため、積極主義に轉換を餘儀なくせしめられたと云ふ本年度豫算に於ける第一特徴を見るこゝが出来来る。

この様に、特別會計豫算が飛躍的膨脹をなした原因は新たに理水事業特別會計、科學試驗事業特別會計及び地方財政調整資金特別會計の新たな設置並に國債金、軍械廠、

(五) 特別會計歳入歳出比較(單位千圓)

項目	康徳四年度		康徳五年度	
	歳入	歳出	歳出	歳入
國債金	110,735	110,735	366,916	366,916
國債整理基金	120,828	120,628	96,940	96,940
需品	7,272	7,155	42,700	42,700
國都建設局	5,231	5,231	2,044	1,407
水力電氣建設費	3,151	3,148	2,166	2,166
被服廠	4,622	4,757	17,244	17,044
軍械廠	3,300	3,300	2,147	2,147
賽馬	2,6	1,310	7,403	7,480
國有財産整理金	5,010	4,149	12,329	12,329
投資	91,448	91,448	7,579	7,579
專賣作業	113,248	78,889	25,964	24,443
鐵路國債	48,709	48,709	16,382	16,382
國有林事業	14,112	14,112	4,478	5,888
金礦精鍊事業	1,500	1,500	4,352	2,302
郵政	5,898	5,863	326,215	326,215
監獄	5,414	5,114	5,783	5,122
合計	542,959	506,086	1,128,987	1,088,578

水力電機建設事業、專賣事業等の特別會計の急増による事は勿論である。が、より根本的な原因は産業五ヶ年計畫促進のため、投資特別會計が本格的活動を開始したことにある。而して、此の投資特別會計の事業資金中三億五百萬圓が國債金特別會計より繰入金によつて賄はれる。尙ほ、本年度起債豫定額は合計三億七千三百萬圓で、その中、二億圓程度は日本に於て起債し、殘額一億七千萬圓は内國債による豫定になつてゐる。

三、産業五ヶ年計畫の修正

(A) 五ヶ年計畫第一年度の實績

去る二月一日、滿洲國政府首腦部は關東軍司令部に於て、滿洲國產業五ヶ年計畫實施第一年度たる康徳四年度の實績につき、關東軍と慎重協議の結果、今後、同計畫の急速な發展を促すため昨年度の實績を基礎とし、同計畫に相當の修正を加へることになつた。

今、同計畫第一年度たる昨年度の實績を鑛工部門、農畜産部門に就て見れば、大要左の如くである。

『(一)鑛工業部門 鐵の昭和製鋼並びに本溪湖煤鐵は已に其の基礎的施設並びに經驗を有してゐるので極めて成功的に増産計畫が實行され、昭和製鋼の如きは第三、第四次増産計畫の豫定年限を短縮して昭和十五年度までに達成し得る自信を得た。又、滿炭の増産計畫は主として開發と生産設備の擴充に目標を置いてゐるので、初年度目標四百萬噸に對し、三百萬噸と稍や表面上の成績は擧らなかつた。自動車並に飛行機工業は専ら基礎工事に終始したが、曹達工業の如きは一二〇%の増産に成功した。金は初年度目標一千四百萬圓に對し一千二百萬圓程度の實績であつた。』

(二)農畜産部門 各種農産物の増殖計畫、耕地擴張等全般的には順調に遂行されたが、他方に於いて地方實業廳、農事合作社等の諸機關と農民との精神的接觸の點に於いて、なほ不満足の點があつた。』(二月四日中外)

(B) 修正の 大 要

以上の如き昨年度の實績を基礎として、今回行はれた修正の大要を記せば次の如くである。

『(一)鐵、石炭、液體燃料、電氣、諸金屬等の基礎原料、自動車、飛行機其他の機械類等を何れも可能の範圍

に於て増産の量を増すこと。

(二)金の増産量を増し、當初の五ヶ年計畫では積極的増産の圏外に置かれてゐた大豆の増産を計ること。』

右の中、(一)が支那事變の長期戦並に逼迫せる國際狀態に備へる最高度の戰時武裝を目指して強要され、(二)が最近に於ける日滿兩國の財政狀況よりして、國際收支の積極的なる適合を計らんとするものであることは明瞭だ。

此の産業五ヶ年修正計畫中、鑛工部門に於ける増産促進化のためには滿洲重工業開發會社を中心にその一元的經營が斷行されるに至るだらう。だから、此の部門に關する限り、殘された問題は滿洲重工業開發會社が如何にして、その資源開發の促進化を圓滑ならしめるかと云ふことである。

故に、我々は此の問題に對しては、今後深甚の注意を拂ひつゝ、その成果を期待することとし、以下、今回の修正に於ける最も重要な部分を構成する大豆の増産計畫に就て、若干の検討を加へることにしよう。

(C) 大豆生産政策の轉換

農産物増産計畫の概貌 今回の五ヶ年計畫修正に當つて國際收支の積極的適合を目指して新しい役割を背負つて大きく浮び上つた大豆の生産政策の轉換に就て検討を加へるためには、先づ滿洲農業政策

(六) 滿洲國農作物増産計畫の概要

作物	康徳三年度 四年計畫 計畫増産		康徳四年度 Aに對するBの増産歩合(%)		康徳三年度 計畫第一年度 一年度擴張 (四年度作付面積 豫定面積)
	生産量	生産量(A)歩合(%)	生産量(B)	増産歩合(%)	
水稻	二九,一七六	二四一,三三六	一〇・一	× 五三,七〇九	一七,九五二
小麦	八五,〇〇〇	一,〇九三,八〇〇	三〇・一	× 一,〇九三,八〇〇	一,〇九三,八〇〇
大麦	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	—	—	一六,〇〇〇
燕麦	三三,〇〇〇	四〇,六〇〇	一一・一	四六,五三〇	四六,五三〇
ルースン	一,八〇〇	三,〇六〇	六九・〇	一,九〇〇	一,九〇〇
洋麻	七〇〇	二,〇〇〇	一八〇・〇	五九九	七〇〇
亞麻	一,六九〇	二,八八〇	六四・五	二,〇一六	二,〇一六
苧麻	三〇,〇〇〇	三二,一一一	三三・三	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇
棉花	一五,〇八三	一七,三〇一	一四・七	一六,三七五	一六,三七五
黄色葉烟草	二,三九七	二,二七〇	二四・〇	二,四三六	二,四三六
甜菜	五二,〇〇〇	一三四,〇〇〇	一六二・七	一七,七〇〇	一七,七〇〇
大豆	四,一〇〇,〇〇〇	四,一三〇,〇〇〇	〇・八	× 四,一七三,〇七六	四,一七三,〇七六
高粱	四,一九〇,〇〇〇	四,二七〇,〇〇〇	一九・九	× 四,〇九八,二〇八	四,〇九八,二〇八
玉蜀黍	二,一〇〇,〇〇〇	二,〇九〇,〇〇〇	〇・九	× 二,一三六,八二五	二,一三六,八二五
粟	三,〇八〇,〇〇〇	三,一〇〇,〇〇〇	一・九	× 三,一八四,九九九	三,一八四,九九九

註II(B)は本年度收穫豫想にして×印は第三回豫想、其他は第二回豫想

の中心をなしてゐる産業五ヶ年計畫の一部を構成する農作物増産計畫の概要に就て述べる必要がある  
今、同計畫に於て増産を計畫されてゐる農作物の品種に就て見ると次の如くである。

- (一) 戦時に於ける現地調辨の見地よりする改良又は増産のため、米、小麦、大麦、燕麦、ルースン、洋麻、亞麻、苧麻、棉花の九種目。
  - (二) 農産物自給自足化の見地より改良又は増産を圖るものとして、黄色葉烟草、甜菜の二種目。
  - (三) 國民生活安定の見地より改良又は増産を圖るものとして、高粱、大豆、粟、玉蜀黍の四種目。
- そして、此等十五種類に互る農作物は計畫第一年度たる昨年度に於ては第六表に示す如きテンポで増産を計畫されてゐたのである。

同表によつても明瞭に看取される如く、増産テンポの最も大きく計畫されたものが前記(一)に屬する洋麻、ルースン、亞麻、小麦等の戦時に於て現地調辨を必要とする農作物、並に(二)に屬する甜菜黄色葉烟草の如き自給自足化に必要な農作物であり、滿洲在來の特産農作物は全く積極的増産計畫圈外に置かれてゐたのである。即ち、大豆、高粱は第一年度に於て僅かに、各々〇%八、一%九の増産しか計畫されて居らず、玉蜀黍に至つては、それが五ヶ年後に於ては増産が見込まれてゐるとは云へ、反つて〇%九の減産にさへなつてゐるのである。而して、斯くの如き増産計畫實現のため、滿洲在來の農作物の作付面積を積極的増産を計らんとする農作物の作付面積に轉換することによつて齊らさうとしてゐることは、同表の作付面積に就て見れば明瞭である。即ち、大豆に於ては四萬陌、高粱、玉蜀黍、粟に於ては各々一萬陌の作付面積が減少され、此等は北滿の小麥、南滿の棉花、東滿の水稻に

轉換される豫定となつてゐた。而も、その面積の減少を強要された特産物に於ても、結局、増産が計畫されてゐる。斯くて、此の増産計畫は大膽にも、種子改良の名の下に、集約的農法の強制によつて輝かしい成果を収めんと試みてゐるのである。

斯くの如き計畫が強要せられたことは、日本戦時資源の貧困性の補充、並に所謂新京イデオロギーの下に計畫された滿洲自給自足經濟の確立を目指す以上、その成否は別として止むを得ないことであつたと云へよう。

昨年度の收穫豫想と計畫生産量——だが、この計畫生産量は如何に實現されたか、同表の示す如く、昨年度の豫想收穫高が計畫生産量を超過したものは、前記(一)に屬するものゝ中では、米、燕麥、棉花の四種目、(二)に屬するものゝ中では甜菜で、政府が増産を目指した十一種目中、僅かに五種目が良好な成績を示したに過ぎなかつた。勿論昨年は天候不順で風水害による損害が甚大なものであつたら、此の成績を以て一概に不良だとは斷言されない。然し乍ら、天候に支配されることの決定的に大きい農作物にあつては今後とも、その計畫遂行には多大の努力を要する。

轉換政策は効果ありや——右の如く、最初の農作物増産計畫に於て、全く重要視されてゐなかつた大豆が、今回の修正によつて再認識されるに至つたことは、それが輸出品の大宗であるだけに當然のことである。

とである。何故ならば、滿洲に於ける資金の現地調辨主義の確立のためには、輸出促進による國際收支の積極的適合を圖ることが急務だからである。

而らば、今後、大豆の増産によつて、その輸出類が必然に増加するかと云ふに、我々は之を無條件に肯定することは出来ない。と云ふのは、國際商品としての大豆には埃及の棉實、印度の落花生、南阿の棕櫚等の競争品が存在し、更に世界景氣が逆轉期に入り、國際情勢はブロック經濟の強化を益々増大せしめんとしてゐるからである。だから、大豆の増産が必ず輸出額の増大を來すと考へることは危険であり、それは曾ての大豆恐慌を齎らすかも知れない。が政府が此の點に留意し乍ら、昨年末締結された滿獨クレヂット(前輯二一六頁参照)の如き方法によつて、之を利用するならば確かに効果はあることと思はれる。

農民に與へる影響——が、大豆の増産計畫への轉換が最も我々の注意を惹くところのものは、それが滿洲農民に與へる影響である。

滿洲に於ける土地所有階級の複雑さは到底日本内地の比ではなく、特に、南滿には零細農民が廣範圍に互つて存在する。そして、彼等は大豆を商品として生産するのではなくして、自家用の食物乃至燃料として生産するのである。だから若し、最初の農産物増産計畫が強行されたとしたならば、それ

は必然に此等零細農民の生活をも脅威せずには置かなかつたに違ひない。

この事は單に大豆ばかりでなく高粱、其他に就ても云へることである。元來、滿洲農業は、その略奪農法と新開墾地開拓の困難さによつて、年々陌當り收穫高は減少を示してゐた。故に、其處に何等の準備なくして集約的農法を適用すること自身に無理が存在する。滿洲農業の集約化のためには、農村金融、配給關係等、それ相當の準備と農民知識の向上との整備が先決條件である。又、作物轉換の條件としては農民各階級の利害關係を考慮に入れることが肝要である。斯くて、問題は増産五ヶ年計畫それ自身に向つて深く探究さるべきものである。が、それは兎も角、今回の大豆生産政策の轉換が王道樂土を説く滿洲にあつては、民心安定のため、良き結果を齎らすであらうことは間違ひない。

## 第八節 長期抗戦を圍む世界政治

—動きつゝある軍擴競争と反ソ的世界體制—

日支の戦争は全く長期の抗戦に移行するに至つたが、國民の頭腦も興奮状態から再び落付を取戻し日本の戦時經濟自體の諸問題を、そのあるがまゝの姿に於て考へ様と努力するに至つてをるし、且又その眼界も支那自體に於ける諸政治動向のみを對象とせず、寧ろそれ以上に、支那にまた今次の戦争の性質そのものに直接利害關係を持つてをる諸列國の政治外交的動向を對象とする様になつて來てをる。

無論そうした國民の態度は客觀狀勢の要請に基くものであるが、併し日本が現在直面しつゝある所謂長期抗戦なるもの將來への動靜を考へるに當つては、日本自身の政治經濟的諸關係のみならず、國際政治の諸動向が、今後支那及び日本に如何に作用するかと重要な問題となつて來るからである。日本政府が數多き國民使節を世界各國に特派し、所謂『聖戦』の意味をそれら國民に納得させ、戦局の

より有利な展開に資せんと努力し、更にまた今議會に於ても廣田外相が、今後も國民使節の派遣を續けるといふ意圖を表明してをるところを見ても、確かに我々は未だ嘗つて經驗せざる程の緊張と敏感とを持つて世界政治の諸動向を凝視せねばならなくなつてをるので。

斯うした情勢の渦中にあつて、去る二月の初旬から連續的に發生した一連の外的事象——即ち英米佛の協同による建艦通告問題、獨逸國防軍の肅正問題、新獨逸協定の成立問題、獨逸による事實上の滿洲國承認問題、イーデン英外相の辭職問題等——が我々に非常に高度の關心を要請したことは餘りにも當然な次第であつた。言ふまでもなくそれらの諸問題は（後にその性質を檢討するが）全て日支の長期戦の今後の展開に多大の影響を與へずには措かない性質のもだからである。

### 一、果てしなき軍擴への刺戟

#### (A) 英米佛建艦通告の後に來るもの

先づ去る二月五日英米佛に要請された建艦通告問題を見るに、それは『日本政府が一九三六年のロンドン條約に規定する主力艦トン數制限即ち三萬五千トン以上の主力艦を建造せず乃至は將來建造の意圖なき旨の保障を來る二月二十日迄に通達されんことを要請する……若し右期日までに保障の回答

に接しない場合は……ロンドン海軍條約のエスカレーター條項を發動する方針である……』と通告して來た問題であるが、既に條約上如何なる國際的軍縮協定にも拘束されてゐない日本に、一九三七年一月一日以來無効となつてしまつたロンドン條約を振り廻はして來る等は、云ふまでもなく干涉、威嚇挑戰的行動であつて、折も折英米を無爲に脅威せんとすることを極力避けんと努力しつゝあつた我國の朝野にとつては確かに強い刺戟であつた。無論我が國が英米佛の通告に満足な回答を與へる筈はなかつたし、英米佛もそれ以上の干涉をなさうとせず、問題は一應沈靜に歸してをるが、日本が三萬噸級以上の建艦を進めてをると疑ひつゝも深く信ずる様になつてをる英米がこのまゝ引下るとは考へられない。日支戦争に對する反日的空氣も手傳つて今後一段とあらゆる機會を利用して日本を牽制する行動に出るであらうといふことは充分考へられる。無論牽制の形式は數多くあるし、また英米も利害一致してをる譯でなく、兩國とも東洋問題にばかり關係してをられない事情もあるのだから、牽制の問題をそう神經質的に考へる必要はないかとも考へられるが、兎に角この問題を中心として動きはじめた英米の協同作用の今後の成り行は深甚の注意に値しやう。

それと同時に、またそれにも劣らず問題視されねば方向は、絶望的とも云はれる國際的軍擴競争が展開するのではないかといふ點である。日本が三萬トン級以上の建艦を進めてをるといふ不安は當然

英米を驅つて巨大なる軍擴に進ませずには措かず、現にそうした傾向は明瞭に現はれつゝあるが、それは恐らくエスカレータ條項不採用主義を有名無實化するに至る危険性を持つものであるり、そんなればも早や奔流的な軍擴競争を制限する紐帶は何一つ存在し得なくなるからである。そして若しそうした事態が具體的に進行するならば、必ずや各國民經濟に種々の不合理な摩擦と暗黒な側面を濃厚に刻みつけずには措かないし、殊に財政の窮乏と國民の生活水準の悪化と通貨信用の基礎の脆弱化に前途に多くの問題を持つ獨逸や伊太利やそれに類する國の受ける苦痛は決して簡單なものに考へられなないのである。

既に二、三年前から軍擴へ！ 軍擴へ！ の動きは多くの國民經濟に種々の摩擦と犠牲を培ひつゝも、絶えず進捗してをるのである。國際聯盟の『一九三七年度軍事年鑑』によれば、『世界六十四ヶ國の軍事費統計は一九三二年軍縮會議當初の四十三億弗（金弗、以下同じ）から爾後毎年累増して一九三六年度には五十八億弗に上り、更に一九三七年には七十一億弗に急増し、一九一三年の殆ど三倍に達した。その内歐洲は四十五億弗、即ち全體の六割三分四厘を占めて居り、一九三二年當時三割に過ぎなかつたのに對比して異常な膨脹振りである。尙ほ右六十四ヶ國の一九三七年度の軍事費總計七十一億弗の内、英米獨佛伊日蘇の主要七ヶ國だけで五十四億弗、即ち七割六分一厘を占め、而も一九三

二年度に比して八割を著増して居る。之に比べて他の五十七ヶ國合計は同期間中に三割八厘を増したに過ぎなす。』(Manchester Guardian Dec. 15th. 1937)と云ふ實情なのである。

(B) 米・英・伊の軍擴規模

今年に入つてからも國際政治經濟の分野には軍擴競争擴大化への動向はその強烈さを新たにしている。何よりもその口火を切つたのはローズヴェルト米國大統領が例年々初に行ふ豫算教書の説明に於て軍擴の必要を強調したことだからであるが、それは次の如き示唆深き言葉によつて語られてをる。

『……余は今日軍備が全く前例のない驚くべき率で増加しつゝあることを諸君に報告するのを最も遺憾とするものである。現在交戦中の國々を含めて今日大多數國家の大部分の國民が平和に暮さんことを望んでをる事實にも拘らず、世界人口の少くとも四分の一が殘酷な破壞的紛争に捲き込まれてゐることは誠に不吉な事實といはねばならぬ。現に極東に於ても歐洲に於ても戦争が起つてをり、無数の無辜の民は空襲のため家を追はれ緊迫した空氣は全世界に漲つてゐる。各國が軍備を増大しつゝある現狀に照し、アメリカ現在の國防が國家の安全を保持するに不充分であり、従つて又かゝる理由に基き軍備の増強を必要とすることを議會に報告することはアメリカ陸海軍の總帥として余の憲法上の義務である』

斯くして發表された國防費は表示の如き増加を示すに至つたが、歳出總計が一九三七年度以來累年減少しつゝあるにも拘はらず、國防費だけは反對に累年著しく増加してをり、國防費の負擔増加が目立つに至つてをるのだ。軍擴計畫の中でも海軍のそれが最も國際的な反響を呼んだのである。が、

(一)米國の國防費維持(百萬弗)

國防費	歳出總計
一九三四年實績	五〇〇
一九三五年	六、七四五
一九三六年	六、八〇二
一九三七年	八、四七七
一九三八年豫算	八、八八九
一九三九年	九、五七
豫算	七、四〇九
決算	六、八六九

備考 一月五日の豫算教書による。

八噸)補助艦廿二隻、海軍機一千臺を建造するといふのである。

英國がこの米國の大量建艦に均衡を得るべく更に驚くべき建艦を計畫するに至つたことは當然であるが、伊太利も佛蘭西もそれ〴〵競争的な建艦計畫を發表するに至り、文字通り重苦しい空氣が世界を襲つてしまつた。去る三月二日英國政府が白書を以て發表した再軍備五ヶ年計畫に伴ふ國防豫算案を見ると、一九三八—九年度豫算は三億四千三百萬磅(邦貨概算五十八億三千百萬圓)で前年度の二億七千八百萬磅に比し六千五百萬磅の激増となつてをる。そして昨年から實行に着手された再軍備五ヶ年計畫も結局最初に豫想された十五億磅を超過するであらうとして世界の關心を集めてをるといふ状態なのである。約六十隻、十三萬噸といふ各種艦艇が本年四月から來年三月の間に就役する上に、本年中に起工される艦艇は主力艦二隻、航空母艦一隻、甲級巡洋艦四隻、乙級巡洋艦三隻、潜水艦三隻

水雷敷設艦三隻、河用砲艦二隻、工作艦三隻その他小艇數隻が今年中に起工されるといふのだから驚くばかりである。無論陸軍、空軍に於ても相當大規模な裝備の改善と規模の擴張を進めてゐるのである。

(二)英國陸海空軍費推移(千磅)

一九三〇年度決算	一〇九、九七八
一九三一年度	一〇七、三二九
一九三二年度	一〇三、二〇〇
一九三三年度	一〇七、六一三
一九三四年度	一一三、八九〇
一九三五年度	一三六、九四九
一九三六年度	一八六、〇七二
一九三七年度	一九八、二六八
一九三八年度	二七八、〇〇〇
豫算	三四三、〇〇〇
會計年度は三月から翌年の四月迄	

つて、累年の軍事費の推移は第二表の如く急激な膨脹となつてをるのだ。伊太利の國防費もまた第三表の如き増勢を示してをる。エチオピア關係費を算入すれば更に多額となるが、「外人國の五十萬リラ以上の不動産買入、伊太利の會社、箇人に對する貸付、各種伊太利證券の買入等に付、取引税一部免除の外、相續税免除、利潤の海外送金許容、戦時と雖も無償沒收、自由處分の禁止をなさざる」といふ様な外資輸入令すら發布する一方、國內では嚴重

な統制を通じて國民に最大の犠牲を要求し、一割といふ資本課税を株式會社に課してまで軍擴を續けねばならないといふ姿は全く大きな悲劇といはざるを得ない。英米の如き資力の豊かな國では現在の如き尨大な軍擴によつても、その國民經濟が致命傷を負はされるといふことは考へられない。寧ろ景氣逆轉期への對策として軍擴は多くの支持すら得てをるが、獨乙、伊太利、佛蘭西等が英米と均衡を得るべく軍擴を強行せねばならないといふことは、その經濟的結果は簡單であり得ない。無論日本も



(三)伊太利國防費單位(百萬リラ)

	陸軍	海軍	空軍	總歲出
一九三七年	三、二九一	五、五五	九七〇	二〇、二五二
一九三八年	二、四九一	七、九三	一、二五〇	二三、七七一
一九三九年	二、五九一	九、三三	一、二六五	二五、〇三五

×印は決算他は豫算。エチオピア關係特別會計を含まず。

斯うした世界軍擴の體制に自己を適應し行かねばならないことは必至であるが、それは長期戦敢行のため財政經濟動員にいそぎつゝある状態に更に負擔を加へるのであつて決して樂な道ではないのである。

二、構成されつゝある反ソ的諸姿態

(A) 反共に包含された植民地要求IIヒトラー計畫

國防軍のナチ化から新獨逸協定の締結及び滿洲國の承認へといふヒトラー獨逸の新たな歩みも、英國に於けるイーデン外交の退場と共に、從來どちらかといへば混沌としてその行方を詮索してゐたかの如き世界政治の動向を一應方向付けたかに考へられるといふ意味に於て、その今後の動靜は全く注目に値する。我々は前輯の『危機に立つ歐洲政局の焦點』に於て『兎に角獨逸の援助の下にフランコ軍の進出と、獨逸による中歐特に獨逸、チエツコスロバキヤへの働きかけこそ今年の歐羅巴政局に課せられた運命である。』と言ひ、また全體的な結論として『今年の世界對立は世界的規模に於ける容共反共の對立へか、持つ持たざるの對立へかの岐路に立つものと考へられる』と述べて置いた。新

獨逸協定は云ふまでもなく獨逸による獨逸への働きかけの大なる成功を意味するし、イーデン外交の退場は容共・反共、持つ・持たざるの二大對立の中、後者の對立を今後著しく緩和するかに考へられるのであつて、斯くして既に現はれた二つの傾向が如何に進展するかは確かに今年の世界對立の性質と深度とを決定する重要な要因となるかに考へられるのである。世界對立の重要な一環として容共・反共、持つ・持たざるの對立をその内容として争はれてをる日支の衝突に、前述した如き新たな動向が大きな影響を及ぼさない譯はないのである。

それにしてもヒットラー總統が去る二月二十日の國會で行つた演說の内容は先づ何よりも注目に値する。其處にはナチスが今後如何に世界政治に對處するか態度が餘すところなく述べられてをる。云ふまでもなくそれらは世界政治の方向に多大な作用を及ぼさずには措かないと思はれるが、何よりも重大なことは一九三六年九月のニユレンベルグの第八回ナチ黨大會に於てはじめて全面に押し出された反ソ的態度が此處でも執拗に繰り返されてをるといふ點である。それが防共協定の相手國日本と伊太利への絶大なる好意となつて現はれたことは當然である。

滿洲國の承認と云ひ、日支事變に於ける日本の勝利への熱望と云ひ、いづれも長期抗戦を戦ひ抜くべく懸命に努力してをる日本にとつては確かに感謝すべき救ひの手であつたらう。

『支那事變に際しても防共の見地から見ても余は他國政治家の如く日本反對の態度に與みすことは出來ない。日本の敗北が歐米の利益を齎すことは斷じてあるまい。獨逸政府は日本政府との間に防共協定を締結してゐるが、これに反し支那は精神的にも物質的にもボルシェヴィズムの嵐に抗争し得るとは信じられない。……支那に道義的援助を確約することは見當違ひも甚だしい。寧ろ我々は支那に對し事態の重大なる所以を説得すべきであつた。ドイツは今時事變が如何なる解決をみやうとも、防共戦線の立場からみて日本を人類文化の擁護者と看做すであらう。日本の勝利が白色人種の文化を妨害するとは余は絶対に信じない。』

だが、ヒトラー總統がこれ程ハッキリと對日態度を宣言し得たのは、單に日本が防共協定の相手國だとの理由からだけではない。蔣介石政權の再興不可能といふ見透しが漸く明瞭化し、日本の對支行動を是認することが、自己の對支經濟利益を擁護する上に絶対必要條件となつたといふ關係も知らねばならないだらう。それにしても對外關係をどちらかといへば純經濟的觀點から即ち資本家の利潤をまづ出來得る限り擁護するといふ立場に立つて（そうすることが結局ナチの基礎をも強固にするといふ考へからではあるが）處理しやうと努力して來たシヤハト氏は經濟相といふ位置を追はれてをるし、またナチの權力獲得以來黨員外にありながらも、常にその發展に多大の努力をなして來たノイラート外相やブロンベルグ國防相もナチ勢力の増大によつて、それぞれ追はれるに至り、經濟外交國防の三大部門が完全にナチ・イデオロギーに塗りつぶされるに至つたといふことが、ヒトラー總統をして前

述の如き大膽な聲明を發せしめた力であるといふことも重要な點である。四ヶ年計畫の遂行がナチに課せられた至上命令であることは云ふまでもないが、我々は四ヶ年計畫の遂行が獨逸資本主義を破壊しつゝあるといふことをよく聞くのである。云ふ意味は資本家の利潤を無視する様な統制の強化や無理な政策の強行をナチが行ふに至つてをるといふことであるが、無論ナチが資本主義を崩壊せしめやうとしてゐるといふ意味では毛頭ない。帝國主義ナチの生存を確保するための可能最大な努力の現はれが四ヶ年計畫であることは餘りにも明白なことであるにも拘らず、そのために資本家の思ふまゝなる意志に添ひ得なくなりつゝあるといふだけなのである。それにしてもこれは深刻な矛盾であるは云ふまでもなく、その解決がシヤハトをブロンベルグをノイラートを退場せしめたのである。ヒトラー總統は國會で叫んだ「一九三三年一月三十日余はドイツ國民を救済するために特に迎へられたが、獨逸を救済するために起つたものは決して余が最初ではなかつた。しかし余に續くものは未だ現はれてゐない。若し余にして失敗せんか、獨逸は混亂に陥ることは必然である」と。全くドイツ資本主義はヒトラーを失ふことによつて滅びねばならないのだ。従つてヒトラー總統の無理も資本家が聞かねばならないといふ譯である。ヒトラー總統は伊太利に對しても次の如き好意を示した……

『……伊太利との親善關係はこゝに強調するまでもなく、ムッソリーニ首相こそ一九二二年イタリーを救つた

人であり、同時に歐洲文化をボルシエヴィズムの混亂から救つたのである。ムツソリーニ氏は現在最も重要な歴史的人物であり、獨伊兩國關係は兩國が共にボルシエヴィズムの危険を認識してをる事實に基いてゐる。……」斯様に反ソ的態度を先づ露骨に示すが、併し決して植民地への要求を忘れやうとはしない。しかも今回の要求に於ては去る一月二十七日發表されたヴァン・ゼーランド報告に一矢を酬ゆるかの如くクレデットの供與によつて獨逸植民地問題を解決しやうとするかの如き傾向に徹底的に反對してをる。

『我々は今後とも益々國內生産の増進に努力せねばならぬが、これをもつてしても土地の不足を如何ともなし難い状態にある。我々は年々獨逸植民地の返還を聲を大にして要求するであらう。これら植民地はかつて獨逸が何國からも奪取したものでなく、現在の所有者にとつては殆んど無價値に等しいものだが、獨逸にとつては死活的必要のあるものである。余は獨逸の植民地要求が獨逸に對するクレデットの供與によつて埋合はさるべきものでないことをこゝに公然言明する。我々はクレデットを要求するものではなく、生活の前提條件を要求するものだ』

だが我々が讀者と共に此處に見抜かなければならない點は、ナチの反ソ的態度と植民地要求への態度こそはヒットラー總統の計畫の中にあつていみじくも統一されてをるといふことだ。植民地要求といふ態度を、現在英國や佛國の手中にある舊獨植民地の返還と解してをる者は恐らくその單純な思考を笑はれる時が来るだらう。『生活の前提條件』は決して貧弱な舊獨植民地等からは充たされ得べくもない。強いて言へば下手に舊植民地を返還されて意味深長な植民地要求の聲を封ぜられることはナチ

の最も嫌な點であるとも解せられる。また舊植民地にコピリ付いて英佛と對抗することが如何に下手な外交であるか位は誰でも知り得るところだらう。ソ聯を犠牲として自己の野望を充すといふ方向、そのために體制的對立の局面をクローズ・アップして、其處をチャネルに英國を誘はんとすること、これこそがヒットラー總統の計畫であることを、今こそハッキリと理解し置くべきであらう。國防軍のナチ化(註一)はそうした目的遂行上の障碍を除去したものであり、新獨逸協定(註二)はそうした目的遂行のための足場構築の前提であり、イーデン外交の退場(註三)はそうした獨逸の計畫と關聯して考へる場合に於てはじめてその重大性が判るであらう。

(註一)ナチスによる獨逸國防軍の改組は二月四日總統の布告で實施さる。これによつてプロンベルグ國防相はしりぞけられ、ヒットラー總統はドイツ全國軍の最高指揮官となる。國防局を國防軍司令部と改稱、カイテル將軍をその首席に推し、カイテル將軍はヒットラー總統に直屬し、國防軍の最高指揮官として陸海兩軍を統率する。陸軍總司令にはフォン・フーリツツ將軍に代つてフォン・ブラウリツヒ將軍就任、海軍總司令にはフォン・レーダー提督が居据る。尙ほゲーリング空相は元帥に昇進、ノイラートに代つてリツペントロップ外相に就任し經濟相には前宣傳次官ワルター・フンク氏が就任した。斯くて今までナチ黨員以外で政治上重要な位置を占めてゐた人は全部退けられた。

(註二)新獨逸協定とは去る二月十二日獨逸首相シュニツク氏がヒットラー總統の招請に應じてベルヒスガードの山莊を訪れ、そこでの會談で成立したものである。その内容はヒットラー總統の述べてをる如く一九

三六年の獨逸協定の趣旨を文字通り擴充したもので、十五日獨逸政府の發表した該會談に關するコミュニケは「獨逸兩國政府は直ちに獨逸民族として歴史並に共通の利益に基き緊密にして友好的な關係の確立を保障すべき手段を實行に移すことに決定した」と云つてをる。公式に發表された協定の内容はこのコミュニケ以外にないが、その後の経過からみると獨逸の獨逸支配の手が相當強大に伸びてをることが判かる。即ち獨逸政府は十五日に親ナチ的に内閣の大改造を行つた。まづ内相には獨逸ナチの重鎮フォン・サイス・インカートを据え、國內警察の全權を附與した。また外相には親獨逸派のギド・シュミット外務次官が、同じく親獨逸派のアダムヴィツ博士、前内相のホルステナウ氏がそれぞれ法相、無任所相に据えられた。更に十六日には政治犯人の大赦が實行され、ナチ派の政治犯人が大量出所することになつたが、同時にシュニツク首相の主宰してゐた「祖國戰線」の改組を行ひ内相インカートをその政治部長に任命、大赦により出所したナチ派政治犯人はじめ獨逸ナチ黨員は今後祖國戰線以下各種の國體にあつて合法的に活動し得ることとなつた。その他インカート新親獨逸内相がヒトラー總統に示した兩國の提携條件として傳へられたものは(一)獨逸各新聞に對し今後獨逸を獨の姉妹國として取扱ふやう嚴重指令する。(二)外國爲替制限を緩和し獨逸の勝地に遊ぶ獨逸旅行者の増加を計ること。(三)獨逸に於ける失業者を減少せしめる見地から獨逸四ヶ年計畫に獨逸農工業の參加を認めること。(四)獨逸資本の對獨逸投資を圖ること等といはれてをる。これらの諸條項を「獨逸の完全な主權を承認」「兩國政府は互に相手國の内政問題に直接たると間接たるとを問はず一切干渉せざること」等を約した一九三六年の獨逸協定に比較すると、其處にアンシユルス運動の一段の發展を窺ひ知ることが出來やう。

(註三) イーデン外相は二月廿日辭職した。英伊國交調整に關してイーデン外相は先づ伊太利側から反英宣傳を止め、西班牙に於ける伊太利の義勇軍の撤退を先決條件とするといふ主張したるに對し、チェンバレン首相が賛成するところとならなかつたためである。

(B) 複雑多岐な對立諸關係とそれを貫くもの

イ、對立の地盤と方向

さて問題は世界政治の今後に於ける動向である。軍擴競争を背景としてヒトラー獨逸の獨逸制覇を指す積極的な前進とチェンバレンの意圖する對獨伊關係の協調的調整——こうした既に動き始めた諸問題が極東に展開されつゝある日支の長期戦と影響し合つて如何なる方向に、如何なる問題を創造して行くか、それらの諸問題は如何なる方面で分裂し、統一するか、斯うした點に關して現實は如何なる解答を下すか、それへの見透しこそ我々の重大な關心事でなければならぬ。無論問題は極端に複雑な關係に置かれてゐる。そして事實複雑な關係から結論を引出すのでなければ正しい結論は得られない。我々はいま遺憾乍らそうした問題と充分に取組む能力と餘裕を缺いてゐることを告白せねばならないが、併し不完全な見解であれ、ここに記して參考に供して置かねばならない。

先づ問題の發展するであらう地盤であるが、云ふまでもなく、(一)日支關係、(二)スペインの内亂、(三)獨逸太利からチェッコの中歐地帯、(四)佛蘭西の内政狀態等が第一に考へられる。印度やパレタス

インに於ける反英熱、南米の諸國にフアツシヨ的な政治勢力の擡頭とそれに呼應して伸びつゝある獨伊の經濟力等も重要な政治問題發生の前提を培ひつゝあると考へねばならないが、それはまだ差迫つた段階に達してゐないと見てよいだらう。然らばそつゝいふ地盤で如何なる對立關係が脈打つてゐるか、注目すべき點は何處の地盤でも資本主義對社會主義の體制上の對立と帝國主義諸國間の對立が相抱合の關係に於て強固に根を下してゐるといふことである。支那に於ては云ふまでもなく日本對英國、日本對蘇聯、英國對蘇聯、支那人民戰線對帝國主義の諸對立が、また西班牙には英國對獨伊、獨伊對佛蘇、英國對佛蘇、更に國際的關聯に於ける人民戰線對フアシズムといふ對立が嚴存してゐるのである。中歐に嘗つて存在してゐた獨伊の對立は、獨逸協定やローマ・ベルリン樞軸のそれぞれ二回に互る調整によつていまは殆んど休火山的存在となつてゐる。死火山的存在とはなつてゐる譯でないから再び問題となる日が來ないとは考へられないが、當分は相携へて動くものと見て置く可きだ。従つて最もムキ出しの對立は獨逸對佛ソのそれであるが、就中獨逸の東方政策への動きはソ聯との對立を前面に押し出さんとしてゐる。獨逸が塊太利からチェツコへ延びる様であると英國も佛蘭西も決して沈黙し得るものではないが、その場合獨逸は恐らく英國が出る前にチェツコへの行動は反共「聖戰」のために必要な前提であり、それによつて英國の權益は絶対に侵さないといふ様な保證を與へる

のではないかと思はれる。無論歐羅巴のバランス・オブ・パワーに深甚な注意を怠り得ぬ英國のことであるから「反共の聖戰」といふことだけで英國が簡単に獨伊の進出を大目に見る様なことはしないだらう。

斯様に見て來ると前述した如き地盤で、前述した如き複雑多岐な對立がどう動くかといふことの見透は全く單純ではあり得ない。だが如何に事態が複雑でも、それは特殊的なものゝ集合でしかなく、原則的なものは何時如何なる場合もそれらの特殊的なものを通じて自己を貫徹してゐるのである以上、何よりも問題となるのは世界的に見て二つの體制上の對立と帝國主義的對立の原則がそれぞれ如何に自己を貫徹し行かんとしてゐるかといふ點となる。現實の動きを冷靜に凝視する者にはどうも所謂體制的對立の方が帝國主義對立の激化を伴ひつゝではあれ、より強固に自己の根を張つて來てゐる様に思れる。無論それは最近三年來絶叫されてゐるヒトラー總統の反ボルシェヴィズム的言辭の如くにムキ出しではなかつたが、西班牙内亂の推移の中に、またブラツセル會議から最近に於ける支那事變の移推の中にそつゝした傾向の發展を感得出来るのだ。イーデン外交の理想主義的、聯盟主義的性質が常にそつゝした認識をばかして來たことは争はれない。だがチェンバレン首相を後盾にして登場したハリファックス英外相はイーデン前外相によつてかけられてゐた霧を除くことによつて、我々がより強

くその根を張りつゝあると見た方向をより明瞭に示すのではなからうか、英獨英伊兩國會談を通じてソ聯を除いて佛蘭西を含めた四國協定がやがて日程に上る様に見られてをるが、それは兎も角としてハリファックス外相は必ずや何等かの成果を収めるのではないだらうか、チエンバレン首相によつて英國の外交が眞にその現實主義を取戻したとされるならば、その効果を期待する方が、その失敗を豫想するより妥當性を持つと見なければならぬ。そして若しそこから何等かの成果が生まれるとすれば、それは一見英國の獨伊への讓歩がしからしめたものに見へる場合があるかも知れないが、大局的且つ相對的に見るときは必ずしも英國が犠牲を受けるのではなくて、案外損害を受けるのはソ聯であるといふ様な場合が多く發生するのではないだらうか。何れにせよ歐洲外交からソ聯一人のけ者にされるといふ情勢が着々と發展しつゝあるやに考へられる。

最近四、五年間の歐洲の外交を顧みると、全ては獨伊の現状打破勢力によつてリードされて來てをり、それは既に英佛の忍び得ない段階にまで達して來てをる様だ。英佛も何時までも獨伊の進出に無効な抗議を續けるだけで引下つてはゐられないだらう。何等か局面を拾收せんと英佛が動く時は既に到來してをると考へられるが、そうなれば今度は英國の役割を獨伊の役割と共に重要視されてねばならなくなる。尨大な軍擴が充實するに従つて英國の役割は更に重要性を増大するであらう。それに従

つて英國は當然その對蘇關係と對獨關係をどう統一的に處理するかといふ非常に難しい問題に當面せねばならなくなるが、日支の長期抗戰に且又支那に於ける日本の諸行動に如何に對處するかといふ側面からも英國はその對ソ聯關係を何とかヨリ明瞭なものに仕立てねばならなくなるだらう。これこそは文字通り新たな局面を開くものであり、今後の諸問題は全て英ソ關係の鏡に照らしつゝ考慮せねばならなくなる。無論英國は、ソ聯を利用しようとする心組から慎重にその態度を持し、對ソ關係をどの方向に進めるかを容易に明かにしないだらう。だが英國自身が積極的にそう努力しなくとも狀勢の推移は客觀的にその明瞭化を進めずには措くものではない。

(ロ) 中心となる英ソの對立

推論を進めてここまで來ると、世界政治の今後の動向を見透すに當つて英ソ關係の正しい認識を持つことが絶對に必要であることを知る。代表的な『持つ國』帝國主義國と世界唯一の社會主義國との關係、これが今後どう動くか、これこそ確かに世界政治の重大問題である。だが我々はいまこゝでの問題の検討を深めることは出来ない。他日獨立したテーマで検討する必要が出て來るであらう。だからこゝではたゞ簡単にその骨子だけを見て置くにとゞめやう。

過去の歴史を顧みるならば英ソ關係は實に險惡な時代が多かつた。今こそナチ獨逸がソ聯を憎みの

坩堝の様に思つてをる第一等の國となつてをるが、その昔は英國こそ最も粗野な反ソ國であつた。デニキンやコルチャツク等の反革命軍を積極的に援助した革命當時は問はないとしても、一九二一年三月第一回英ソ暫定通商協定の締結を契機に英ソ關係が平和に戻るも間もなく、二三年五月にはカーゾン卿の對ソ最後通牒が發せられて一觸即發の關係に置かれ、その後一九三四年の第四回英ソ通商協定が締結される迄は全く友好關係に入つた時は少かつた。一九二四年マクドナルド第一次勞働黨内閣によつてソヴェート政府は始めて承認されたが、間もなくジノビエフ書簡事件といふ保守黨の陰謀によつて英ソ關係は悪化し、暫定通商協定は拒否され、二五年には英國共產黨本部手入事件が、二七年にはアルコス・ハウス搜索事件といふ様な反ソ行動が相續き、遂に英ソ國交は斷絶の止むなきに至つてをるのである。だが二七年には再び國交回復し、三〇年には英ソ暫定通商協定が締結されたが、レナ・ゴールド・フキールド會社事件とかソ聯に於ける英人技師裁判事件が起るといふ様に關係は依然明朗化せず、三三年には英國に於てソ聯商品輸入禁止勅令の發布すらなされてをる。實に執拗な反ソ行動の繼續であることが判るであらう。そしてそれらは全てシチーを背景にもつ保守黨の策動に基くものであることも留意さるべき點である。

だがシチーは何と云つても利にさとく、現實主義者である。ソ聯が落付き社會主義建設が著しく進捗する一方、歐洲や東洋の國際關係が日本や獨逸や伊太利の現状打破的勢力の進出によつて脅威を感ずるに至ると英國の保守派と雖も、その反ソ的行動を非常に慎む様になつた。殊にソ聯の國際聯盟への加入はソ聯を現状維持派の一員に加へることによつて確かに英ソ關係は非常に好轉した。併しそれは單に好轉の程度であつて、それによつて英國はソ聯への警戒を決してゆるめはしなかつた。佛ソが相互援助條約によつて近づくと英國は直ぐ獨逸に近づいて海軍問題を協議し、獨逸に有利な海軍保有力を許したことからも英ソの潜在的な對立關係は情勢さへ許せば芽を出す關係に置かれてゐたことは注目されねばならない點なのである。即ち英ソの關係は氣味悪い煙を吹きながらも登山者に鑑賞を許してをる淺間山の如き關係に置かれてゐたと見るべきであらう。英ソ關係の過去が上述の如くであつたとすれば、我々が前に提起した問題、即ち英國は何れその對ソ關係を如何に處理するかの問題に對しても決して心からソ聯と接近することによつて解決する様なことは考へられない。チェンバレン・ハリファクス外交の出陣はそうした方向へ進まねばならぬ必然への狼火の如きものと考へられる。無論現實の動きは左様な本質を簡單に把握させる程ハツキリするものではない。だが今後英獨、英伊關係や日支戦争を繞る英ソ、英日關係を見る場合、上述した如き英ソ關係の歴史を充分考慮に置く必要があらう。それにしても塙國への獨逸の進出、スペインへの伊太利の進出が描くであらう波紋

は大きな動搖をもたらさずには置かないであらう。歐羅巴は文字通り多難である。

追記——我々がこの稿を終らんとした時、シユシユニツク塊首相は突如塊太利の獨立可否を國民投票に問はんと聲明を發し、ナチ色の多い青年層をその投票から除かんとして廿四歳以上の男女に投票權を限ることにした。これは直ちに塊太利ナチの反撃を買ひ、ナチ派と祖國戰線派は各所に衝突し塊太利全土は暴動化した。機を見た獨逸ナチスは兵を塊國に進めゲーリング、ゲツペルスの將領も乗り込み、また、く間に塊國の合併を斷行してしまつた。「余は大任を果した」とヒトラーは叫んだが、この言葉こそは世界各國の心を種々の立場からしみじみと打つた言葉だらう。比較的平靜の裡に行はれた合併であつたが、併し大きな變化である。しかもそれはより大きな變化の前提として世界の眼はいまチエツコ、ハンガリー、ポーランドが今後どうなるのか、更にソ聯、英國、佛蘭西、が今後どう動くかの問題に向けられてゐる。我々は今更乍らローム・ベルリン樞軸の強化を知つた。だが伊太利が塊太利の國民投票に遠慮的な賛意を表してゐたことを忘れ得ない。英伊會談に一段の色彩が加はる様になつた譯だ。斯うした渦中に佛蘭西ではショータン内閣が倒れブルム氏が再び出馬した。いまの佛蘭西では社會・共產黨に對抗しては何も出来ない情勢にあることが判かる。ブルム氏は切迫した對外情勢に對處するため舉國的政策に進むのではなからうか。それにしても前途は多難である。

## 第九節 長期戦下の政治社會情勢

前輯に我々が昨年末の政治社會狀勢を述べてから僅々三ヶ月弱しか経たぬのに、我々は今日と昨年末とを比較してその間、社會の雰圍氣に非常な變化を來したのに一驚する。誰か昨年末に防共護國團が四百餘名を以て政民兩黨の本部を占據する事件を豫想し得たらう。又誰が安部磯雄氏が壯漢に襲撃される事件が起る事を豫期し得たらう。然も今日の我々にはこれらの事件が今日の社會政治狀勢に決して相應はしからぬ唐突の事件だとは、容易に受取り難い様な、何か大きな變化が日本社會に起つてゐる様に思はれるのである。

我々は前八節に於て日本經濟が長期戦に順應するため急變し、又日本を繞る諸外國の對日感情もこの三ヶ月間に激變してゐる事實を見來つた。政治社會情勢の變化も當然これに照應して變化するものであるに違ひないが、これと同時に長期戦轉入と共に政府爲政者が國民に要求しつゝある堅忍持久、盡忠報國の精神が、國民をしてこの事件を異常と感ぜしめぬ状態に導き來つたものでもあるとも感じられる。即ち上叙の如き客觀的環境の變化の外に、爲政者の積極的意志が今日の社會政治情勢を轉形



させて行く力の非常に大きいのである。

尤も今日爲政者中、何人が就中その中心的勢力であり、その勢力が如何なる意圖を包懷してゐるか  
を明瞭にする事は頗る困難である。従つて我々はたゞ最近の諸事件を記録してその判断に至つてはこ  
れを讀者に任せるより外ない。

### 一、異常なりし三事件

この三ヶ月間に注目すべき事件が三つあつた。この三事件はその性質が夫々異つてはゐるが、これ  
をまとめて觀察する事によつて一應最近の社會情勢が集中的に把握出来る。

#### (A) 學者群の檢舉

事件の内容は周知の通りである。即ち前輯にも報告した去る十二月十五日の「勞農派」の檢舉に引  
續いて、勞農派と理論的に關係を有し、且つ同派に資金提供等の疑ひがある、東大勅任教授大内兵衛  
氏等三十二名が、二月一日に檢舉せられたのである。

主なる被檢舉者

東京帝大教授 大内兵衛、同助教授 有澤廣己、同 脇村義太郎、法政大學教授 阿部勇、同 美濃部亮吉

同 南謹二、法大講師 笠川金作、集鴨高商教授 芹澤彪衛、東北大助手 杉森二郎

事件の取調は進行中で従つてその結果の發表を見ないが、こゝに副次的な産物は一つは東大經濟學  
部に於ける大内、有澤、脇村三教授の處分にからまる同教授會の紛争である。即ち土方成美氏らは即  
時處分を主張し、河合榮次郎氏は自重論をとり、その採決が所定の票數(出席の三分の二)を得ず  
して即時處分派の敗北と決するや、土方氏は經濟學部長を辭任し、次いで即時處分派五教授の名を以  
て總長宛に上申書を提出するなどの騒ぎを繰返してゐる。又貴族院に於ては、同事件に關聯して帝國  
大學改造を要求する二つの演説が行はれ、即ち井田男爵は『最高學府は人民職線の國營所』であり、  
河合榮次郎博士の著「フアンズム批判」、同「時局と自由主義」、同「社會政策原理」、横田喜三郎博士  
著の「國際法」、田中耕太郎博士の著書、宮澤俊義博士の憲法講義、矢内原教授の「植民及植民政策」  
等は第三期自由主義即ち社會主義の學風に捉はれた非國家的のものであり、「今日の帝大に於ける法經  
兩學部は人民職線のオンパレードである」と論じてゐる。又三室戸子爵も帝大法學部長田中耕太郎を  
同様に非難してゐる。要するに大學の改造は校の内外より進捗してゐると云ふ事が出来る。

#### (B) 防共護國團の政黨本部占據

第二の事件は四百餘名の壯漢が既成政黨の本部を占據せる防共護國團事件である。同事件もまだ取

調べ進行中で、内務省及び警視廳からはその真相が發表されてゐないが、衆院に於いて議員の明かにした處によれば左の通りである。

松田竹千代代議士『去る二月十七日防共護國團員と稱する者が無慮數百名、内約三百名は政友會本部へ、又二百五十名程は民政黨本部へ、各々カーキ色の團服、ゲートル、戰鬪帽と云ふ様な扮装で、市内四ヶ所の屯所に勢揃ひの上、三班に分れ數十臺の自動車に分乗して押寄せて参りました。そして多數の棍棒の如きもの、兇器とも云つて差支へないものを持ちまして暴力に依つて彼らの主張でありと稱する所の政黨の解消を強行せんと試みたのであります。……聞く所によりますれば、團服、日給などを金額に見積りましたならば、それは、相當多額、或は十萬圓以上にも上るのであらうかと計算されるのであります』(二月十九日衆院速記録第十五號)

武知勇記代議士『聞く所に依りますると、防共護國團の首魁中溝多摩吉なる者は遁走中であつて、逮捕に至らぬと云ふことです。……この防共護國團に對して政界に相當の地位を占められた前の總理大臣林銑十郎、現在の參議松岡洋右、或は昔の政治家秋山定輔氏などの名が出て、さうして援助してゐると云ふ噂が専らである。更に藥屋「わかもと」より一條實孝公の仲立によつて、數萬圓の大金を取つたと云ふ噂も専らである。其外實業家からせしめた金は、彼此れ二十萬圓に及ぶと云ふ

専らの取沙汰である。』(三月四日、衆院速記録第二十二號)

素より捜査機關を有せぬ代議士の言であるから間違ひもあらうし、人間であるから思ひ違ひもあらう。然し乍ら本事件が單なる市井の無賴漢の賣名・嫌がらせでなく、主義主張を持つ思想的な運動の片鱗であらう事はたやすく察せられるのである。本事件はピストル等の兇器の取締りが嚴重な我國に於いては、その取締りの緩い國々に於ける短銃發砲等の示威運動と同一視すべき重大性を持つものかも知れぬ。いづれにせよ注目すべき事件である。

(c) 社大黨首毆打事件

三月三日、桃の節句と云へば櫻田門の變を想起するが、この日社大黨首安部磯雄氏の毆打事件が起つた。衆院に於ける河上丈太郎氏の演説によれば、

『先般來社大黨に對し色々の方面から黨に對する所の或は行動、或は言動が横行してゐる。大衆黨を殲滅すべしと云ひ、或は大衆黨の代議士に向つて強制的に辭職を要求する。一例を申し上げますならば、堀内信水中將の署名を以て「皇道日報」の一月二十四日號に「彈壓など手緩きものでは駄目なり、その手段はスターリンが反政府嫌疑者を××するに倣ふべし、斯んな手段は大いに學んで宜しい」、斯うゆう事が書いてある。そして我黨幹部の住所氏名を全部列舉して居ります。……本事件

は何ら突然に起つた所の出來事でない。』(三月三日衆院速記録第二十一號)  
幸ひに犯人は數日後司直の手に捕はれ、背後關係が洗はれてゐる。

## 二、急進的ニ法案の提出

以上の三事件は、その性質に於て全く異なるものであつても、我國が希有の時局に到來して居るために、招來された點に於て共通なるものを持つてゐる。而してこの同じ時局の所産として一世の耳目をあつめてゐるものは、國家總動員法案と、電力國家管理案とである。

### (A) 國家總動員法案

國家總動員法は目下貴衆兩院に於て審議され、本書が讀者の手に渡る頃には可決されて法律化されてゐるかも知れないが、今日迄の衆院に於ける論争は次の如くだ。

先づ議員側の言分を聞くと、同法はその重要性にかゝはらず全文僅に五十個條でその中罰則等を除いた實體は僅か三十個條であるが、その内容を一言に言へば、國家の非常時に際し國防に必要なことは一切擧げて政府に任せて呉れと云ふことである。即ち本法はその實行の大事な部分は悉く勅令に譲つてある。法律に非ざれば制限し剝奪する事の出來ない日本臣民の權利自由を擧げて政府の獨斷に

委ねてゐるのであつて、一九三三年三月二十四日のナチの授權法に比すべきものである。

而して同法の性質は以上の如しとして、議員側は次に本法が憲法違反であるとして次の如く論難する。即ち憲法第三十一條は「本章(臣民の自由)に掲げたる條規は戰時又は國家事變の場合に於て天皇大權の施行を妨ぐる事なし」とあつて、戰時又は國家事變の際には天皇の大權は、憲法第二十一、二十七、二十九條の納稅の義務(法律によらぬ納稅の義務なき事)、所有權の自由、言論集會の自由等の權利を制限し得る事になつてゐるが、國家總動員法はこの法文を高閣に束ね去り、この大權の發動を制限しようとする、即ち憲法違反である、と云ふのである。

次に政府側の言分を聞かう。杉山陸相は國家總動員法の目的と題して、  
『軍需工業動員法だけで無く、國民生活を確保し、且つ長きに亙る戰爭に對しまして國家の經濟を圓滑に運行せしめたいと云ふ考への下に、本法が立案されてあるのであります。是は歐洲大戰に於けるロシア及びドイツの狀況をお考へになつたならば、最もよくお分りになると思ふのであります。此のロシア及びドイツの例は國家總動員に關する準備が不十分であつた結果が茲に至つた事を示すもので、この事柄は極めて重大なることであるのであります』(衆院速記録第十七號、牧野良三氏質疑に對する答辯)

政府側と議員側との意見の岐れ目は要するに、長期戦の遂行に對しては、納税の義務、所有權の自由、言論の自由の制限が止むを得ざるものか否かにかゝる。若しこれが止むを得ずと認められるならば、他は單に本法の運用に誰があたるか——つまり議院の代表をその運用機關に幾人入れるかの問題が残るだけである。而して實際の審議の方向も又この方面に進んでゐるものゝ様である。

(B) 電力國家管理案の紛糾

電力國家管理案の内容は、第一に既設の電氣事業の中から主要火力發電設備並びに主要送電線を取上げてこれに仍つて新會社を設立する、資本金は十億圓でこの會社に新規開發すべき未開發の水力發電の開發をさせる、取上げるものに對してはその評價格に相當する株式を交附する。これが本案の骨子であつた。

本案の運命については既に周知の如く、衆議院は右述の評價の方法を政府の意圖を裏切るやう修正し、並に右述の株式交附をも株主の希望によつては現金交附をしなければならぬ様修正して、政府をして修正に不同意を表し、従つて同案が成立せぬ様仕向けた。

以上の如く云へば宛も衆議院が、政府の意圖する豊富低廉なる電力の供給をふみにちつた如くにも見えるが、これも貴衆兩院の議員の云ふ處によれば、次の事情がある。即ち本案はイデオロギー案で

ロシアの五ヶ年計畫を眞似て、民間事業の財産を相當の代價を支拂はずに株券を呉れて甚だ安い値で買取る案だ、とかう云ふのである。而してそれが事實であり値段が甚だ安ければ、國家總動員法と同じく憲法違反なりと云ふ反對論も従つて成立つ譯である。

本案の今議會の運命は定まつてゐる。然しこの提出が今議會だけで終るか、又別の方法で國家管理が出現しないで終るか、それはかゝつて今後の長期戦の見透しと爲政者の主觀に仍る。

三、獨逸の支那事變への仲介

以上の如く異常なる事件が續出し、急進的な諸法案の提出が餘儀なくされるのは、これはすべて時局の然らしめる處である。この事は繰返し述べた處だが、然らば今日時局をこゝに導き、又明日以後のその運命を支配するものは何かと云へば、申す迄もなく支那事變の見透しが、それである。然しこの問題は甚だ難解であり、且つ本節はこの目的のために設けられたものでない。従つてこゝではたゞ最近三ヶ月間に生じた支那事變の見透しに關する一つの外交問題を指摘するに止める。

獨逸が日支間の仲介に立つてゐるとは昨年來屢々噂された處であつたが然しこれが實際に公表されたのは、本書冒頭にも述べた一月十六日の近衛内閣の重大聲明のあつた翌々日、我が外務當局に仍つ